

福祉文化研究

目 次

巻頭言

いのちといのちが響き合う福祉～「分断」「対立」を越えて～	馬 場 清	3
------------------------------	-------	---

追悼

回想の河畠修さん	永 山 誠	7
看取られるものの人権～河畠修さんを偲ぶ～	加 藤 美 枝	9

特集 民俗学を通した福祉サービスの再検討

福祉社会と福祉計画～福祉民俗学の試み～	柴 田 周 二	11
福祉民俗学への一視点～自己史・生活史からのアプローチ～	斎 藤 孝 夫	17
民俗学から見た高齢者福祉の新たな可能性～六車由実氏へのインタビューを踏まえて～		
	薗 田 碩 哉	31
里親制度と福祉民俗学	木 村 たき子	39

福祉文化批評

佐 藤 嗣 道 ・ 清 水 明 彦 ・ 佐 伯 典 彦 ・ 加 藤 美 枝 ・ 大 江 緑 ・ 義 基 祐 正 ・ 山 田 貴 史	45
--	----

論文

語りのなかで育つ摂食障害の若者とソーシャルワーク ～若者の福祉文化の形成を求めて～	安 藤 佳珠子	55
大学生における防災訓練後の意識変化の諸相 ～肯定的な意識変化と否定的な意識変化との比較～		
中 嵐 洋 ・ 上 田 恵理子 ・ 西 川 愛 海 ・ 村 田 美 穂	71	

研究ノート

近代日本の貧困救済思想 ～江戸中期の儒者の言論を中心にして～	増 山 道 康	85
障害児者の交通被害の実態と課題 ～生きる力を育む障害児者の交通安全～	堀 清 和 ・ 村 上 佳 司	101

資料編

Human Welfare and Culture Studies

Organ of the Japanese Society for the Study of Human Welfare and Culture

2018 Vol. 27

Preface

Welfare which works towards people respecting each other Beyond the “Separation” and “Conflict”	Kiyoshi BABA	3
---	--------------	---

Memorial

Reminiscences of the Late Mr. Osamu KAWABATA.....	Makoto NAGAYAMA	7
Human Rights of Those who was Nursed: Recall the Late Mr. Osamu KAWABATA.....	Yoshie KATO	9

Features Review of Social Welfare Services through the Folklore

Welfare Society and Folklore	Shuji SHIBATA	11
One Viewpoint to Welfare Folklore	Takao SAITO	17
Possibility of Welfare for the Elderly in a view point of Folklore	Sekiya SONODA	31
Foster Parents System and Welfare Folklore	Takiko KIMURA	39

Human Welfare and Culture Criticism

.....	Tsugumichi SATO ·	
Akihiko SHIMIZU · Norihiko SAEKI · Yoshie KATO · Midori OHE · Yusei YOSHIMOTO · Takafumi YAMADA		45

Article

Social Work and Youth with Eating Disorders on Growing in Narrative Approach: Forward to the Formation of Youth Welfare and Culture	Kazuko ANDO	55
An Aspect of Change of Conscious among University Students after Disaster Drills: A Comparative Study on Positive and Negative Change of Consciousness	Hiroshi NAKASHIMA · Eriko UEDA · Megumi NISHIGAWA · Miho MURATA	71

Short Article

On the Speech of the Confucian in Poverty Relief thought of Modern Japan: the Middle of EDO	Michiyasu MASUYAMA	85
The Actual Status and Problems Concerning Challenged Person: Traffic Safety for Challenged Person Taking Zest for Living into Consideration	Kiyokazu HORI · Keishi MURAKAMI	101

Edited by
The Japanese Society for the Study of
Human Welfare and Culture

学術刊行物 2018 Vol. 27

福祉文化研究

日本福祉文化学会

いのちといのちが響き合う福祉 ～「分断」「対立」を越えて～

馬場 清

映画『かすかな光へ』を観た。この映画は、今年で99歳になる教育学者大田堯の半生をたどったものである。一兵卒として体験した戦時下における農民兵や労働者との出会い。戦後の様々な住民とともに取り組んだ民衆学校や村の青年たちとの共同学習、さらには生活綴方教室。そして高度経済成長期を経て、人びとの絆が断ち切られていく中で、「教え育てる」という従来の教育観が根底から覆されていく。そして迎えた2011年。人や地域、社会などのつながりがどんどん希薄になっていくなかで起こった東日本大震災。この「災害」は、未曾有の大惨事であったが、その中で多くの人びとが、いのちと向き合いながら、切実に生き方を模索する。そして大田もまた、人が生きるための学びとは何か、いのちとは何かを探求し続ける……。

大田堯先生と私の出会いは、かれこれ30年以上前、私が通っていた大学のゼミの教員であった藤岡貞彦氏に連れられて、大田先生の自宅で行われていた「地域と教育」を考える研究会に参加したことであった。それは毎月1回、年齢も職業もまったく異なる人びとが集まり、地域における教育のあり方を問う学習会だった。それ以来、私は勝手に大田先生を師と仰ぎ、その後出会った一番ヶ瀬康子先生とともに、私の「恩師」として教えを請うことになった。

それはそれとして、この映画のタイトル「かすかな光へ」は、谷川俊太郎の詩から取られた。その一節にこんなフレーズがある。

私たちは知りたがる動物だ
たとえ理由は何ひとつなくても
何の役に立たなくとも知りたがり
どこまでも闇を手探りし問いつづけ
かすかな光へと歩む道の疲れを喜びに変える

人間は、どんな闇の中でも、問い合わせ、学び続け、かすかな光が差し示す真実の探究という道に導かれる。それが、人が人たるゆえんなのである。そして「モノ」と「カネ」の圧倒的支配の中で人間が分断され、孤立を深め、対立していく中で、こういう時代だからこそ、「いのち」の特徴である「ちがう、かかわる、かわる」という3つのキーワードを挙げながら、教育の再生、それはいのちの再生、人の再生もある、を問い合わせ続けるのである。

私が日本福祉文化学会の会長になってからまもなく3年になろうとしている。この間、日本福祉文化学会では、「福祉文化とは何か」という定義についての議論から脱却し、「文化の視点から福祉の現場で起きていることをみること」こそが、福祉文化研究のあり方であるとの立場に立脚

して、様々な活動を行ってきた。いわば「文化のメガネで福祉をみる」ことで明らかになる福祉の世界特有の特徴や考え方=「福祉文化」を分析し、その背景を考察することで、本来の福祉のあり方について考えていこうという方向性を打ち出したのである。

そして私のメガネで最近の福祉の世界を見てみると……この福祉の分野においても、人間の価値を「能力」「効率」で測ることで、人間が分断化されていく様子がくっきりと浮かび上がってくる。

その最たるもの、昨年発生した「津久井やまゆり園」で起きた障がい者殺傷事件である。ここでこの事件を詳述することは避けるが、事件から1年以上経って、ある番組で劇団態変を主宰している金萬里が「結局、何も変わっていない、いやもっと悪くなっている」と述べていた。

劇団態変は34年前、自ら重度障がい者である金萬里によって旗揚げされた。彼女は、3歳の時にポリオにかかり、その後今に至るまで介助を必要とする生活となった。母親は、朝鮮古典芸能の伝承者であり、金自身も、その後継者として期待されていたという。にもかかわらず、障がい者となったことでその夢が断たれただけでなく、その後「収容された」施設では、障害は悪、直すべきものとして、徹底的にリハビリテーションに励むことを要求され、人間的な生活はまったく保障されていなかったという。その後、「青い芝の会」の活動にのめり込み、しかしその活動にも限界を感じた金は、自らの身体を人前にさらす、独自のパフォーマンス集団としてこの劇団態変をたちあげた。そして日本ばかりでなく、世界的にも評価をされるようになる。この劇団態変で舞台に立てるのは、障がいのある人だけ、舞台衣装は、全身を覆うレオタード、つまり、欠損した腕や足、変形した指、身体……そのすべてを敢えて見せつけて、そこからメッセージを読み取ってもらうというものなのである。

そうすることで障害=直すべきもの、悪という価値観を大転換させ、障害そのものから「美」を読み取り、独自の価値を見いだしてもらう。そのことで障害があるからといって、人間の価値が下がるわけではないということを、頭ではなく、感性として理解してもらうのがこの劇団のめざすところである。

私は以前からこの舞台を観たいと思い、ようやく3年前に観ることができた。それまでにも劇団態変に関する文章を読んだり、動画でみていて、おそらく他の人よりはかなり事前にその企画意図や劇団のめざすものについて頭では理解していたつもりだった。しかし実際に生で公演を見たとき、「美しい」と思うよりも、「観てはいけないものを観ている」という感覚に陥った。頭では理解しているつもりだったのだが、感性が育っていないかったのである。つまりそれは私の身体の中に、まだまだ障がいに対するステレオタイプな固定観念があったということだ。でもそうした感じ方、価値観が表面に引きずり出されただけでも、この舞台を観る価値があったと思った。

その金が、津久井やまゆり園での事件を振り返りながら、「結局、何も変わっていない」と言ったのだ。自分たちが30年以上にわたって、まさしく障がい者というイメージを打破し、そこに人間としての価値を見いだしてもらい、障がい者だからといって、人間として劣る存在ではないということを、劇団の活動を通して、多くの人びとに伝えてきたつもりであったのだが、「何も変わっていない」どころかむしろ「悪くなっている」と言うのだ。

もちろん相模原の事件が、特殊な事件で、特殊な経歴を過ごした容疑者が、特殊な状況下で起こした事件として片付けてしまうこともできる。

しかし、劇団態変の舞台を観たときに私が感じた「違和感」と、容疑者の抱いていた「障がい者觀」とは、実は根底の中でつながっているのではないか。そしてその想いは、多かれ少なかれ、障害のある人を抑圧し、差別し、排除する論理につながっているのではないかと思っている。

そしてその抑圧の論理、差別の論理、排除の論理とは、人間を「モノ」や「カネ」というものさしで測ることから始まる。そして人間の価値は、いのちの価値は、どれだけモノを生産できるか、どれだけカネを持っているのかで決まるという考え方由来する。

冒頭に紹介した映画の中でも、そのことは指摘されている。教育の現場では「モノ」「カネ」に代わって、「偏差値」というものさしで人間を測り、子どもたちを分断していくのである。

能力主義、競争社会ともいるべきこのものさしを肯定すれば、モノやカネをより多く生産する人は優れており、そうでない人は劣ると考えられる。当然生産活動に従事できない障がい者は、意味のない存在となる。あるいは哀れみを受けながら、生き延びるだけの存在となる。

もしかしたら誰にでも（かくいう私にも）、こうした価値觀は眠っている。ある意味、金萬里のパフォーマンスは、私の中に眠っているそうした価値觀を引きずり出したと言っても過言ではないだろう。

一方で今の段階では「かすかな光」かもしれないが、確実に差している光、そして未来志向の光が存在していることも事実である。

例えば映画の中に、川口太陽の家の実践が出てくる。ここでは、重度の知的障がい者が、絵や陶器などの創作活動を通じて、社会参加をしている。彼ら彼女らは、いわゆる生産活動には向かない。しかし何時間でも何日間でも、自分の思いをキャンバスにぶつけて、創作活動を行うことができる。その作品は、「障がい者が描いた」から素晴らしいのではなく、彼らのいのちが充満しているから素晴らしいのだ。実はこの施設は、私が以前勤めていた大学のすぐ近くにあり、かつてこの太陽の家の「仲間」（この施設では利用者をこう呼ぶ）を大学に招いて、学生とともに絵のワークショップを実施したことがある。そのときも感じたのだが、まさしくいのちそのものが絵や作品に表出されている、そんなイメージを強く持った。

こうした取組を踏まえて、大田は映画の中で、「教育はアートである」と力強く宣言する。つまり、教育とは、社会的文化的胎盤に生まれ出た人が、ともにいのちある者として、いのちといのちを響かせながら育ちあう創造活動なのだとということである。

私はこのことばを聞いて、まさしく福祉の世界にもあてはまると首肯した。つまりすべて人の幸せを追い求めるための行為、それ自体を福祉とするならば、まさしくそこには、支援者と被支援者、援助者と利用者という関係性を越えて、いのちといのちがぶつかり合いながら、でも互いを尊重し、豊かに影響し合いながら、ともに育っていく過程、それこそが福祉だと考えるからである。

この巻頭言を書いているとき、ちょうど今年のノーベル賞の授賞式が行われた。今年ノーベル

文学賞を受賞したイギリスの作家カズオ・イシグロ氏は、その講演で「この分断の時代において小説が果たす役割は大きい」と述べた。小説だけでなく、音楽、絵画、演劇、旅行、文学、レクリエーション、スポーツ、遊びなどなど、すべて芸術活動は、人間の分断に歯止めをかけ、人間同士がつながりあうための、接着剤となる。それは、はじめは「かすかな光」かもしれないが、やがて未来を映し出す明るい光になるはずである。

(ばば きよし 日本福祉文化学会会長・認定NPO法人 芸術と遊び創造協会事務局長)

追悼 回想の河畠修さん

永山 誠

最後の研究発表

2016年11月だったでしょうか。東京都世田谷区で第8回「せたがや福祉区民学会」が開催され、河畠さんはがんを治療しながら生活する区民として、入院しながらどう暮らしているか体験を通して課題を提示する研究報告をされました。精一杯医療関係者などの知恵と援助を借りながら＜生活するのは自分だ＞という強い意志を持っておられることに私は深く感動しました。区民福祉の発展という学会の目的からみてもその原点を掘り下げるすばらしい報告でした。

終了後、「調子がよければ少しは大丈夫なので一杯飲みましょう」、そして「永山さん、結局、患者はガマンをして生きているのですよ」と、苦笑しながらいわれました。

福祉人材育成・研修センター長

河畠修さんは2017年5月に他界されました。私がすぐに思い出すのは東京都世田谷区をエリアとする「せたがや福祉区民学会」です。福祉等関係者、大学、学生、住民、行政が一堂に会し、区民福祉の向上のために実践や研究を発表し、相互に学び、理解を深める学会です。区長からは政策提言も期待されています。

2008年の準備大会から10年を経ますが、地域単位の福祉学会は日本では唯一、国際的も前例がいまだみつかりません。希少価値のある社会実験なのです。区民学会の特徴は何か、私の言い方ですが、一言でいえば＜区民合意による福祉を地域文化にする取り組み＞です。2025年にむけた地域包括ケアシステム構築が進められる中で区民学会への関心が広がっています。職場の福祉力を地域の福祉力に育て上げる河畠さんの区民学会論は別稿（新・福祉文化シリーズ第3巻）をご参照ください。ここでは私からみた区民学会創立前夜のエピソードを記します。

「せたがや福祉区民学会」の創立前夜

この発端ですが、私が昭和女子大学社会環境学科長（現福祉社会学科）時代の社会福祉学内学会の創立にあります。創立に際し学外者挨拶の一コマを河畠さんにお願いするためお会いし、創立趣旨の一つ、昭和の福祉教育を区民の方々にご理解いただき、地域交流の成果を学内教育に反映させることを説明し、快諾をいただきました。

近くの小料理屋で大きな生ガキをたべながらだいぶ飲みましたが、福祉人材育成・研修センター長であった河畠さんは、人材センターも仕事の意欲を向上させるため同趣旨の企画が必要だといわれました。いっそう、世田谷区内に学会を立ち上げようか、と意気統合しました。その場で分担をきめ、河畠さんが事業団・区側を説得し、私が設立準備大会をやることにしたのです。

事業団側は半年間設立準備会を設置して、区内では福祉関係の研究会、研修会、講座等が日常的に開催されているが区民学会は本当に必要か、なぜ学会にするのか、ニーズはあるか、維持で

きるのか等の意見を論議し、名称、趣旨、規約案を作成し、開催校もきめました。ここに至るには世田谷区社会福祉事業団理事長の秋山由美子さんのご理解と河畠さんの努力が大きかったのです。体制は会長が故石井哲夫さん、事務局長が故河畠修さん、私が運営委員長で、のちに私が会長に就任すると運営委員長も兼務させられました。

地域の福祉学会設立の試み「三度目の正直」

地域住民を基礎とする福祉学会創立という構想は私の場合だいぶ以前から持っていました。地方の県立大学社会福祉学部開設準備、同大学改革プロジェクトにかかわりましたので県レベルで構想しましたが、市民意識が熟しておらず立ち消えになりました。また都内の別の区でも試みましたが、プレッシャー団体と学会との区別があいまいで目的の明確な合意が得られず、結局準備段階で放棄しました。世田谷区は、私からみると3回目です。

河畠さんの発想は当然ですが福祉人材育成・研修センター長で私は地域福祉論ですから同床異夢の面がないわけではありませんでした。しかし創立準備会の論議では違和感はなかったのです。事業団の支えがあって「3度目の正直」で区民学会はついに立ち上りました。昭和女子大学での創立準備大会長の体験から発表者の努力をたたえる賞状授与を提案し、恒例になりました。

地域ぐるみの包括的福祉活動 10年間の取り組み

地域包括ケアシステム構築下の福祉課題を考えると「先見の明あり」と評する方がたがふえてるので10年間の経験を踏まえ区民学会の実践を振り返ることは意味があると思います。

福祉、医療、大学、住民、行政が一つのテーブルを囲み実践や研究を発表し学ぶことによって相互に理解し合う気風が徐々に生まれ、顔なじみが広がっています。高齢、子育て、障害など領域別の知識が専門性だとする風潮が強まるなかで、区民学会はこの領域の壁を少しづつ乗り越え、スポーツ、医療、教育、社会起業、区民、行政が混じり合って異業種的交流を深めています。領域別ではなく世田谷地域の包括的福祉の視点です。

私は昭和女子大学前理事長から「世田谷学」という研究テーマを与えられました。地域の将来を総合的に研究する場合、包括的な福祉領域の研究が非常に大事なことを再確認しました。それゆえ区民学会はやがて区民の共同財産になると期待をかけています。予想されるハードルはいくつかありますが、異業種交流的な区民学会は地域文化をバージョンアップする一つの「舞台」になる可能性があります。「地域文化の福祉化」を進めるための地域ぐるみ実践モデルです。

各地にあると思うのですがこのような「地域ぐるみ」方式の実践を、福祉文化研究の一大領域として視野に収め考察できる「ちから」を日本福祉文化学会がもつことを河畠さんは大いに期待していたと思います。

河畠修さん、ほんとうにご苦労様でした。ありがとうございます。

(ながやま まこと 日本福祉文化学会副会長、せたがや福祉区民学会前会長)

追悼 「看取られるものの人権」 河畠修さんを偲ぶ

加藤 美枝

「わたしは前立腺がんの第4ステージ、すでにリンパ節転移・骨転移を起こしている患者です。がん判明以来7年目、転移してからは3年目です。」

第8回せたがや福祉区民学会（2016年11月26日於東京都市大学世田谷キャンパス）で河畠修氏は冒頭でこう述べ、淡々と15分間の発表をされました。その概要は次のようなものでした。

「現代は多死時代です。そして生が多様なように、また死にゆくものも多様でしょう。私の死は私固有の形を示し、きわめて個別的でしょう。皆さんは、たくさんの死者を見て来たからそこには共通点があることも、充分にご承知でしょうが、看取られるものは1回こっきりであることを、どうか忘れないでください。」

現代はまた生者にとって人権拡張の時代でもあります。従って看取られるものにとっても人権は大切にされなければなりません。

一人ひとり状況の異なる患者に寄り添う、ということは大変なエネルギーが必要でしょう。しかしそれこそがわたしにとって本当に有り難いことです。言葉であれ、態度であれ、手当であれ、看取られゆくものはやや敏感になっております。以上よろしくお願ひいたします。」（『第8回世田谷福祉区民学会報告集』2017年3月刊より抜粋）付き添いの看護師のお孫さんと共に会場を後にされました。闘病への励ましと発表への勇気と感謝の拍手はいつまでも続きました。

河畠氏は71歳で浦和大学を定年退職された年に世田谷区福祉人材育成・研修センター長に就任され、2年目にせたがや福祉区民学会創設を提案、実現に奔走されました。この経緯と趣旨については『新しい地域づくりと福祉文化』（新・福祉文化シリーズ3 明石書店2010）p172～180に氏が書いておられます。

福祉現場の最前線の活動を個々の活動としてとらえるだけではなく面として広げ、刺激を授受しあい地域の福祉力を育てることが福祉文化活動の1つであり、せたがや福祉区民学会は福祉文化活動の1つに位置づけられると確信していると述べられています。そして設立10年目の区民学会で一区民として「前立腺がん患者、再発・転移2年間の感想」を発表されました。「看取られるものの人権」ということばを残して、その6ヶ月後の2017年5月に旅立たれました。

80歳の誕生日の脱稿を目標に克己激励しながらまとめられた『転移以後—かん2000日共生録』（生活思想社2016）は、氏のジャーナリスト魂を根底にした透徹した観察と分析で書き進められています。が時にその理性が揺らぎ、抑えていた感情がにじみ出る文面にでかい、氏の生活人の息遣いを感じ、ある安堵感をおぼえたり致します。

氏は日本福祉文化学会創設時から副会長として活躍されました。そのころから私は一会员として多くの薰陶をいただきました。同じ病で亡夫を在宅で看取ったことから、氏の闘病中は時おり電話で話す機会をいただきました。明日から入院するという3月末のお電話が最後でした。合掌。

（かとう よしえ 世田谷区老人問題研究会副会長／ひこばえ広場「たまごの家」代表）

特集／民俗学を通した福祉サービスの再検討

福祉の現場を「文化の眼鏡」を通して見つめ直すことを目指す新たな福祉文化研究の方法として、民衆の生活とそこから紡がれた知恵や習俗や倫理観を追求する「民俗学」は重要な位置を占める。現実の福祉サービスを制度の枠を超えて豊かなものにしていくために、民俗学の知見をどのように生かすことができるか考えてみよう。

福祉社会と福祉計画

～福祉民俗学の試み～

柴田 周二

1 はじめに

福祉文化について議論する場合によく引き合いに出される一番ヶ瀬康子の「福祉の文化」「文化の福祉化」という概念については、その内容は必ずしも明確ではない。しかし、それは、福祉文化の基本理念とは何かを探る有力な手掛かりとなることは間違いないし、本学会の立場もそこにあり、氏の目的はおそらく市民社会としての福祉社会の実現を目指して、福祉計画のあり方を検討しようとする点にあったのではないかと思われる。

筆者はこれまで、戦後日本において大きな足跡を残した何人かの人物の思想や学問を、生活研究という視点からとらえなお

し、独立科学としての生活研究のあり方を模索してきた。その過程で遭遇したのが「福祉民俗学」という分野であり、それは、福祉社会を支える福祉文化の基礎を、個人の自立と協同の人間関係、それを支える小集団の形成に求め、福祉文化のあり方を、制度面だけでなく、人々の生活態度の面から考察する試みを指している。そこでは、主として、福祉社会を形成する人間類型の問題を中心に、岡村重夫の社会福祉学、柳田國男や宮本常一の民俗学、二宮尊徳の報徳仕法や尊徳の後継者たちによってもたらされた報徳社の活動などを取り上げ、その結果として、日本社会に適合した自立と協同の人間関係のあり方を探ってきた。その詳細は、すでに発表した論考などに譲ると

して、ここでは、これまであまり述べることができなかつたマックス・ウェーバーの社会学や今和次郎の「生活学」、丸山眞男の政治学と福祉民俗学との関係に加えて、上記の人々の業績をも含めて振り返り、「福祉民俗学」の着想を得るに至つた過程とその枠組みを紹介し、最後に、今後の課題や問題点について若干述べてみたい。なお、本稿は、主にこれまで発表した論考や著作などに拠りながら、参考文献は紙幅との関係で末尾に一括して掲載することを、最初にお断りしておきたい。

2 マックス・ウェーバー

『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』で知られるマックス・ウェーバーの問いは、なぜ、他ならぬ西洋という地盤においてのみ、普遍的な意義と妥当性をもつような発展傾向をとる文化的な諸現象が出現したのかということである。そこで、彼は、当時の社会構造や文化の基本をなした近代資本主義の起源を求めて、キリスト教のみならず、ヒンドゥー教や仏教、儒教や道教、古代ユダヤ教などの「世界宗教の経済倫理」を考察する作業にとりかかった。すなわち、彼は、自らを支える文化の拠点を世界史の一環としてとらえようとしたのであり、その際、各宗教文化の特性を把握する手段として用いたのが、人々の倫理的色彩をおびた生活態度としての「エートス」という概念であった。それによって、ウェーバーは、それぞれの宗教文化における中心的な意味や支配的傾向を探り、そこに生きる人間たちのいわば共通分母としての生活態度の類型論を展開しようとした。

たのである。そして、彼は、「プロテスタンティズムの教派と資本主義の精神」（原著1920年；中村貞二訳『世界の大思想Ⅱ-7 ウェーバー 宗教・社会論集』、河出書房、1968年）という興味深い論文において、北アメリカの旅行体験をもとに、資本主義の精神と教派（ゼクテ）との関係を取り上げた。そこでは、近代西洋社会は、形をなさない諸個人の砂山ではなく、ゼクテやクラブなどの自立的結社によって支えられて存在したこと、また、こうした自立的結社は、個人の自立や連帶という市民的徳性を養成し、個人の国家からの独立を助け、近代的個人主義の一つの基礎を形成したことが示されている。

これとは別に、ウェーバーの著作には、遺稿としての『経済と社会』における「支配の社会学」や「都市の類型学」（原著1922年；世良晃志郎訳、創文社、1960-64年）がある。これは、社会における正当的な支配（Herrschaft）の類型を、「合理的支配」「伝統的支配」「カリスマ的支配」の三つに分け、正当的支配を打破する存在として、西洋における「自治団体」（Gemeinde）としての「都市」の特性を示したものである。ウェーバーは、自治団体の基本をGenossenschaftに求めている。Genossenschaftという語は、共同体と訳されたりすることもあるが、本来は、「仲間的結合」を意味するものであろう。いずれにせよ、ウェーバーの『経済と社会』の構想からは、「伝統的支配」から「合理的支配」への移行という近代西洋社会の成立において、「仲間的結合」による「自治団体」としての都市の重要性がうかがわれる。

こうして、筆者は、ウェーバーの諸著作

から、現代社会の特徴を歴史的にとらえ、人びとの生活態度をもとに社会の諸類型を描けること、個人の自立や連帶を支える基盤としての自立的結社や「仲間的結合」の意義などを学び、その後の生活研究の基本的枠組みを得ることとなった。

3 今和次郎・丸山眞男・ロブソン

家政学科における生活経済学という科目を担当する中で最初に直面したのは、生活とは何かという課題であった。そこで出会ったのが、『今和次郎著作集』全九巻（ドメス出版、1971-72年）である。「考現学」や「生活学」の創始者として知られる今和次郎は、民家論にはじまり、考現学、服装論、住居論、生活学、家政論と統いて、最終的に生活の総合的把握を目指した。彼は、「慣習」「流行」「合理」という三つの視点から、衣服や住居などにおける人間の精神のあり方を探究した。それは、衣服や住居などという日常的生活手段と関係した生活の現実的部分での精神の近代化、合理的日常倫理を核とする個人的意識の確立を目指すものであった（柴田1995）。

近代的個人主義の形成については、戦後、近代主義と呼ばれる人々によって、個人的自主性、内面的自由の精神を備えた「近代的人間類型」の創出が主張されてきた。たとえば、政治学の丸山眞男は、精神的次元での近代化と社会的次元での近代化を区別して、制度的改革としての外形的近代化ではなく、「制度をつくる精神」「制度における精神」に関係する近代的人間の形成を問題としてきた。それは、いわば知識人を対象として、国家機構や法律などの社

会制度との関係で近代的人間類型の形成を探ったものである。これに対して、今和次郎の場合は、民衆レベルでの合理的日常倫理の形成を目指して、いわば「生活手段をつくる精神」「生活手段における精神」のあり方を問題とした。今和次郎が目的とした近代的個人主義の形成は、日常生活行為に関する道徳的原理、人びとの「日常生活倫理」を対象とするものであり、先に述べたマックス・ウェーバーの「エーストス」論に通じるものがある（柴田1995）。

ちょうど、その頃に翻訳された、W. A. ロブソンの『福祉国家と福祉社会』（原著1976年；辻清明・星野信也訳、東京大学出版会、1980年）では、制度としての「福祉国家」と公共の福祉に関して人びとがとる行動や態度によって生み出される「福祉社会」とを区別して、対応する福祉社会なくしては、真の福祉国家はあり得ないこと、社会全体に共同意識や公共心が存在しなければ福祉社会は実現されないことなどが述べられていた。それは、経済効率優先社会における自己主張や競争、家族中心主義、集団的対立とは異なる、人々の自立と協同に根ざした福祉社会を構築することの重要性を指摘したものである（柴田2015）。

こうして、福祉国家を実現する前提として、福祉社会を構成する人間類型の創出を民衆の生活次元での「日常生活倫理」のあり方を通じて追求することの意義を知ることとなった。

4 岡村重夫・二宮尊徳

よく知られるように、岡村重夫の社会福祉学は、「生活」というものを、個人の専

門分業制度に対する関係（「社会関係」）のあり方としてとらえ、社会福祉の固有性を「社会関係」の主体的側面から考察する点に求めている。そこでは、社会は個人と制度との関係からなるものとして、社会福祉は、個人が自立的な生活を営むために必要な援助の役割を果たすものとされている。そして、本来が対等・平等の関係にある個人が社会生活を送るうえで重要な役割を果たすものとしてコミュニティ形成などによる地域福祉の意義が早くから唱えられてきた（柴田 1995）。

福祉民俗学という点から岡村の優れているのは、福祉という営為が「すぐれて風土の産物」であることを意識し、西洋生まれの科学としての社会福祉が、わが国で現実的な学問として機能するために、生活者の意識や社会福祉のあり方を、民俗としての社会福祉を基底として考察する「福祉の民俗学」が必要であることを指摘し、さらに地域開発の手法としての二宮尊徳の報徳仕法にも着目するなど、これから社会において相互扶助が果たす可能性について述べている点である（柴田 2015）。

岡村が、晩年の著書『社会福祉原論』（全国社会福祉協議会、1983年）で二宮尊徳の報徳仕法や報徳社について触れている部分はごくわずかである。しかし、それは、「法律による社会福祉」に対する「自発的社会福祉」の中の相互扶助の一つとして、「勤労」「分度」「推讓」（今日でいう社会貢献）の意識化を通じて地域社会の復興を目指す報徳仕法や自立的結社としての報徳社の意義を指摘したものであり、今日の農業協同組合の原点ともなった独立自営農民を中心とする生活問題の自主的解決組織とし

ての報徳社が、幕末から戦前にかけて幅広く存在したことは記憶されてよい。加えて、かつて、報徳社が展開された地域では、相互信頼を基礎とする社会資本が残存する可能性もある。

岡村の社会福祉学からは、社会福祉の基本課題が個人の自立と協同の人間関係の形成にあること、その際ににおける地域福祉の役割とこれからの社会において相互扶助が果たす可能性を示唆された。

5 柳田國男・宮本常一

福祉社会を担う人間類型を探求するうえで重要なのは、わが国の生活文化の特徴を探る民俗学の成果をいかに取り入れるかである。日本民俗学の創始者柳田國男は、「常民」という概念を用いて、日本人の民間習俗に立ち向かい、日本文化の基層とその特徴を明らかにしようとした。柳田の民俗学は、いわば日本人の自己認識の学問として、エーストスとしてのものの見方、人々の生活態度を究明しようとしたものであり、これから社会において友達が果たす役割の意義を指摘するなど、先見の明に富んでいる（柴田 2011）。

福祉民俗学の点から特に注目されるのは、日本人の人間関係の特徴を明らかにしようとした宮本常一である。宮本の民俗学については、さまざまな見解があるが、筆者は、日本全国を巡る彼の旅は、わが国に古くから存在する相互扶助の慣習を尋ね歩いたものであったと理解している。宮本は、日本社会を特徴づける二大制として相互扶助制と親方子方制をあげている。宮本によれば、日本人は、自立的な小経営を當

んできた農民の子孫であった。その結果、わが国では、農業労働のために協同する人々の融和が尊重され、個々の人間が小経営単位の「家」に埋没して、個の自覚があいまいな集団主義的性格をもっていた。日本人の人間関係は、自己が属する社会としての「世間」を重視し、仲間とは融通しあうが、よそ者は排除する傾向が強かった。宮本は、日本では付合いの精神から生まれた他人を思う心は崩れつつあるのに、それに代わる制度がまだ存在しないことを憂えている。そして、これから重要なのは、日本人が抱く「庶民のもつ仲間意識をもっとはっきりした組織にしていく」ことであるとしている（柴田 2011）。

宮本が最終的に目指したのは、「世間」の範囲を超えて福祉を及ぼす普遍的精神（新しい仲間意識）の養成ではなかったかと筆者は推察している。

6 結語

こうしてさまざまな生活研究のあり方を学ぶ中で、冒頭で述べた「福祉民俗学」を着想するに至った。しかし、それは未だアイデアの段階であり、それを現実的な学問として形成するにはさまざまな課題を背負っている。民俗学という学問そのものに以前から寄せられている、対象の不明確さ、あいまいさという批判をどうとらえるかという問題に加えて、相互扶助の果たす役割の限界や組織の問題である。報徳社の活動や軌跡についても、資料や伝承者が失われ

て実態の解明に困難な点などがある。

しかし、高齢化が進み、家族や地域社会の結合が薄れ、互いに助け合う機能が低下した今日、安定した日常生活を送るためにには、個の結合による協同が不可欠となる。そうした点で、日本社会の特質、人々の人間関係のあり方や社会の価値意識、習慣を明確にしたうえで、伝統的な社会関係資本が持つ可能性、日本の近代に流れる自立と協同の思想の活性化と現実化を検討することは重要な課題となる。とりわけ、家事・育児・介護などの私的分野で、個のゆるやかな結合としての相互扶助の新しいあり方を模索することは、商品経済を中心となつた現代社会において、人々の親密な関係を回復し、安心した生活を送ることにわずかも貢献するかもしれない。

参照・参考文献

- ・柴田周二（1995）『生活研究序説—戦後日本の生活研究—』ナカニシヤ出版。
- ・柴田周二（2011）『生活の思想と福祉社会』ナカニシヤ出版。
- ・柴田周二（2014）「福祉文化の基礎としての自立と協同～報徳社の相互扶助とコミュニティ形成を中心に～」『福祉文化研究』23号、63-72。
- ・柴田周二（2015）「福祉民俗学とその課題～岡村重夫を中心に～」『福祉文化研究』24号、57-69。

（しばた しゅうじ 大和大学）

福祉民俗学への一視点

～自己史・生活史からのアプローチ～

斎藤 孝夫

1 はじめに（デイサービスセンターでの語らい）

下手の横好きというやつで、囲碁を少し打つのですが、社会福祉協議会にいたときの同僚に頼まれ、2014年春から翌年まで、その次年と、デイサービスセンターに「囲碁のお相手」に行きました。

今でも女性の利用者が多く、したがって女性中心の生活メニューになるようですが、囲碁や将棋に興じるのも、当然のことと、月に二回ほど協力しました。時間は、昼前の2時間弱で、二つのデイサービスセンターで、入浴時間帯と重なって、手薄になった「見守り」にもいくらか協力できたような次第です。

囲碁や将棋の効用などは別な話になりますが、打ち終わってからしばらくは、周囲の利用者のみなさんとの語らいの場になります。そこで、九州出身の男女お二方のことと、よく覚えております。

Aさんは熊本に生まれ、造船所に溶接工として働きに出たこと（職工学校から）、やがて海軍に入りご苦労されたこと、そう

いう話を家族からも聞いてほしいと望まれていたそうです。

Bさんは、鹿児島は東シナ海に甑島を望む漁村のお生まれ、どんな経緯で渋川の地にお過ごしであるのか、興味はありました。彼女は「亀の卵は旨かった」とおっしゃり、さあ、卵談義です。「どうにして食べるのかな」「いつ頃なのかな」「今はどうなんだろう」などとお聞きし、周りの人も興味深々なようです。

ウミガメの産卵の季節に、その卵を掘り出し、「大きさも味も普通の卵と同じだよ」ということなのですが、彼女にとっては故郷につながる大切な思い出であり、かけがえのない味なのだと印象深く感じました。

あとで調べてもカメを食べる習俗に関しては、あまり書かれてはいないのです。こういうときの頼りにする『本朝食鑑』¹⁾にも「食わぬので気味の寒温は知らない」とあり、なにせ亀たるや「玄武の徳を抱いて、壽を保ち神に通じる」ので、丹後の浦嶋の子ならずとも大切にすべきものとされたのであります。

しかし、小生の経験でも、石垣島の川平

で亀の刺身を注文したことがあります、神仙に通じなくてよい庶民には格好の食べ物ではなかったかという思いは、捨てられないで思い出しているのです。ですから、Bさんが「もう一度食べたい」という気持ちに、大いに賛同したことでした。

2 問いかけの基礎（どこで生まれ、何を食べましたか？）

衣食住は大事なことであり、生命の源であるわけですから、あらゆる個人にとってゆるがせにできない事柄です。

わたくしが初対面の方と話す場合でも、「どこのご出身ですか」と尋ねる場合が多いし、デイサービスなどの福祉現場ではなおさらです。それに加えて、「何を食べたか」は、場合によっては、生活の裏にしまわれていることなので、個人の内面に入っていくきっかけになったりします。

わたくしは外国での生活はありませんが、かの地では生活文化が異なるわけですから、生まれや食生活を尋ねる場合は、彼我の背負っている生活文化があることを前提にして、お話しをするわけです。しかしながら、同じ地域で暮らしてきている場合に、そうした自他の対象化が観念しにくいくらいのことになります。

かつての職場で、1995年に「戦後50年」の事業を行い、老人クラブのみなさんのお手伝いをしたことがあります。「そのころ何を食べてたか」を今の世代に伝えないと、芋がら（里芋）やサツマイモの茎で料理を作ってもらったのですが、これが旨くて大好評で、わたくしの目論見からは、ま

ったく外れてしまいました。老人クラブの婦人部のみなさんは、協力し合って、若い世代にも自身にも美味しく食べられるように調理してくれたのです。当時は、調味料も殆どなくて、それに麦ごはんで食べるわけですから、材料や料理の条件がまるで異なっているわけです。

老人クラブのみなさんにも、それぞれ生立ちは異なっているものの、戦前はお米をちゃんと食べている人は少なかったはずです。

3 こめの話（お米を食べていましたか？）

「百姓が皆米の飯を食うようになったのは、第二次世界大戦後の昭和30（1955）年ごろからである。それまでは、お大尽の家は別として、大方の農家では、麦飯が主食であった。麦七分、米三分が普通で、半飯はよい方であった。」²⁾

執筆された生方獲衛さんは、わたくしの中学校の恩師で、昭和初年のお生まれ、群馬師範学校の出身ですから、自分の少年時代を省みての書きようと思います。

まことに米は、今の人たちが思うほど食べられてはいなかった。というよりは、食べることができなかつたということでしょう。

1919年と20年に実施された「節米運動」の報告で、群馬県の場合ですが、

「群馬県でも、高崎市のような都市部では米の消費が活発化していた。市内中央小学校の児童の弁当を調べた結果は、半数は白米の飯であるが挽割・押麦・半搗米のものが三分の一程度あり、公設市場では挽

割・押麦・甘藷がよく売れるなど、麦飯もある程度普及している。しかし工場のある新町では「職工」が多く、家庭では「米価高きに拘らず苦痛なきものが多く混食なすものが少なきが如し」と記されたように節米はほとんど行われなかった。

一方、農村や山村では節米はかなりすんでいる。山村ではとくに、もともと米の消費がそれほど盛んではなく、麦や雑穀消費量がなお多かった。吾妻郡では、混食、代用食は節米奨励前から既に実行していることであった。中之条のような町場では「米のみ使用」するところもあったが、「近頃は混食」となったという。ほかは、挽割を混ぜた麦飯や、粟・稗などを食し、児童の弁当には粟・柿・甘藷などもみられた。

また甘楽郡では米四割・麦六割の麦飯で、馬鈴薯や甘藷は間食に用いられた。間食を多くとって飯量を減じていたという。また夕食には小麦粉七・糠粉三分を混じた「切込うどん」を食した。児童の弁当をみると、米飯持参は600名中10名以下で、なかには「甘藷・芋頭・麦のみの飯」を持参するものもあった。この調査は、「要するに我々の想像以上に」節米が進んでいるのを確認している。」³⁾

少しさかのぼって、1886年（明治19年）の農村の主食率はどうなっているかを見ると、全国平均で米が51%、麦27%、雑穀13%、甘藷6%となっていて、米が30%を下回るのは、岩手・徳島・長崎・鹿児島（沖縄は統計に入っていない）の各県ということです。

また、「人民常食種類比例」の日常食材構成比をみると、日本列島の食生活における主食の構成がかなり異なっているのがわ

かります⁴⁾。

4 歴史のひとこま（叔父と少女）

わたくしの叔父は、1945年3月26日に沖縄の座間味島で戦死しています。前年3月に中学校を卒業して「特別幹部候補生」として応召、沖縄に来襲するアメリカ軍を後方から「海上特攻」する作戦でしたが、果たさずに、「斬り込み」して死んだようです。20歳に満たない人生でした⁵⁾。

ちょうど同じ日に、群馬県の山間部において猟奇事件が発生していました。

冬を越して食料が途絶えてしまった母親が、障礙をもつ繼子を殺害して、こどもたちとその肉を食べてしまった、というものです⁶⁾。

事件のあった甘楽郡南牧村は、峠をはさんで信州と接して甲州に近く、戦国時代には武田信玄の上州攻略の通り道となった村で、いまでは「高齢化率日本一」⁷⁾の村として知られています。

日本の「村」に共通するように、南牧村も江戸時代には12の集落に分かれていたものが、明治期に3村になり、この小沢村・月形村・磐戸村が1955年に合併して現在に至っています。この南牧谷は江戸時代に良質な砥石を生産することで知られ、江戸幕府の朱印状（砥山請負人）を受け、莫大な運上金を納めています⁸⁾。

『南牧村史』によれば、この地域では米はとれず、信州の米が移入されていて、他の物産もあり、元禄期の石高は2,244石で、人口も5,000人を越えていました⁹⁾。

その一つである江戸時代の六車村¹⁰⁾は、佐久へ通じる田口峠にいたる山間部の集落

ですが、1738年（元文3年）には678人の人口があり（同時期の石高は記載がないが、この村は江戸期に平均して170石台の記録がある）で、畑作をし、麦・稗・芋・粟・蕎麦・小豆・菽豆・菜大根を生産した、と記載されています。（『南牧村史』では、馬の飼育頭数が記載されていて、六車村の記載はありませんが、農耕や流通の面からかなり飼育されていたと想像されます。）

この南牧谷は、貧しいにしろ、土地と人間との交通があり、小さな村にもそれなりの役割があり、生活の基盤がありました。それゆえ、村の中の共助があったのだと思いますが、戦争体制がまず生産人口を地域外に動員し、供出などで流通を阻害して、底辺層に多大な影響を与えたことでしょう。この事件のあった星尾地区¹¹⁾は、最も信州に近い標高も高い地区で、それだけ大変な地域で、その中で17歳の少女が殺害されてしまうという切羽詰まった状況が浮かんでくるのです。

今度は、峠を越えた信州でも17歳の少女が、同じ3月に海を越えて死地へ赴きます。満蒙開拓団ですが、「それよりもさらに不幸な生涯を背負わされた人々は、昭和20年3月、女子勤報隊として渡満していった」人がいました¹²⁾。彼女も「哀しいかな、万魂の涙を呑んで哭死」していきました。

5 生活史を持ち寄って

わたくしたちは、お米を不思議と思わず食べていて、かなりの不況だと思いますが、一般的には飢えから遠くにいると考えられているようです。1960年以降の日本は、農業（第一次産業）を軽く見て、工業（第

二次産業）重視から、今では第三次産業が産業人口の過半を占めるようになっています。

むろん、これには警鐘を鳴らす人がいて、「100%輸入コストを除いた食料自給率は“嘘八百”」¹³⁾ というのです。自給率そのものが世界情勢の中に位置していて、個別日本だけを論ってもどうにもならないという面があります¹⁴⁾。

自分史でいうと、わたくしの年少のころ、毎日の草刈り（家畜の飼料と堆肥用）やくずかき（堆肥や燃料）は、子どもにとってごく普通の仕事でした。むろん、糞尿も大切な肥料（の原料）として扱われていました¹⁵⁾。

さて、いくつかのエピソードを綴ってきましたが、いうまでもなく、「その時代に帰れ」というのではなくて、いくつもの生活史の形作った事実を思いやれるような人生であり、福祉へのまなざしでありたいと、希って例示したものです。

眼目は三点あって、先ず「常民史学の視座」¹⁶⁾ ということです。

「常民史学の視座」は、わたくしが「野の學」として師事した後藤総一郎先生の生涯を表すことばで、彼の主宰した学習活動は「常民大学」¹⁷⁾ と位置付けられますが（わたくしは、於波良岐常民学舎¹⁸⁾ の一員でした）、その趣意は、①生活者の学びであること、②近代の自己認識としての歴史を学ぶこと（柳田学を通しての民俗的自己認識とクロスする）、③地域にこだわる学びであること、そして、それを支える柱は、①内発性と主体性をもって集まる、②自前主義（身銭主義）、③自主運営、系統的な学習、ありました。ですから、福祉文化

学会の活動とも重なっていたことでもあり、柏崎での現場セミナーでその発言をしたおり、『生活学の展開』の視点とも重なるのか、一番ヶ瀬会長の相槌を頂いたことでした。

二点目は、後藤先生が柳田学を敷衍した¹⁹⁾、自分たちの過去を知ることが、すなわち「自分を知ることであり、反省である」²⁰⁾ということです。

福祉の現場においても、クライエントと自分のかかわりの中で、自他を深く理会することが、ともに向上できる前提だと思います。

第三は、自らの歴史（生活史）を知ることで、日常生活においてマナーレスになることを防ぐことができる、という点です。

一番ヶ瀬康子先生は「社会福祉学研究における歴史研究の役割と課題」²¹⁾において、地域史・歴史の連続と非連続・比較史的視点・歴史観の課題の重要性を指摘し、現場からの意見である「歴史学習のない職員の問題点は、①ものの成り立ちについての基本的な間違いをする、②ものの見方が平板になり、立体的視座を失う、③先駆者の苦闘がわからず、総じて、種々マナーレスの職員に成長していく」²²⁾という批判を重く受け止めています。

福祉現場においての生活史への意識や歴史認識の欠如については、地域福祉の現場にいたわたくし自身としても痛感してきたところでした。

「介護民俗学」²³⁾が、わりと直接的なクライエントへの働きかけとその受容に、大変有効な視点と方法を提示していますが、それを基礎づける学習と人間観の獲得のために「生活史」や「福祉民俗学」²⁴⁾が論

じられていくようになるべきものと考えるのです。

自然のなかの一つの動物種としての人間のなかに、貧しさや「飢え」の記憶は内奥に意識としてとどまっているようで、それを、わたくしたちの先輩から「経験」として聞き取って、伝えていくことは、福祉分野のみならず、人間の行為としても大切な作業であると思うからです。

6 おわりに（生活者の矜持）

兆民の子で、敗戦直前に北京に客死した異数の思想家・中江丑吉の回想集を編んだ阪谷芳直氏が、そのあとがきに結んだ言葉は、常民の生活の尋常性について、問いかけます。

「歴史の端役をも担いえないかに見える無名の幾億の個が、一回かぎりの短い生を、自覺的に、そして豊かに生きるとは、一体どういうことであるのか。

無名の個が、考えようによっては単純無意味な日常生活とともに取り組み、その限られた狭い生活面を過ぎるあらゆる事象に対して、観察と判断と働きかけを怠らないとき、目前の事象を通して歴史の流れの真相を洞察しうる知の強力がどれほど生れて来るものであるか。

そして、このような生活の尋常性を重んずる健康な頭をもった無名の個—自覺した大衆—が、邪悪や迷妄や不合理に対して「精神の自由」を守ることにおいて、いかに微動もしない人間的高貴を具備するにいたるか。」²⁵⁾

わたくしたちは、微小であっても歴史的な実存的存在として、過去²⁶⁾にも未来²⁷⁾

にも生きています。同時に、地殻の有機的な表現として、地を体現して（地に生かされて）生きているのです。そして、農民であったり職人であったり、あるいはサラリーマン・ウーマンで、福祉職であり介護職であり、研究者であったりしているわけです。

「生きて今あること」²⁸⁾ を手放さず、ときには「はげしくはたらく」²⁹⁾ ことを厭わず、そのなかで「大地の抱擁」³⁰⁾ に感謝し、祖靈の思いを受け継ぎ、わたくしたちの人生が「のちの世の鏡」³¹⁾ と意識して、できるだけ多面的な生き方³²⁾ を心がけようと思っているところです。そして、「おらおらでひとりいぐも」³³⁾ という覚悟と余情とを併せて持ちたいものです。

註

- 1) 人見必大／島田勇雄訳注『本朝食鑑5』平凡社、1981年；p.3
- 2) 『子持村誌・下巻』子持村、1987年；p.756
- 3) 大豆生田 稔『お米と食の近代史』吉川弘文館、2007年；pp.214-215
- 4) 表1を参照。
- 5) 叔父・格一は1925年9月生まれで、渋川中学校卒業後「台南師範」の進学を考えていたようだ。ところが、卒業まぢかの1944年12月に、軍の下士官不足を補うため「特別幹部候補生制度」（中学3年程度の学力で、校長推薦は無試験）ができ、同時に文科系学生の徵兵猶予はなくなつており、かつこの年度から徵兵年齢が19歳に引き下げられた。

そうすると、折角入学してもすぐに退学（停学）するよりは、最初から兵役につき（特別幹部候補生は、二等兵をパスで

きる）、その後に学校へ、と考えた人が多かったのではないかと思われる。沖縄の座間味戦（特別幹部候補生は、海上特攻に動員された）の書物を読むと、そう考えた生き残りの方の手記があった。（宮城晴美『母の遺したもの—沖縄・座間味島「集団自決」の新しい証言』2000年、宮城恒彦『潮だまりの魚たち—沖縄・座間味島の戦世』2004年、深沢啓次郎『船舶特攻の沖縄戦と捕虜記』2004年、ほか）

それとともに、座間味島は、沖縄戦に先駆けて初めて米軍が上陸し、逃げ惑った島民に「集団自決」が強いられたこと、戦力のない軍が切込み攻撃をかけて多くの戦死者を出したこと、叔父たちのようにサーベルと拳銃だけの青年たちが多く死んでいったこと、分けても、それに倍する島民の死者があったことは、忘れてはならない。

- 6) 懲役十五年 人肉事件のH子に判決
白痴の継子を殺して其の肉を喰つた北甘楽郡小澤村星尾O内妻H子（三三）に係る殺人並に死体損壊遺棄事件の判決言渡し公判は、十一日午前十時より前橋地裁で開廷、野口裁判長は求刑通り懲役十五年を言渡した後

被告は生来精神状態が普通の者より低く、去る十三年実子A子を連れて、Oと一所になつたが、Oもウスノロの上なまけ者で、次第々々に食料に苦しくなり、遂に昨年三月二十六日に至り全く無し、其の上三人の子供に食をねだられるので、幼児の頃脳膜炎をわずらひ白痴であるOの先妻の子T（当時十七）を殺害、其の肉を喰はせようと決意同日朝、Oは仕事に行き更に三人

4) 表1

農村の主食率 (%)							1886年						
道府県	米	麦	雑穀	甘藷	馬鈴薯	その他	道府県	米	麦	雑穀	甘藷	馬鈴薯	その他
北海道	67.0	4.2	11.1	-	11.0	6.7	愛知	40.3	40.0	11.9	3.8	-	4.0
青森	64.1	2.0	33.6	-	0.2	0.1	三重	71.2	17.7	4.1	6.7	0.3	-
岩手	29.5	15.7	47.4	-	0.6	6.8	滋賀	75.0	18.0	4.8	2.1	0.1	-
宮城	59.1	26.5	6.9	0.2	-	7.3	京都	70.0	26.0	4.0	-	-	-
福島	71.9	15.3	7.1	0.6	0.5	4.6	大阪	60.5	32.7	3.3	2.1	0.4	1.0
秋田	81.4	1.1	17.0	-	-	0.5	和歌山	48.1	37.3	8.3	6.3	-	-
山形	78.9	11.2	4.0	1.7	0.7	3.5	兵庫	52.4	35.1	7.5	2.6	0.5	1.9
茨城	49.3	35.6	10.7	2.9	-	1.5	岡山	45.0	41.7	8.5	3.6	0.6	0.6
栃木	51.0	34.4	12.3	1.2	1.0	0.1	広島	31.7	38.0	16.0	9.3	-	5.0
群馬	46.0	39.4	12.1	1.2	0.6	0.7	鳥取	56.4	29.2	6.7	4.9	0.8	2.0
埼玉	36.0	53.5	7.5	1.9	-	1.1	島根	48.2	27.5	7.7	9.7	-	6.9
千葉	63.3	31.5	4.3	0.9	-	-	山口	48.6	30.9	11.7	7.2	0.1	1.5
東京	64.0	28.0	8.0	-	-	-	徳島	20.0	44.0	17.2	13.6	4.5	0.7
神奈川	34.8	36.7	21.8	4.0	0.9	1.8	愛媛	38.1	44.2	7.7	9.2	0.2	0.6
新潟	69.0	10.8	11.2	0.8	1.7	6.5	高知	45.1	25.4	13.7	14.5	-	1.3
富山	82.8	6.5	9.1	0.8	0.8	-	福岡	50.3	27.7	16.2	3.9	-	1.9
石川	52.8	17.9	16.6	4.0	2.7	6.0	佐賀	53.3	22.8	14.7	9.2	-	-
福井	62.8	21.9	11.6	0.5	0.3	2.9	長崎	19.7	32.3	15.8	30.7	-	1.5
山梨	42.8	34.9	15.0	3.1	3.5	0.7	熊本	18.5	29.0	33.0	19.5	-	-
長野	57.3	26.4	13.0	0.1	1.0	2.2	大分	35.8	34.4	19.1	10.7	-	-
岐阜	42.7	31.9	21.5	1.3	0.4	2.2	宮崎	40.6	24.0	12.2	17.0	-	6.2
静岡	52.0	29.1	9.1	7.5	0.2	2.1	鹿児島	28.4	15.3	22.3	33.9	-	0.1
平均							平均	51.1	27.0	13.2	5.7	0.8	2.1

出典) 大豆生田 稔『お米と食の近代史』2007: pp.64-65 (香川は愛媛に含まれる)

表は、著者が、平野師応『農事統計表』(大日本農会、1888年) 62～64ページをもとに作成したもの
斎藤註) 表に奈良は入っていない。表中の「%」は省略した。

の子供を遊びに出した留守中栄養失調で炬燵に寝てゐたTを起して扼殺、鋸と庖丁を以て胴体をバラバラに切断、この肉は羊の肉だと云つて三日間に亘つて鍋で煮て喰つた行為は、殺人と死体損壊遺棄と云ふ三つの併合罪で死刑

の宣告を為すべきであるが、精神鑑定の結果「神心耗弱」と云ふ被告の●●の点を●●、十五年と云ふ刑を言渡すのであるが、この刑は長いやうであるが行為から見れば実に短期刑であると判決理由を述べれば、●の被告も玉の

やうな涙を流して「はい解りました、ごもつともで御座居ます」と云つて退廷して行つた

(上毛新聞 1946年4月12日) ※文章は当時のまま、●は解読困難の文字、人名はローマ字で斎藤が略した。

- 7) 2015年の国勢調査で、953世帯人口1,979人。15歳未満は3%で、高齢化率は60%。南牧村の調査には、福祉デザイン研究所(川村匡由主宰)『限界集落・自治体の地域コミュニティ再生事業報告書～あすの南牧村の地域再生のために(提言)～』(2011年)があり、参考文献も示している。註11の寺崎喜三も川村の調査に同行している。
- 8) 『群馬歴史散歩122号』(1994年1月)をもとに計算すると、併せて2万5,656両(不明期を除く。両の単位未満を計算に入れないと)となり、米価換算(18世紀に米1石(約150kg)を1両と換算)する(日本銀行金融研究所博物館のHP)と、米価5kgを2,100円と計算して、1両=6.3万円として、 $2\text{万}5,656 \times 6.3\text{万円} = 16\text{億}1,632\text{万円}$ ということになる。これは運上金であり、売上金、生産費や流通経費などはその何倍もあるわけだから、山間部の地域としては特別な地域といえる。
- 9) 『南牧村史』1981年。石高は1703年(元禄16年)、人口は各集落の人別の時期が異なり、かつ、不明の地区があり、『南牧村史』の数字を足しあげた。

米については、「信州佐久米の市場である穀市が砥石村で立てられ」(同書p.366)の記述がある。上州の北部でも魚沼米の市が旧新治村で開かれたように、生産地から峠を越えて消費地側で市が立ったよ

うである。

- 10) 古い地芝居の幕に「六炉間」とある。小金沢マケが底瀬から分家して、村を開いてしばらくの間、六戸の家屋が点々と建っていたという。

また、「六車の荷つけ石」という伝承があり、「信玄が箕輪城を指して進んだ時、六車に入ると、兵糧を積んだ荷車が道端の岩に突き当たって川に転落し、六つに割れてしまった。これよりこの村を、六車と呼んだ。その岩は今も荷つけ石と呼ばれて、古い道の傍らに在る」(前掲『南牧村史』p.1485) この伝承も、この谷が甲州と上州を結ぶ主要道路であり、物流の中に位置することを物語る。同書の中に、「六車騒動」という記載も見受け、次男三男が少ない耕地で諍う例示のようで、拓いた谷の生活は、豊かであるとはいえないかったのは、多くのところと同様であった。

1738年(元文2)に157戸678人を数えた六車村は、明治初期138戸(神社1、寺2)649人、1978年に94世帯405人と減少して、現在(2017年11月)は117世帯209人(男97・女112)となっている。

- 11) 「『むかし、むかし、朝鮮半島から海を渡って理想の地を求め、未知の土地、日本にやってきた一団の人々が東に輝く星を追って夢とロマンを求めて壮大な旅をして來たのです。彼らは理想の土地を見つけると、三々五々と、その土地に定住していました。星尾峠は、そうした人々が星を追って越えてきた峠なのです。』と、村の古老人の話を聴きました。『星追い峠』何とロマンチックな名前の峠でしょうか。

民宿の庭にカットの祠がありました。

山神様と云って祭っていますが、昔は峠下の山に祭ってあったものだそうな。渡来人の郷愁が染み出ている造型に心惹かれた。

『星尾峠』は、信州と上州の物流の道で人・モノの交流で賑わいました。辻々に建つ馬頭観音像が馬とともに生きた人々の暮らしを語っているが、『星尾峠』は、今や物流と言う役目はまったく終わっている。」
寺崎喜三「限界集落物語」(2010年私家版)



12) 後藤総一郎『遠山物語—ムラの思想史』
信濃毎日新聞社、1979年; p.244
むろん信州だけでなく全国から募集された。斎藤は後藤の故郷・遠山の龍淵寺にある墓標を記録している。

勲八等村沢千賀碑
英心院覚花妙聲大姉 十七才
勤労報國廷身隊維時昭和二十年八月
二十六日戦線既明時三月軍閥者愛國弄美
辭可惜純真青少年女誘死地満州八日ソ
軍參戦敗戦確矣鬼畜共者為免追擊直破
壞路橋残而同胞為藩屏遁走図自己保身
断帰路同胞者哀呑万斛涙哭死矣噫傷心
極錄石伝万古 合掌 父準二識

昭和二十二年八月十日

実際は四面(20行)に刻んであるが、寫しながら父親の無念を想いやつて胸がつまつた。

13) 小松松次『餓死迫る日本』学習研究社、
2008年; p.44
14) 学習過程にも問題がある。例えば、教

科書に「弥生時代に水田ができた」ということは、米が全体で食べられていたということとは、まったく違う次元の問題なのだ。米が作られたとして普遍的に食べたわけではないのは当然のことだ。

15) 嘉田由紀子のFaceBook 2017年12月11日の投稿

「水を使わず微生物で分解して屎尿を肥料化する「バイオトイレ」をご存じですか? 大津市葛川貫井町(安曇川上流)の澤井栄子さん宅で「碧い琵琶湖」の村上悟さんたちが最近設置した「バイオトイレ」を見せてもらいました。澤井さんは、「トイレを使うというより肥料を作っているという感じでうれしい!」と言っておられました。屎尿再利用の見事な生活! 澤井さんのご了解をいただき紹介させていただきます。12月11日。(また長いです)。」

「明治維新以降、日本が欧米の技術導入をしながら経済発展できた要因は複数ありますが、あまり誰もが指摘しませんが、農学を学んできた者として私自身が重要視してきたのが「屎尿の徹底再利用で農業用肥料を自給してきた日本農法」と分析しています。滋賀県あたりでいえば化学肥料がはいるのは昭和30年代以降で、それまでは「人間の屎尿」「琵琶湖の水草(底泥)」「里山の下草・枯葉」が重要な自然肥料でした。

それゆえ一滴たりとも人間の屎尿を無駄にしないように、小便と大便を分離して、小便(尿)は風呂の落とし水等とあわせて「実もの、成りもの」というナスやキュウリなどに使い、大便はまさに「糞」(米が異なる) というように、数か月間、嫌気性発酵させて大腸菌を死滅させ、米や

麦をつくる「水田」の肥料にしました。その発酵場所がいわゆる「野壺」です。

結果として、屎尿を一滴たりとも川や池や湖、つまり水域に流さないという屎尿の土壤還元文化（これを私は屎尿と仲がいい「屎尿親和文化」と名付けてきました）が、川や湖を衛生的に美しく保ち、結果として「清流・せせらぎ文化」を維持してきたと考えています。昭和30年代の琵琶湖畔の320集落調査ではその20%が川水・湖水を直接飲み水を使っていました。

その清流を守る暮らしぶりを具体的に再現したのが琵琶湖博物館の富江家展示で、黒光りするオケブロ（ゴエモンブロとも言っていました）の落とし水は、横にある小便ダメと一緒にほぼ毎日「肥持ち」をされ、野菜畑などに運ばれ肥料にされていました。大便所は南側にあり、数ヶ月に一度、水田等に運ばれます。その物質の流れ図を添付します。

さて、昭和50年代以降、水洗便所が普及し、大量の水を使って屎尿を管で遠くまで流し、処理場でいったん浄化はされますが、最終的にはそのほとんどが琵琶湖に流れ出します。そして上水も琵琶湖からとる。という水の流れからすると、屎尿はできるだけ小さな領域で再利用することが、土地の地力維持や作物生産、水域の汚染防止に有効です。」

「前置きが長くなりました。ということで、澤井さんの「バイオトイレ」はまさに、畑で使える肥料づくりをも意図して導入されたということ。これまでいわゆるぼっとん便所で畑に直接屎尿還元をしていたけれど、年をとって「肥持ち」もしん

どくなつたのでバイオトイレにした、ということ。もとより最初から水洗便所を使うつもりはない、という。

使用は簡単、ぐるぐる手回しをして微生物が活発に働くように樹木チップに空気を流しこみ、分解した空気は排気筒を伝って外へ出す。自動的に樹木チップが肥料化され、1ヶ月に一度くらい、トイレの台下からチップをぬいて畑に散布するだけ、という。においもほとんどない。11日は村上さんが追加工事にきてくれて、最終調整をしておられました。

下水道管をつなぐには多くのコストがかかる山間部や別荘地などにはうってつけです。設置コストも驚くほど安い。水洗便所にして浄化槽を設置する10分の1くらいでできます。経済的にも賢く、環境的にも配慮がきいてバイオトイレです。」

- 16)『常民史学への視座 後藤総一郎 人と思想』岩田書店、2004年
- 17)『地域に根ざす民衆文化の創造 「常民大学」の総合的研究』藤原書店、2016年
- 18)「自由な、自立した学びの小舎である(野の学舎)ので、その中で自分自身をさらけ出し、みんなで助合い、共に学問しながら『常民学舎』を作っていく。それが同時に、生活と自分を変えていく、問い合わせの場となっていくものである信じる。』
『野の学びの史譜 後藤総一郎語録』梶社、2008年; p.113
- 19)「そういう民衆の歴史というものを興したのが柳田國男であったわけです。
柳田はそういう民衆の歴史をどうして興したか。民衆の、文字を持たない無言の無名の、権力に永遠に疎外されてきた

民衆の歴史、日本の大多数を占める民衆の歴史をなぜ中心にすえた学問を形成したかというと、それは結局、「なぜ農民は貧しかったのか」という問い合わせを解くためである、どうして貧しいのかを振り返って歴史の中で尋ねていくと、実は貧しさは農民が村のことや国のことを見らなかつたからだ。そういう反省をすることが大事なのだということを理解してもらうために、民衆の歴史・農民の歴史を興そうとしていった、といえると思います。

ですから、柳田の『郷土生活の研究法』の冒頭には、村の歴史を知ることはすなわち村の反省をすることである、「郷土研究の第一義は、手短に言うならば平民の過去を知ることである」「我々平民から言えれば自ら知ることであり、即ち反省である」と書かれています。あるいは『青年と學問』という民俗学を説いた著のなかで、史学は自己を発見する学問である、「史学は古い事を穿鑿する技術ではけっしてない。人が自己を見出だすための学問であった」と述べています。

そのことは、先程の正月行事もお盆の行事にもいえることです。お盆にしても、水や供物を盆にそなえたところに起源があり、いわゆる盂蘭盆の略ではないということが分かってきました。何故そういうことをしたのか、どうして盆踊があるのかというと、中世に疫病の流行に際して、一遍や空也によって大地の悪霊を踏み鎮め、これを追いやる念佛踊に始まり、それがやがて娯楽になって、仕事唄を取り入れ盆踊歌として成立していく。近代では出征にあたり彼等を慰めるために様々なお国節にヨーロッパのメロディも取り

れて新民謡として発達していくというようなことになりました。

どんなつまらないと思われているものにも、過去を尋ねていくと意味がある、それが文化なのです。そして、なぜこういうことをしたのかを問い合わせ（ただ）していくことができるわけです。

自己を知ること、人間とは何かを知ること、そして民衆の歴史を知っていく歴史が民俗学の方法であると思います。それを柳田國男というひとが興してくれたのです。」後藤総一郎「二つの時代を生きる — その意義と使命」『子持村の地域福祉』子持村社会福祉協議会、2006年；p.155

20) 「郷土研究の第一義は、手短に言ふならば平民の過去を知ることである。社会現前の実生活に横はる疑問で、是まで色々と試みて未だ釈き得たりと思はれぬものを、此の方面の智識によつて、もしや或程度までは理解することが出来はしないかといふ、全く新しい一つの試みである。平民の今までに通つて来た路を知るといふことは、我々平民から言へば自ら知ることであり、即ち反省である」

※筑摩叢書版では「横たわる」『郷土生活の研究法』（『柳田國男全集 8』筑摩書房、1998年；p.202

21) 『社会事業史研究 32』2005年；p.4

また、一番ヶ瀬はここで、社会福祉史研究で重視されなければならない研究課題として、①概説史を深めるために施設の実践史と地域史の重視、②近代と前代の連続性と非連続性の考察、③比較史的視点、④歴史観の問題、を提起している。

22) 2004年『社会事業史学会第6回大会、報

- 告要旨集』p.35 河尾豊司「知的障害の人を、その歴史から支える」の報告から河尾は「歴史学習のない職員の問題点は、1) ものの成り立ちについての基本的な間違いをする、恰も現前の物が、初めからあったのごとく、理解=錯覚してしまう。『カブトムシは、デパートで500円で売っている品物』と認識してしまうが如し 2) ものの見方が平板になり、立体的視座を失う 3) 先駆者の苦闘がわからず、総じて、種々マナーレスの職員に成長していく」とする。
- 23) 六車由実『驚きの介護民俗学』医学書院、2012年。同「介護民俗学とその実践」(『常民大学研究紀要11 福祉のフォークロア』常民大学合同研究会運営委員会、2012年)。同『介護民俗学へようこそ!』新潮社、2015年
- 24) 「例えば家督ということがこんど民法で廃止されることになつてゐるが、これにかわるもの農民のためにつくらなくてはならぬ、すなわち農村では組合が必要であるし、都市と同じく浮浪児の収容所、託児所、養老院などをつくり、それが心からたのしいあたたかいものにしなくてはならず、これは必ず国営の必要がある、とにかく政党政治の堕落はこれまで私有財産制度をあまり擁護しすぎたことである。」『柳田國男全集 31』筑摩書房、2004年；p.325(「私は共産党に投票する」1947年4月『アカハタ』談話)「こころからたのしいあたたかいもの」から、福祉民俗学を考えよう。
- 25) 『中江兆吉の人間像』風媒社、1967年；p.414
- 26) 「常民の歴史は、個体という観点からみ

れば、挫折の歴史である。自分の念いが十全に実現することがないからである。そのいみで、常民の歴史は、挫折の歴史であり、幽の歴史だといえる。死者が希望して実現しなかった事業が、幾世代にわたってうけつがれ、やがては成し遂げられことがあるかもしれない。そのようにして、長い時間をかけて実現されたときに、潜在的な可能性としての歴史は顕在化する。「祖先」、「他界」と柳田がよぶものは、伝統の蓄積体である。成し遂げようとして成し遂げられなかつた過去の事業の潜在的可能性の総体である。死者の念として生者にうけつがれる情動または行動へのエネルギーとして、柳田はそれをとらえた。過去の伝統を継承しながら作りかえるといふいきの長い行程として歴史を見るみかたは、死者と生者との連帶の可能性を考慮にいれなければ、成り立ちはしない。現在および未来にわたって、可能性としての過去は実現される。過去は固定したものではなくて、造り変えが可能だということを柳田は示唆しているのだとわたしは考える。」『鶴見和子 曼荼羅IV 土の巻』藤原書店、1998年；p.112(『漂泊と定住と』所収)

27) 「われわれの責任というものは、ただ現在に生きるというだけではない。現代に生きることによって、将来の歴史の作用に耐える、歴史の美化に耐える、そういう文化、そういう社会、そういう政治、そういう国でなければならないと、私は思う。そういうことを考えますと、今のわが国は、非常にその基本を誤っていると思います。」白川静『続 文字講話』平凡社、2007年；p.194

28) 中井正一「花は鐵路の盛り土の上にも咲く」)

「美しいせ、らぎ、可愛い、花、小さなめだかが走ってゐる小川の上を覆ふて、灰色の鉄道の線路が一直線に横切ったとき、ラスキンは凡ての人間の過去の親しいものが斜めに断切れてれてしまったかの様に戦慄したたのである。しかし、テニソンはそのとき、芸術は自然の如くその花をもって鉄道の盛土を覆ひ得ると答へたのである。この鉄路の上に咲く花は、千鈞の力を必要としたのではない。日々の絶間なき必要を守ったのである。我々の生きて此處に今居ることをしっかりと手離さないこと、その批判を放棄しないことに於て、始めて、凡ての灰色の路線を、花をもって埋めることが出来るのである。」『土曜日』創刊号（1936年7月）三一書房、1974年復刻；p.11

29) 「日本という国はよく大きな地震があったり、大きな風が吹いたり、雨がふったり、また、ききんがあったりして、人々はそのたびにいたみつけられることが多いのですが、そのようなこんなにもまけないで、びんぼうなくらしのなかに、はげしくはたらきつつ、時には失望もし、あらそいもし、また、人をおとしいれるようなことをしつつも、この世を少しずつ住みよいものにしてきました。私はそれをとおといものに思います。」

「山口県の山中にある高根村などほとんど水田のなかった所に、この（黒鍬師と呼ばれる）人たちによって100丁歩に近い田がひらかれています。そういう田を下から見あげると、一枚の石垣に見えてまったく壮大な感じがします。秀吉のきづ

いた大阪城などの比ではないのです。無名の人たちが、その生活を幸福にしようと、自らの土地にそそぎこんだ情熱は大変なものです。」『宮本常一著作集7 ふるさとの生活・日本の村』未来社、1968年；p.180及びp.283

30) 「大地の抱擁」（スー・フンパパ族の首長 シッティング・ブル）

「兄弟たち、見よ、春の到来だ。大地が、太陽の抱擁を受けている。わしらはいずれ、その愛の果實を、見届けることになる。

一粒一粒の種子が目覺め、一匹一匹の動物が産聲をあげる。この神秘な力のおかげで、わしらもまた、生きていくことができるのだ。だからこそ、わしらは隣人たちや、近くに住む動物たちが、わしらとまったく同じ権利を持って、この大地に住むことを、認めてきた。

ところが、皆の衆、わしの話を聞いてくれ。今わしらは、別の人種とかかわりっている。わしらの父親たちが、この人種にはじめて出會ったときには、まだちっぽけでひ弱だった彼らも、今では大變に人数もふえ、おまけにずいぶんと横柄になっている。まったく奇妙な話だが、彼らは大地は耕すものという考えにとりつかれ、所有への欲望という熱病にまで、冒されている。その人間たちは、規則をいっぱい作った。金持ちはそれを破っても平気だ。だが、貧乏人は規則に従わなければならない。彼らは貧乏な者たちから、税金を巻き上げて、それで國を治めている金持ちの生活を支えてやっている。わしらのすべての母である大地を、この人間たちは自分たちだけが利用できるも

のとして、隣人同士が辯をめぐらしあっている。そして、建物を建てちらし、汚物をまき散らして、大地をだいなしにしようとしている。この人間たちにつくる國は、雪解けの濁流に似ている。その急流はあふれかえり、通りすがりに出會うすべてを、破壊していくのだ。

わしらはとうてい、この人々と相並んで生きていくことはできまい。」『インディアンのことば』知慧の手帖、1996年；p.10

31) 歴史は常にのちの時代の鏡である。同時にこの時代がまた、のちに時代にどのように評価されるか、評価されるべきか、そのことを念頭において、すべての人がその分野で活動しなければならないと思う。」白川静『続 文字講話』p.198

32) 多面的な生き方(井上ひさし)

「宮澤賢治は、人間は多面的に生きる方がよろしいと説いているように見えます。野に立つ農夫も四六時中、農夫であってはつまらない。それでは人間として半端である。朝は宗教者、夕べは科学者、夜は芸能者、そういう農夫がいてよいのではないか。賢治はそう考えて羅須地人協

会を始めたのではないか。

科学も宗教も労働も芸能もみんな大切なもの。けれどもそれらを、それぞれが手分けして受け持つのでは何にもならない。一人がこの四者を、自分という小宇宙のなかで競い合わせることが重要だ。賢治全集に勝手きままな補助線を引いて、彼の思い残したものをわたしなりに受け継ぐならば、右のようなことになるのではないかと思います。あらゆる意味で、できるだけ自給自足せよ。それが成ってはじめて、他と共生できるのだよ。そうしないと、科学が、宗教が、労働が、あるいは芸能が独走して、ひどいことになってしまうよ。賢治がそう云っているような気がしてなりません。」『季刊「the座」第6号』1986年「イーハトーボの劇列車・前口上」

33) 若竹千佐子『おらおらでひとりいぐも』河出書房新社、2017年。もとは、「Ora Orade shitori egumo」『宮沢賢治全集 I』ちくま文庫、1986年；p.158「永訣の朝」

(さいとう たかお こもち結つこの会)

民俗学から見た高齢者福祉の 新たな可能性

～六車由実氏へのインタビューを踏まえて～

薗田 碩哉

1 「介護民俗学」という驚き

2012年に六車由実『驚きの介護民俗学』が刊行されたとき、われわれはこのユニークなタイトルに新鮮な驚きを感じた。「介護」と「民俗学」？この2つの用語は水と油ほどではないにしても、かなりかけ離れていて、いったいこれがどう結びつくのか疑問を感じたからである。しかし、この本を読み進めていくうちに、老人ホームやデイサービスに代表される介護現場とは、短くない人生を生き抜いて時代と切り結んできた高齢者の集まる場として、著者の言うようにまさしく「民俗学の宝庫」に他ならないことが納得できたのであった。まさしく目からうろこが落ちるとはこういう体験を言うのであろう。

老人ホームにやって来た高齢者は、20世紀の前半からのこの国の転変を身を以って生きてきた人たちである。昭和前期、戦争に向かってのめり込んでいく時代、戦争が始まってからの苦難や悲惨な体験、そして焼け跡闇市の戦後、復興から経済成長、

バブル経渌がはじけとんだ後の失われた10年、20年——こうした時代背景を共有しながら、ひとりひとりの人生はそれぞれ独自で個性的なものである。一人として全く同じ生き方はしていない。高齢者が昔を思い出して語る話に「とことんつきあい、とことん記録」することによって身体に刻み込まれた記憶がよみがえる。高齢者の言葉を言葉通りに理解し、高齢者が生きてきた物語世界とともに体験する—それは語り手にとっては自分の人生を見つめなおすことのできる貴重な機会になるとともに、聞き取りをし、その内容をまとめて文章にしていく聞き手の行為は、そのまま六車氏が民俗学者として行ってきた研究実践そのものである。

六車氏のこの本を読んで、福祉の研究者をもって任じていた私たちは、ほとんどコペルニクス的転換とも言いうような発想の転換を迫られる思いがした。高齢者福祉の実践とは、高齢者を対象にその福祉の増進を考え、適切な支援方法を組み立てていくことだと、いとも当然に考えてきたのだが、それはもしかしたらとんでもない見当

違いなのでは、という疑問が頭をもたげてきたのである。高齢者は豊かな体験や知識を蓄積している生活の主体者なのであって単なる支援の客体ではない。むしろ高齢者の持っている多様な宝を掘り出し、しっかり受け止めることこそが高齢者福祉の本来のあり方ではないか、と。

当時、福祉文化学会研究委員会は「よもやまゼミ」と名づけた研究活動を開いて、福祉文化研究の発想転換を模索していた。その背景となった事情は、近年の「福祉文化」研究が「福祉文化とは何ぞや」という定義づけの問題に拘泥し、しかも「福祉文化」を文化的に優れた福祉実践という方向に理想化して捉える傾向が強かったことである。それに対して、必ずしも文化的に豊かとは言えない福祉現場の現実に寄り添い、文化的な視点から（ゼミでの言い方を借りれば「文化のメガネを掛けて」）その状況を批判的に考察することこそ福祉文化研究の課題ではないかと「よもやまゼミ」は考えた。「福祉文化研究」とは、「福祉文化」の研究ではなく、福祉の「文化研究」であるというのがその端的な結論だった。

この視点から見ると六車氏の『介護民俗学』はまさしく私たちが具体化しようとしていた「福祉の文化批判」の格好の実践だった。とくに六車氏が「回想法」に対して投げかけた疑問は、私たちを深く考えさせるものだった。回想法は高齢者に昔語りをさせることで高齢者の元気を取り戻し、介護予防に役立てようというねらいで作られたプログラムで、現場で取り入れるところも増えてきている。六車氏も当初、高齢者の話を聞き取ることで回想法に親近感を持って勉強会に出かけたりもしてい

る。しかし、そこで行われている回想法の進め方に六車氏は大きな違和感を持った。

回想法では話を聞くに当たって「メモを取ってはいけない」というのが鉄則だという。相手の目を見てしっかりと聞く「傾聴」が大切なことで、メモを取られたりしては話しにくくなるというわけだ。また、話のテーマが設定されていて「テーマから外れてはいけない」とされる。自由に、気ままに語ることは良しとされない。そして効果測定のために「高齢者の行動を評価する」ことが求められている。回想法は結局、回想するというプロセスにのみ注目して、回想されたコンテンツは無視している。そこには高齢者を支援対象として効果的に操作するという視点があるばかりで、高齢者から教えを受けるという発想は微塵も見られない。支援施設における「福祉文化」は、支援者主導のパターナリズムに支配され、また医療文化の影響下で「治療」に傾斜している。この実態を批判的に考察し、新たな道を見つけ出すのが福祉文化研究の課題ではないか—私たちはそう考えた。

2 「関係性」を軸として…六車由実氏インタビュー

私たちは六車氏の話を直接に伺ってみたいと願っていた。なかなか機会を得られないまま時間が経過したが、ようやく2017年の暮れも押し詰まった一日、福祉文化学会の研究グループは、念願の六車氏の活動現場を訪れる機会を持つことができた。静岡県沼津市にあるデイサービス「すまいるほーむ」である。沼津駅から海岸沿いに西へ進んだ住宅街の一角、建物は大きめの民

家を利用したもので、「施設」らしくないアットホームな雰囲気である。集まった10人ほどの高齢者に私たちも一緒に加わって「カルタ」が始まった。カルタと言っても出来合いのものではなく「すまいる」のオリジナルである。読み札には「すまいる」にやってくるメンバーから取材したちよつとしたエピソードが書かれている。六車さんがこれを読み上げると、その人の小さな物語がみんなに共有されるというわけだ。大きくかな文字を書いた取り札は、読み札の冒頭の言葉ではなく、その中に出てくるキーワードから取られている。つまりは読み札を最後まで聞いてからでないと、どの文字を取ればいいのかは分からない。こうして誰も安心して最後まで読み札の物語を味わうことができる。実際カルタが進むうちに、このデイサービスはどんな人がいて、どんな体験をしてきた人なのかがいとも自然に分かってしまう。

「すまいるかるた」を楽しんだ後、六車さんにインタビューすることができた。一問一答は多岐にわたったが、その要点は以下のとおり。

「聴き取り」を土台に多彩な展開

——民俗学の研究者からなぜ介護の世界に移られたのでしょうか？

六車：研究者・教員として地域とのつながりもあって充実はしていたのですが、地方大学の状況は過酷で学生と向き合う時間がない、業績も求められる。追い詰められて大学はいったん辞めようと思って沼津に戻ってきました。介護の世界に入ったのは半ば偶然で、ハローワークに行って、たまたまホームヘルパー2級の講

座を見つけて受講しました。福祉の仕事をしたかったというより、民俗学をやつて来たのでお年寄りと関わる仕事がしたかったということです。聞き書きをするにしても、介護の資格が役に立つと思いました。最初はできるかどうか心配でしたが、意外に介護は自分に向いていたという感じです。

——介護の現場に入られて違和感を持たれたのはどんなことでしたか？

六車：利用者とスタッフの関係性ということですね。民俗学のやり方では、聞き書きを作るために村に入るときは、「聞かせてもらう」というスタンスです。まずは信頼関係が大事です。民俗学は人と人との関係性で成り立っているのに、福祉の世界にはそれがないんじゃないかと感じたのです。高齢者のみなさんは実のところいろんなことを話したいのに、高齢者の話をちゃんと聞き取る人がいない。これはこれまで関わってきた高齢者との関係性ではない。介護する—介護されるという関係性なんです。自分が高齢者になったときにはこうなりたくないと思いました。

——介護現場での「聞き取り」はどんな風に進めて来られたのですか？

六車：民俗学の研究者として聞き書きをずっとしていたときには現に介護を受けていた人に出会うことはなかったんです。老人ホームに来て見たら、そこにはたくさんの歴史の証人がいて話を聞かせてくれる。聞かないわけにはいかない。実際に始めると、実にことば豊かに語ってくれる。これは大発見でした。そこで1対1の聞き書きから始めました。聞き書

きをまとめて、それをご本人に渡していました。

しかし、デイサービスに移ってからは、聞き書きを1対1でやることは物理的に難しくなりました。そこでみんなの前で話を聞くことにしたんです。聞いている周りが質問したり別の話が展開したり、お互いが響き合う。ひとりの人の人生がみんなに共有されていく。つながっていくんですね。そして聞きっぱなしではもったいない、ということで、まずは思い出の料理づくりに取り組みました。一人が語った昔の料理をみんなで実際に作って、味わってみる。これはおもしろかったのですが、でもなかなか大変でした。

次に取り組んだのは人生双六。一人の人生の歩みを聞いて双六にまとめます。これもおもしろいですが、もっとみんなが参加できるようなかたちを探していました。それがカルタなんです。カルタは福祉の現場では普通にやられていますが、文章を読み終わる前に取り札を見つけて取ってしまうので、文章を楽しめないところが難点です。ここで東京・世田谷にある「ハーモニー」という就労継続支援事業所で行っている「幻聴妄想カルタ」というのがヒントになりました。統合失調症の人が自分の幻聴や妄想をカルタにして発表し合ってお互いの理解を進めようというものです。それより面白いものをつくろうというので考えたのが、先ほど参加していただいた「すまいるかるた」です。取り札の文字は冒頭ではなくて、どこの字でもいいというルールです。このカルタはそのまま「すまいるほーむ」の歴史になっています。

カルタの次は、記憶の地図づくりです。場所の記憶というのは誰にもありますね。民俗学の場合だとそれを聞き取って年代別に地図に落としていくのですが、こここの地図は年代に関係なく、1枚の地図にすべて書き込んでしまいます。記憶というのは時代に関係なく、時代を超えて記憶されています。ある場所に関して印象に残っていることを1枚の地図にまとめてみる。この地図を見ているといろんな記憶がよみがえってくるんです。

みんながみんなを受け止める

——高齢者が豊かに持っている記憶、生活文化が介護を進める上で大切な資源になるということなんですね。他にも高齢者自身が持つ介護の資源というものはあるでしょうか。

六車：宗教儀礼というか、葬送儀礼もそうだと思います。民俗学においてはこれらは研究対象でしかなかったのですが、ここでは切実な課題です。せっかく関わって関係性ができるても、やがて弱っていかれ死を迎えることになる。私もそれをどう受け止めていいかわかりませんでした。介護の現場で利用者さんの死をどう乗り越えていくのかという研修を受けました。ケア・マネージャーさんにどうしたらいいかわからないと質問したら「私もつらいけど利用者の前では泣かない、風呂に入って泣く」というお答え。でも、悲しいのにどうして泣いてはいけないのか—他のメンバーを混乱させるからだというのですが、でも何かおかしい。

聞き書きに協力的な方が亡くなられたとき、そのことを隠さないという原則を

立て、お別れ会をしましようということになりました。みんなが亡くなられた方の思い出話をしあいました。するとある方が「亡くなった〇〇さん、今ここに来ているよね」と言われた。その感覚がずっと心に入りました。亡くなつた方について語り合うことで悲しみを共有できる場になっている。これはこの地域の感覚であり文化だと思いました。死を共有してきた文化ですね。「すまいるほーむ」ではお別れ会で使つた、亡くなられた方の写真をみんな掲示しているんですよ。「ほーむ」の守り神になってもらっているわけです。これは利用者さんのためでもあります。スタッフのためでもあります。すべてのことを共有することで、気持ちも楽になっていきます。この離職率が高いのは、そういう点でも居心地がいいからだと思っています。

——みんながどういう最期を迎えるのかを経験していくことで、一人一人が大事にされているという文化が育っていくのです。

六車：沼津の狩野川で毎年やっている灯籠流しという大きな行事があります。その前に七夕まつりがあって、灯籠に亡くなつた方の名前を書いて、どんな方だったのかを話しながら共有します。夜の灯籠流しには行きたい方を連れて一緒に行きます。自分が亡くなつたらこういう風にしてくれるということがわかります。伝統的な葬送儀礼によって自分が死んだ後のことを想像することに意味があるんですね。こういう風に供養されると安心だなと誰もが思うことができます。

——その施設固有の文化をつくっていくこ

とが大切だということですね。「すまいる」の文化を一言で言えばどうということになりますか。

六車：誰も否定しない、みんなが受け止めてくれるという感覚、雰囲気があるということでしょう。普段の関わりの中でも、認知症の方が徘徊しても、みんなで受け入れている。自分がそうなつたとしても、ここなら大丈夫かなと思ってもらえる。自分がどうなつても安心できる場をつくることが福祉なのだと思います。

これは精神医療の場で療法のひとつとして行われている開かれた対話、オープンダイアログに似ています。フィンランドで開発されたのですが、統合失調症を抱えた人が大変な状況になつていて、そこに、夫や妻や子どもや友人や医療者や福祉関係者などの専門家がチームを作つて出向き、みんなでオープンに対話をする。どんな話をしてもいい。本人の話も否定せずに聞く。本人のいないところでは、絶対に本人の話はしない。そういうやり方で対話を何度も繰り返すことで、安定した状況になつていくのです。有名な「べてるの家」で行われている「当事者研究」もオープンダイアログと言えるでしょう。その高齢者版が「すまいるほーむ」だと言ってもいいと思っています。こういうやり方がいま社会に求められているのだと思います。認知症にしても、当事者の方が相談室を開いていて、そこに認知症の方々が訪ねて来るというやり方でうまく行つてゐる例があります。認知症の当事者研究ですね。

遊びをどうとらえるか

——新しいご本（『介護民俗学へようこそ』新潮社 2015年）の中で「遊ぶということが認知症の人たちと、人として向きあうための一つの希望となる」と述べられておられますが、その遊びとはどんなものでしょうか？

六車：イメージとしては「神遊び」ですね。沖縄などでは神さまとの関わりは「遊び」として捉えられています。それも自分が神さまと関わるのではなく、神をみんなで共有する、その手段が遊びなのですね。みんなで共有していくから楽しい。その中でお互いを認め合う、助け合う。そんな遊びが大切だと思うんです。

——いのちの元から出てくる。開かれた遊びということですね。実のところ、介護の現場では「レクリエーション」としていろいろな遊びが行われてきました。しかし、それは半ば強制された遊びで、手段化されてしまっている…

六車：毎日のことですから、塗り絵にしても折り紙にしてもカラオケにしても、プログラムとしては必要です。ただそれを関係性ができていないところでやつたら、残酷ですよね。でも関係性が出来上がった中では許し合える。同じことをやっているように見えても、その意味は全く違ってくると思います。私自身、歌は苦手だったんです。でも歌好きの利用者さんが来て一緒に歌ったら楽しかった。みんなに受け入れてもらったのが嬉しかったんです。

——レクリエーションもまた、関係性という視点から見直してみることが重要なのですね。私たちも豊かな関係性を育てる

遊びというものを追求していきたいと思います。

3 高齢社会と福祉文化研究の課題

六車氏は2015年に刊行された『介護民俗学へようこそ』（新潮社）の中で、「すまいるほーむ」の実践を紹介し「聞き書き」という方法がもたらす「沃野」を多彩に描いている。同書の終章では、現在の福祉現場に関わる根本的な問題提起がなされ、それらはいずれも「文化の視点から福祉の現実を批判的に考察する」私たちの福祉文化研究にとって見逃すことのできない「問題集」になっている。

六車氏はまず「介護現場での利用者本人からの意見、評価の少なさ」を問題にする。高齢者は援助者側からの一方的なサービスを受け取るばかりで、その内容に対して要望や注文を言う機会が保証されていない。本来主人公であるべき高齢者が「非主体化」されている、援助者主体の福祉文化を私たちは根本から考え直していくべきだろう。六車氏は、そもそも「要介護状態は軽減され改善されるべきものか」と問いかける。介護を受けることは望ましくないことだから、そこから脱して自立するために、心身を治療し、生活を改善しなければならないという発想が前提になっている。六車氏が強い違和感を抱いたのは、現場で強調される「目標」の設定ということだった。目標を掲げて高齢者を操作対象として扱っていくというのは「医療モデル」であって「福祉モデル」ではない。プログラムの実施に当たってエビデンスを示すことが強調されるのも医療文化の発想である。

根本にあるのは「老いということが価値を失い、成熟が意味を失う、老いの否定」の文化である。しかし医療がいかに発達しても死を越えることはできないだろう。医療が万能でないとすると、それとは異なる原理によって高齢期を捉え直す必要がある。高齢期という人間の生き方においては「死に向かっていかに穏やかに下っていくかが課題」だと六車氏は指摘する。そこで取り組まなければならないのは「死の文化の再構築」ということだろう。先人たちは死を受け入れ、死と和解するために、宗教に始まり芸術から死の作法に至る多様な文化様式を作り上げて来た。それらを探索・再考・復興するとともに、老いや死を単に個人の問題に閉じ込めるのではなく「要介護状態の人もそうでない人も互いに支え合

って地域社会を形作っていく」ことを目指したい。それこそが今日の福祉文化研究に課せられたミッションなのである。

〈インタビューのまとめに当たって馬場清氏の協力を得たことを付記します。〉

参考文献

- 1) 六車由実『驚きの介護民俗学』医学書院
2012年
- 2) 六車由実『介護民俗学へようこそ！「すまいるほーむ」の物語』新潮社 2015年
- 3) 六車由実・川越正平「する一される関係性の逆転が介護現場を変える」『医療と介護NEXT』第3巻第5号 2017年

(そのだ せきや 法政大学大原社会問題研究所)

里親制度と福祉民俗学

木村 たき子

1 はじめに

児童福祉法における児童養護事業は、収容施設と里親制度の2本を柱として展開をしてきた。

古くから、わが国の児童福祉のうえに大きな役割をはたしてきた里親とは「保護者のいない児童、または保護者に監護させることが不適当であると認められている児童を養育する者で知事が適當と認めた人である。その里親に委託された子どもが里子である」と児童福祉法第27条1項に示されている。しかし、登録里親や委託児童数は、昭和33年をピークに減少してきた。近年、被虐待児に対して特別里親という制度ができ児童の家庭的養護に力を入れてきている。

そのような里親制度は、戦後に孤児のための養護を目的に発展してきたが、それ以前にもいろいろな形があった。それは、民俗的なことや家制度、風習、文化、教育、刑罰のためなど様々な形であり、今日の里親制度にも影響を与えている。

2 里親制度の発祥と福祉民俗

(1) 里親制度の発祥

京都の洛北岩倉の地は、里親発祥の地と言われている。その由来は、伝説によると平安時代中期の後一条天皇時代に、四条大納言藤原公任卿の娘が京都の洛北岩倉の地に“里子”として預けられたのが始まりと言われている。また、難病を抱えていた後三条天皇の皇女が、岩倉の地に里子として預けられたことで病が完治したとも伝えられている^{注1)}。岩倉村の民謡に「都近くの下鴨よりは子ども育つは岩倉よ」と謡われているのは、里子のことを意味しているのではないかと言われている。洛北の村の修学院村、上賀茂村、八瀬村も里子村として、公卿や皇族との関係が深いということが記されている^{注2)}。これらの村は、京都の公卿の別荘地として使用された土地であり、村人と公卿との間に何らかの関係ができ、公卿の子弟を預けるようになったのではないかと思われる。このように皇族の子どもを他者に預けるという貴族的風習が里

子・里親制度の始まりであり、それが一般庶民階級に及んだものと考えられている。この時代の“里子”とは村里へ預けられた子を意味し、やがて他人に預けて養育を委託した子を広く“里子”と呼ぶようになったのである。「乳代」「乳子」「育て子」「預り子」「養い子」と呼んだ地方もある。

また、加賀藩では前田綱紀の時代において処罰の一種として犯人を“里子”とすることがあった。里子には食糧と給銀を与え、使役を供し、特に精勤なるものには刑期が減ぜられた場合もある。寛永時代に移り、里子を廃し禁牢に代えて、里子2年にある者を禁牢45ヶ月にあてるにしたということが記録されている^{注3)}。

このように、里子・里親制度はいろいろな福祉民俗的な目的を持ち、今日の制度を受け継がれたと考えられる。

(2) 大原幽学の教育にみる里子・里親制度と教育・福祉民俗

大原幽学は、江戸時代後期の農政学者で農民指導者でもあり、その教育は「子を換えて教う」という特徴がある。7～8歳と15～16歳の子どもを対象とし、1～2年の間、一人の子どもがなるべく数軒の家で教育されるようにした。子どもは、扶持米を持参し、貧者の子どもは富者の家に、富者の子どもは貧者の家に預けられるように計らい「子ども仕込みの心得」ということを掲げて指導した^{注4)}。これも、他者の家に子どもを預けるという意味では、里子・里親制度の養育里親(養子縁組を目的とせず、自分の家庭を養育の場として提供する)と教育・文化と福祉民俗の融合になるといえる。

また、宮城県の農村では明治時代までの慣行として商売をしているところの長男を除いた子どもを学校教師、警察官、市町村行政員、自分の家の番頭の家などに生後3年～5年まで預ける風習もあった。このようなことは、家格の高いほど行われていたようである^{注5)}。実子の教育とともに生命維持を考慮し、職業を身につけることが里親制度の中の「職親」制度(現在は「職親」制度はない)に関係したと考えられる。それとは逆に“棄子”は、養育してもらえそうな家の門前に捨てることが多く、その家で読み書きや仕事を教えてもらったようである。京都「五人組書」では、“棄子”は禁じられ、他者のものが捨てていった場合は村中で育てて行政に届け出ことになっていた。まさに、コミュニティ全体での子育ての先駆けであるとも考えられる。

福祉的要因の大きい里親制度と教育・風習・慣習が結びつき、それらが子どもの生命維持のために重要な関わりをもつのである。

(3) 宮城県の里子・里親制度と福祉民俗

宮城県三陸沿岸の漁村に里親村と言われ、1948年～1979年(昭和23年～昭和54年)ころまで、すべての家が里親をしていたところがあった。その里親村は、漁業を生業にしている家がほとんどであるが、漁業をしながら町役場や漁業協同組合に勤務している人もいた。この里親村の漁業関係者には“困った人がいれば助けるのは当たり前”的文化が根づいている^{注6)}。それは、もともと漁業では協同で行う作業が多いうえに、生活が厳しいときには共に助け合うという風習や、それぞれがやっていることの

価値を認め合うという考えが関係しているようである。また、里親を村の長がやっているのであるならば、それはすばらしいことに違いないと思い、村の長に「里親をやらなければ」と言われば、いやと言えない村特有の文化があったと思われる。村の長は、経済的にも行事の取り決めのような慣習的なことにおいても、すべてのことの相談役であり、網元というリーダーもある。漁業という労働のあり方も村の長の一言の重さに関係しているように思える。それが、里親村と言われるようになった要因の一つとも考えられる。

この里親村では、藩政時代から農村の口減らしとして、里子受け入れの風習があり、経済的にゆとりのある家には数人の里子がいた。その当時は、農村家庭のやむにえない口減らしの必要性が、漁村の労働力を補うものとして機能し、両者が補い合う関係が成立していたのである。昭和25年以前は入村には制限がなかったが、その年の春から契約講の決議で「貰い子」をする場合には、契約講に計りその許可を求めなければならなくなつた。多い時には、1戸に4～5人もいたことがあった^{注7)}。

この漁村の伝統的な行事として、正月に限らず祝い事（新船進水式など）では獅子を舞い祝うのであるが、練習時には老若男女、実子も里子も関係なく村の一員として参加する。このようなことが、他者との関係をスムーズに進める仕組みとして生活の中に根をおろしているのではないだろうか。民族文化が福祉にも大いに関与しているとも言える。

また、この地域では“えびす親”“えびす子”^{*1)} という疑似親子制度があり、縁戚

関係があっても実親以外の人と親子の関係を結び、行事や冠婚葬祭、仕事の手伝いなど実親子と同じような関係を持つて執り行うのである。他者とのつながりを親子関係になぞらえて強化する風習であり、里子という血縁関係のない子どもも受け入れやすい土壤となった民俗文化なのだろう。この地域は、支倉常長（仙台藩士で慶長遣欧使節団長）がヨーロッパに出航した村に近く、キリストン人口調査がおこなわれた1849年（嘉永2年）においても「貰子」と称し、「幼きより男子を貰い受け、漁業にせしむるものあればなり」^{注8)} とあり、ここにも「貰子」としての里子の存在が確認できる。制度としての「職親」もある。

石井十次の岡山孤児院と宮城県にも関わりがある。宮城県の農村地域が飢饉に襲われていた時代に、若い女教員が貧しい農村地域の子どもを複数人つれて岡山孤児院まで行き、そのままそこで働き続けたようである。その後も、何度も宮城県から岡山孤児院に貧しい農村の子どもを連れて行き共に生活をした。遠い東北地方から岡山まで、子どもの生命を保持するための一つの手段として集団での養護の選択を若い女性がおこなっていたのである。

(4) 京都岩倉・奈良県北倭村と里親制度

里親村として、宮城県牡鹿町の漁村などもあるが、京都岩倉や奈良県北倭村などにもある。その地域の里親制度は歴史的にも非常に古く、岩倉の農家に公卿の子どもが健やかな成長祈願のために預けられた。岩倉具視や大谷光瑞なども農家に預けられていたこともあり、それは農家の収入を補う

という役割も含めて引き継がれてきた。伝統的に、土地の風習として自然発生的集団里親（制度上ではない）があったのである。

石井十次の岡山孤児院では、1905年（明治38年）から乳児の里親委託を始めていた。そして、明治40年頃には「集団保育よりも個人委託が良い」という考えのもとに、奈良県生駒郡北倭村への集団里親委託をしたことにも記録に残されている^{注9)}。施設から里親家庭への養育を村全体として行うということは、施設の小舎制の先駆けとも考えられる。

(5) 沖縄県鳩間島の里子にみる福祉民俗

沖縄県八重山諸島の鳩間島では、日本復帰から島の過疎化が進んでいた時代があった。1960年代400人いた人口も復帰後2年目には21人にまで減少し、島民は“廃村”も考えなければならない時期もあった。当然のことではあるが、子どもの数も減り小学校もなくなる危機に陥ったのである。それは、沖縄本島の行政からも忘れられてしまう存在になるということであり、島の人々の危機感は強まり、石垣島の親戚を口説き落として“島の里子作戦”ということをおこなった。つまり、親戚の子どもを鳩間島で養育し、小学校を存続させようとしたのである。この当時（1960年当時）は、鳩間島には水道もなく24時間電気が使用できるようになったのが1983年、水道が敷かれたのが1980年なので村民の暮らしが向上し始めたのは日本復帰から10年後である。

小学生が一人となった時代には、沖縄本島の児童養護施設から毎年のように子どもが里子として鳩間島に留学してくるという

ことでもあった。現代の、山村留学の先がけともいえる。小学生19人のうち16人までが施設からの留学生だった時は、村をあげて里親（養育里親）^{*2)}となつたのである。高齢化が進み過疎化の村が一気に若い子どもの村に変身し、村も活気がでた。過疎化が進む村で、沖縄本島の児童養護施設からの留学生である里子たちは、教員とともに村の神事である「結願祭」^{*3)}に励むのである。この「結願祭」は、村落をあげての神事であるので、人々は夜毎集会所に集まり、老若男女が祭りのために準備にいそしむ^{注10)}。当然のことながら、里子たちも何年も前からこの島に住んでいるかのような人間関係ができるのも、このような神事の稽古が1つの大きな要因であると村人はいう。過疎化の村を救うための児童養護施設からの留学生としての里子たちが、「結願祭」という神事を通じて村の人との関係性構築と、高齢者の生きる力をも生み出した。また、子どもたちも施設での集団生活とは違う家庭生活を体験しながら、村に残る民俗文化にふれ他者との関わりを学ぶことができたのである。

3 最後に

里親制度は、他児養育の慣習、風習として古くからあり、今日の里親制度にも繋がっているということを様々な記録から知ることができる。血縁関係のない子どもと親が親子関係を築き上げていくことが、家制度の存続だけではなく、子どもの生命維持や地域社会の発展にとって重要であった事実を確認できるであろう。

また漁村に残る血縁関係のない人が親子

関係を結ぶ「えびす講」という風習・慣習も里親制度に影響を与えていた地域もあり、漁業という仕事のありかたも含め、そのような風習がある地域では村の全家庭が里親になるということもわかった。宮城県三陸沿岸の里親村と言わたったところは、東日本大震災でほとんどの家が津波で流されてしまった。命を落としてしまった元里親も元里子も多くいるし、両親を失ってしまった里子になった子どももいる。

児童福祉法も改正され、里親制度も変化をしてきた。以前は、身内に要保護児童がいた場合には親族が育てるのが当然であり、その親族には支援費が支払われることはなかった。現在は、親族里親にも支援費が支払われることになっている。これは里親制度というものが、子どもの扶養問題を「血縁」という縛りから解放する仕組みの一つになったともいえる。その他に、虐待をうけた子どもを養育する専門里親制度^{*4)}ができ、里親希望者は新たに研修を受けなければならないが、支援費は養育里親よりも多い。しかし、登録里親はなかなか増えているのが現実である。その背後には、里親をサポートするシステムがきちんと機能していないことや里親がSOSの手を差し出しそうい现实がある。親子の愛情ということを、人間の本能や本質として捉えるだけではなく、社会的・文化的な文脈のもとで再考し、子どもたちの生命と生活を守っていくための里親制度を見直していく必要があるだろう。

地域の風習・慣習・民俗文化が、地域社会における子育てを支えてきたことを踏まえて、児童虐待が年々増えている今日、「里親」のもつ意義に改めて注目し、その活用

を考えていくべきだろう。

註

- 注1) 三好明 1963年（昭和37年） 里親制度の研究 日本児童福祉協会
- 注2) 松本武子 1977年 里親制度の実証的研究 建帛社
- 注3) 石川県史編纂委員会 1982 石川県史 4巻 編纂室
- 注4) 大島みづ 1961年（昭和35年） 大原幽学と里親教育 千葉県児童福祉士会
- 注5) 高橋富雄 1969年（昭和43年） 宮城県の歴史 山川出版
- 注6) 木村たき子 2003年 里親制度と地域社会 明石書店
- 注7) 岩本正次 1949年 児童養育制度史雑考 宮城県児童相談所紀要
- 注8) 東北歴史資料館編纂 1975 三陸沿岸の漁村と漁村風景 東北歴史資料館
- 注9) 奈良県児童相談所編纂 1957年 奈良県里親概況 奈良県児童相談所
- 注10) 森口豁 2005年 子乞い—沖縄孤島の歳月 凱風社

*1) 「牡鹿町のえびす講」……えびす様を祭る行事で、船節供をおこなう。その時に実子以外の他人をえびす子として迎える。えびす親になる人は、えびす子に名前を授け酒を酌み交わし、親子の契りをむすぶ。

*2) 「養育里親」……親族でない児童の養育を行う里親（従来の短期里親的養育<数日から1年以内程度の期間を限定した養育>も含む）。「養子縁組里親」とは違い、里子の戸籍苗字は変わらない。

*3) 「結願祭」……五穀豊穣、子孫繁栄、

無病息災など諸々の祈願を総まとめした願解きの儀礼であり、多彩な芸能が行われる祭事で、八重山各地で毎年または何年かごとに行われる。

鳩間島の結願祭は、初日はユードゥシで神司は夜通し御嶽で祈願。2日目は踊りや狂言が奉納される。

*4) 「専門里親」……養育里親のうち、被

虐待などの経験があったり、非行等の問題、障害のある児童など特に密接な家庭的援助を必要とする子どもを育てる里親。里子養育の経験か児童福祉事業従事経験、それに加え専門の研修の受講が必要。

(きむら たきこ 児童養護施設「あいの実」理事)

障害者や高齢者、あるいは子どもたちの生活を巡ってさまざまな動きがある。国の福祉政策の転換から福祉現場で起こった痛ましい事件まで、話題には事欠かない。それらの動きの背景にある、人々の意識や生活感を「文化」という眼鏡をかけて読み解いてみよう。

在宅障害者の老後

佐藤 翠道

障害があっても老後を楽しもう。そのための知恵と工夫を先輩の障害者から学びたい。長生きすれば、みんな最後は障害者。そう思うに至ったのは、上野千鶴子「おひとりさまの老後」（文春文庫）を読んでからである。筆者は50代半ばの上肢障害者である。最近、同年代の障害がある仲間から「今から高齢者の仲間入りをしたときのことを皆で考えなくては」と言わされたこともきっかけになっている。上野は「ただし、『おひとりさまの老後』にはスキルとインフラが必要だ」と述べている。

言わずと知れた超高齢社会である。中でも在宅の身体障害者（386万人、2011年）の68.7%は65歳以上であり、調査時点（2011年）の総人口に占める65歳以上の割合（23.3%）の約3倍となっている（「平成29年版障害者白書」内閣府）。これは、統計はないが身体障害者が長生きになったこともあるが、むしろ高齢になってから身体に障害を持つようになった方が多いことを示していると思われる。外来の精神障害者（361万人、2014年）では36.7%が65歳以上であり、調査時点（2014年）の総人口における高齢化率（26.0%）より高い。

今、筆者が心配なのは障害者に設けられた“65歳の壁”である。NHK生活情報ブログ（2014年9月24日）に、障害福祉サービスを受けていた方が65歳になると介護保険サービスに切り替えられ、サービスが打ち切られたり回数が減らされたうえに、新たな費用負担が生じた実態が取り上げられている。これは障害者総合支援法に介護保険優先適用条項（第7条）が設けられているためである。西日本新聞（2017年3月23日）は、ある脳性まひの方（67歳）が、障害福祉の訪問介護サービスのときは専門知識を持った同じヘルパーが来てくれていたが介護保険になるとヘルパーが頻繁に交替し介助方法もその都度異なるため、ストレスや体の異変を感じるようになったことを紹介している。介護保険の応益負担（利用したサービスに応じて費用を負担する）が障害者に適用される問題は、2016年の法改正（2018年4月施行）により低所得者に限り障害福祉制度による軽減（償還）が認められるが、介護保険優先適用条項自体は残っている。

伊藤周平（鹿児島大学教授）によると、「障害者総合支援法は介護保険との統合が

可能な仕組みになっており、将来的な統合をもくろんでいる安倍政権としては」、この条項を「ぜひとも残す必要があった」という（「住民と自治」2016年11月号）。その介護保険制度は、2015年の法改正で一定の所得がある人の自己負担が2割に、さらに2017年5月の法改正でそれが年間収入単身340万円以上、夫婦463万円以上の人には3割に増額された。「介護保険法にひとたび3割負担が明記されれば、その後は国会審議を経ずに対象者を拡大できる」という（ダイヤモンドオンライン。2017年8月7日）。上野千鶴子は「もし、老・障合があるとすれば、それは障害者福祉の水準に高齢者福祉の水準を合わせることを意味するのでなければならず、その逆、高齢者福祉の限定的な水準に障害者福祉の水準を合わせるようなことは、今日においても将来にわたっても絶対にあってはならない」と述べている。（「ケアの社会学」太田出版、465頁）。高齢化に伴う社会保障費の自然増の抑制が政府の課題であり、2016年度予算では自然増分6700億円が5000億円に圧縮（1700億円削減）された（伊藤周平）。その一方で、防衛費は第二次安倍政権発足

後の2013年度から毎年1千億円（5年間で5千億円）増加し、2018年度予算は5.2兆円と過去最大となった。上野は「ケアの社会学」（469-470頁）の中で、当事者運動として「福祉ユーザーユニオン」組織化の提案を紹介している。

障害者が老後を生き活きと生きるためのスキルの課題も多い。障害者は「おひとりさま」が多いが、親と同居している障害者の「親亡き後」の問題も深刻である。日常生活は相当程度自立しているが親に依存的な障害者の母親にそのことを尋ねたとき「だから私は死ねないです」と答えられたことは印象的である。NPOなど民間の取り組みを含めた地域のプログラムに障害者が含まれていることは少ないよう思う。高齢者福祉の障害者福祉化が必要ではないだろうか。先天的な障害者も65歳を過ぎてから多かれ少なかれ障害を持つようになった方も、長年ケアを受けてきた障害者の先輩から学び、それを地域での支え合いの取り組みに活かすことが求められている。

（さとう つぐみち 公益財団法人いしづえ／東京理科大学薬学部）

19人の存在

清水 明彦

兵庫県西宮市では、日常生活のほとんどに介護を必要とし意思の表明がたいへん難しい障害の重い人たちの、市内での地域自立生活展開が進められてきた。1981年に

西宮市独自の重症心身障害の市民のための通所の地域活動拠点「青葉園」が成立し、設立当初より「自己を十分に実現できる場をもちいきいきと暮らしていくこと、また

それをめざし続けることは、人間として当然の姿で願いである。それはどんなに障害が重くとも追求され続けられるべきであり、基本的人権のひとつである。」とその基本理念の明記のもと、青葉園を中心に地域での暮らしづくりがすすめられ、37年の経過の中で様々な地域の中での暮らしが次々と開発されてきた。

今では、青葉園の多くの方々が、親元を離れ地域自立生活（24時間の支援の輪のもとでの一人暮らしや2~3人での共同生活）をされている。50歳代、60歳代となられた実家を出て暮らす青葉園の方たちの心配事は、実家の親御さんのことだ。親御さんが次々と介護を必要とされるようになってきている。ご両親が2人とも80歳を超える認知症の傾向が出てきている方もおられる。親御さんのことが心配で親元に帰ることも選択肢としてみんなで論議している。週末は親御さんを元気づけるために実家へ帰るという願いを実現することが園職員の大切な役割となってきた。親御さんの最期を病院まで看取りに行かれた方もおられる。本当に障害の重い方なので病院側が困惑する場面もあったが、お母様は娘さんのお顔をさすりながら本当に達成感に満ちた表情でお亡くなりになった。そして園職員や後見人の寄り添う中、ご本人が喪主となって葬式を執り行い、今は仏壇を守ってその家で24時間の支援の輪のもとで住まわれている。よく考えてみればこの様なことは当たり前のことで、これからも次々起こってくると考えられる。また、高齢の両親の暮らす実家のすぐ近くの借家で地域自立生活を続ける方や、親御さんを亡くし妹夫婦の暮らす同じマンションの別階で部屋を

確保しての暮らしを選んだ方もおられる。

青葉園では、例えば「親亡き後の（施設、グループホーム）」というようなフレーズはピンと来ない。一人ひとりそれぞれ自宅やルームシェアで暮していくとされている。そしてそのことはもはや当たり前のこととなっている。親を見取って、そして一人ひとりが住民として最期まで地域でどんなふうに豊かに老い、暮らしていくのか、これからどんな暮らしぶりが生み出されてくるのか、そのことはある意味、未知でありとてもワクワクすることだ。

新しい生活文化が、年を経て地域で暮らしていく青葉園の人たちにより産み出されてこようとしている。「親亡き後の…」という閉塞文化を越えて、新たな地域共生文化へ—そんなワクワクする気持ちで今、一人ひとりの暮らしぶりを思いながら、親元を離れ地域自立生活をしている青葉園の人たちを指折り数えてみると…19人。

そして、相模原で殺されたのも…19人。なんだかどうしようもない気持ちに陥ってしまう。あれは新たな地域共生文化圏への愚劣なテロだ。19人はその犠牲者だ。そんな風にうけとめてしまうしかないのだろうか…。

それでもなお、怖じることなく楽観的に前に進みたい。青葉園の基本理念にあるように、当たり前の人権として、それは認知症高齢者にも発達障害の方や精神障害の方にも、だれもが当たり前に自分らしく暮していく権利があり、そのことこそが共生社会の実現にはかならない。すべての市民の不安を相互エンパワーメントにより、生産的希望へと転じていくことこそが今求められている。目指すのは「親亡き後の…」で

はなく「子も親も地域住民と共に、みんなが相互にその生きる力を機能させ合いながら、いきいき暮らしていく共生のまちの実現」だと思う。一人ひとりの存在が尊重され、誰もがその人らしく生きる持続可能な共生社会の実現に向けての新たな地域共生

文化運動こそ、今必要とされているのではないだろうか。そしてそのことこそがこの国の未来への希望をつくることになるのだと思う。

(しみず あきひこ 西宮市社会福祉協議会)

パラリンピックの功罪

～視覚障害者マラソンの伴走実践者の立場から～

佐伯 典彦

平成29年10月14日に、地元で行われた「run伴」というランイベント（認知症高齢者になっても、在宅生活が継続できる啓発ラン。北海道～沖縄へタスキを繋ぐ…）で、視覚障害者S君の約10kmの伴走をした。ずっと歩道を走ったため改めて思ったが、点字ブロックがありながらも路面はでこぼこ。車道に出るところは、歩道が車道側に傾斜していたり、電柱があるところや電車の高架橋下では歩道が狭くなる…。視覚障害者への声かけには正直苦心した。オリンピックにパラリンピックがあるように、国体の後に全国障害者スポーツ大会がある。今回走ったS君も出場し、800mと1,500m全盲の部で1位と2位に入賞できた。障害を持つ人も競技者として活躍できる場があるということは素晴らしいことだし、パラリンピックがあることで、選手を志す人は夢を追いかけることができる。そして、パラリンピックを開催することで、街がバリアフリーになっていけば、そこに住む人・訪れる人に利益が還元される。高齢者・障害者にとって、動きやすい街づくり

になっていくことが、開催後にわたって意義があると思う。

私はマラソン伴走を始めて25年になる。地元で小さい視覚障害者マラソン伴走のボランティア団体の代表をしている。実は本年8月に2度目の膝故障の状態でリハビリ中の身であり、仲間の1人も交通事故で入院中。故に今地元で走っているS君やTさんの、複数ある11月出場大会の伴走の代理を探すのに苦労した。結果として、地元の仲間・高速ランナーや大阪の視覚障害者伴走の団体が引き受けてくれた。伴走者もそうであるが、障害者にスポーツを教える指導者の不足もよく指摘される。日本障害者スポーツ協会が公認する「障害者スポーツ指導員」の登録者数は、約22,000人と言われるが、この10年間ほとんど変化がないと聞いている。2012年のロンドン・パラリンピックに参加した日本選手が、競技継続のための資金・練習場所や施設・指導者不足を指摘していたが、リオ・パラリンピックの「金メダル」ゼロは、それを如実に語っていると考える。それに比較して、

パラリンピック選手も、オリンピック選手のナショナルトレーニングセンターが使えるアメリカ、パラリンピック指導者育成に力をいれたイギリスは、多くのメダル獲得に繋がっていると考える。

障害者伴走のボランティア団体の仲間を募集する時、分かったことであるが、マラソン伴走をしていただける人は、「福祉発想」ではなく「スポーツ発想」であること。「福祉発想」の部署で募集してもほとんど集めることはできず、マラソンランナーや駅伝チームのメンバーから集めた。都道府県や市町村の多くで、障害者福祉・社会福

祉の関係部署が、障害者スポーツを担当しているが、スポーツ担当部署が、何故関わらないのか。障害者スポーツ振興のためにには、自治体の機構も考える必要がある。

障害の有無関係なしで、だれもが健康や人生を楽しむためスポーツに汗を流し、その中から明日のアスリートが生まれ、結果的にメダル獲得に繋がれば理想的だと思う。より多くの障害者がスポーツに親しめるよう支援策を検討してほしい。

(さえき のりひこ 名張市役所地域包括支援センター主任介護支援専門員)

介護予防・日常生活支援総合事業

～住民主体型地域デイの可能性～

加藤 美枝

介護予防・日常生活支援総合事業は、これまで予防給付として提供されていた全国一律の訪問介護と通所介護サービス等を地域の実情に応じて、多様な生活支援ニーズに応えるサービスを総合的に提供できる仕組みをさしている。介護保険見直しで「総合事業」の導入は2011年、翌年から施行となっているが、2014年改正で「介護予防・日常生活支援総合事業」を活用した住民主体の「居場所」について具体的提案が示された。各市町村の裁量に委ねられたものであるが、これまでと同様の介護事業者によるサービスの他、NPOや住民の多様な主体によるサービスを充実することにより、地域支え合いの体制づくりを進めるとされている。大きくは訪問型サービスと通所型

サービスに分けられるが加えて生活支援サービス（配食等）と介護予防支援事業（ケアマネジメント）がある。

その背景には少子高齢化、独居高齢者や認知症高齢者の増加そして社会保障費の増加があげられているのは周知のとおりである。

世田谷区では介護予防・日常生活支援総合事業を2016年4月から新しく始めている。特に通所型サービスについて「住民主体型地域デイサービス」事業として区内に広く呼び掛けた。筆者らもこれに応じて16年6月より開始した。これについては第27回日本福祉文化学会交流分科会で報告しているが、ここでは福祉文化の視点からこの総合事業を敷衍して展望したい。

まず、住民主体ということは住民が主体的に運営するということではなく、対象者と考えられている要支援者も主体であるから、共に運営する、共に作り上げていくという根本的な視点が求められるものと考える。次に活動には運営補助金は出るが、報酬に当たるものはない。となると概して年金生活者つまり高齢者のボランティア活動として想定されている。つまり自らの生活を支えなければならない世代の生業としては考えられない。いわゆる社会体制の周縁に押し出された高齢者が皆同じ船に乗っているのである。新たな生き方を求めて学ぶもの、趣味に没頭するもの、ボランティア活動を行なうもの等さまざまであるが、体力気力知力の衰えと共に他者の支援が必要となるまでにはいくらかの時間がある。「この船はどこへ行くのか」…社会的義務から解放され頭に浮かぶ情景は、子どもの頃本気でやったメンコやベーゴマ、食糧難の時代空き地に植えたサツマイモのツルまで食べた話、東京大空襲直後どんどん車庫地跡に焼死体が運ばれて来る光景など、1人ひとりがつぶやくような語りは、縦糸としてつながり、めいめいが語る生活の中の思い出は横糸になって拡がり綾になる。冗舌になって話がはずむ。寡黙な90翁が吐く寸鉄の言葉に爆笑が起きる。気づけばこれか

ら社会に船出しようとしている子どもたちの船が傍に浮かんでいるではないか。躊躇していたが思い切って船べりをつたわってきた子らには、翁嫗は昔取った杵柄にさらに磨きをかけて、絵本の読み聞かせや折り紙細工を伝授する。大学生にはお魚の盛り付け方やお茶の入れ方をさりげなくやって見せる。

介護保険の当初の意義や目的は崩れてしまっている。それには大いに異議はあるが、それを住民が補完するという意識ではなく、地域の実情や個人の生き方に合った介護予防・日常生活支援総合事業を住民が主体的に考え、必要な施策や支援は行政に働きかけるのである。試みの「たまごの家」では全員がボランティアという考え方で参加し、これまでにない新しい価値観をもって活動を試行錯誤している。自分の人生に誇りと自信が自覚できればみんな誰かの役に立っている事や誰かのお陰で今日あることにも気づかされる。労働対価や費用対効果の枠組みではなく、人間の生きる力の根幹に喜楽を共有し生きがいに至る価値観が確かにあることが再認識されると思うのである。
(かとう よしえ 世田谷区老人問題研究会副会長／ひこばえ広場「たまごの家」代表)

サービス付高齢者住宅

～終の棲家について思うこと～

大江 緑

5～6年前、自宅の近所に、「高齢者向け優良賃貸住宅（平成23年にこの制度は廃止され『サービス付き高齢者住宅』に一本化。計画時のままの看板が未だに出ている）」ができた。運営者は医療法人。母のお友達が入居している。住み慣れた街で、ご自宅からも近く、80代後半の母と同い年のお友達は、はつらつと生活されている。

父がいた頃、「夫婦で入れる部屋が空いている」と入居を誘われたそうだが、自宅があるので断ったと母が言っていた。自宅があってもそのままにして、家賃（その他の費用）を払えば誰でも入れる。ちょっと不思議な感じがするが、自宅にいて受けられない「サービス」や「安心」のための費用を払うということなのか。

住宅街の真ん中にあるので、買い物が不便だと入居者の方々がおっしゃっていると聞いた。「サービス付」は、どこまでなのか気にかかるところである。夜中に救急搬送された方のご家族が呼ばれたという話を聞いた。こちらの住宅の関係者は付き添わないのか。買い物などはどうなっているのか。何が含まれていて、何はダメなのか。

施設としては、バリアフリーなのは当然のこととして、各居室には緊急対応ボタンが備えられているようだ。間取り図を見ると、個室には、キッチン、トイレ、ユニットバス、洗濯機置き場が配置され、「自活」

が基本、「使い勝手のよさそうな賃貸住宅」といった感じである。入居者同士の交流ができるスペースもあり、お茶やお菓子を持ち寄って交流したり、世話好きの方が、家事が苦手な方に手作りのお総菜などを届けたりということもあるようだ。

元気で動ける、家事が苦でない、一人でも寂しくない、でも、見守ってほしい…というならば、自由（に見える）「サ高住」は、適しているのではないかと思う。今満室で、入居待ちの方がいらっしゃることである。自活が不可能になり介護が必要になった時、「その先も空席待ち」の可能性も否定できないとなると、入居時に、「いつになるかわからない、その先」を考えておくことも必要なのではないかと感じる。

また、最近、このような住宅が多くなり、中には悪質な「サなし高住」と揶揄される物件も増えていて、関係機関には相談が後を絶たないと聞く。近くには全室個室の介護付き有料老人ホームもあり、こちらには何度か伺ったことがあるが、個室（専有部分）はトイレや洗面スペース、クローゼットのすべてを含めて8畳ほどであろうか。広い一戸建てに住んでいた方は、入居に当たり、ほとんどの物を処分された。どんな思いで作業をされたのかと思うと、心が痛む。さらに、メインの玄関は施錠され、食事や入浴、外出などさまざまなことに自由度は低い。手厚いケアがある分、入

居金などを見ると、ケタが違うのではないかと思うくらいの金額である。

終の棲家を考える時、経済的な負担がまず頭に浮かぶ。特に「お一人様」の場合、行く末がどんどん不安になる。懐事情で行く先が決まるのは、今風の言い方をすれば、リアル「地獄の沙汰も金次第」か。自分の身の回りのことは自分ででき、元気で自由に動けるように老いて行ければいいが、そうとも限らない。人生のラストまで

「健康で文化的な最低限度の生活」を営むには、自身の心身の状況だけでなく、経済的な条件はもとより、棲家の選び方や時の運までも影響してくる。何より重要なのはその人の生き方、価値観ということになろう。人生の終わり方に関する「終焉の文化」をもっと豊かに掘り下げることを考えていきたい。

(おおえ みどり 豊島区地域福祉センター)

福祉文化の視点から 待機児童問題を見る

義基 祐正

増え続ける待機児童

2017年4月1日現在の保育所等の待機児童は2万6081人で3年連続の増加となり、待機児童問題は大きな社会問題となっている。政府は2013年に発表した『待機児童解消加速化プラン』で2017年度末までに待機児童を解消するとしていたが、結果は大きく失敗したと指摘しなければならない。そのため、2017年に新たに『子育て安心プラン』を作成し、2020年度末までに解消するべく方針を変更した。

ここでは、政府の待機児童解消の考え方を考察したうえで、権利・人権としての保育を振り返りつつ、福祉と文化を保障する保育の役割から待機児童問題を捉えてみたい。

安価な女性労働力確保のための待機児童対策

政府の示す『子育て安心プラン』では、待機児童解消とともに女性労働力の「M字カーブ」の解消をめざすとしている。中西新太郎は保育のあり方を変えようとする政府の動機の一つに「女性の労働力をこれまで以上に大規模に活用・動員したい」思惑があると指摘する。そして、「求められる女性労働力の待遇は低い水準に想定されて」といふとする¹⁾。

これは、政府の規制改革推進会議の議論をみるとよりはっきりする。2017年11月17日の議論では、保育士の配置基準の緩和や認可保育所中心主義に対する疑問、企業型保育所の推進や認証保育所や横浜保育室など自治体独自の保育施設の推進など全体的に規制緩和の方向性で議論がされている。ここからわかるのは、安価な女性労働

力を労働市場に供給するために低コストで待機児童対策を進めたいとする、数合わせの考え方である。

権利・人権としての保育の役割

権利・人権としての保育を考えたとき、保育には次のような社会的使命がある。それは、乳幼児期の子どもたちの発達と生活を保障する福祉的・発達保障的・文化的営みの保障であると同時に、親や養育者の労働権と文化権を保障し、家庭構成員の生存権を保障することである。村山祐一は、保育の仕事は、「乳幼児の発達と生活の権利と、親の文化的に生存する権利および労働する権利を同時に保障」することであると指摘する²⁾。こうした保育の社会的機能を發揮していくことで、子どもたちの育ちや保育者や親の子育て・子育ちが公的に支えられ、社会的にも家庭のなかにも保育・育

児文化が創造されていくのである。

このように考えたとき、現在政府の進めている待機児童対策に対して、権利・人権としての保育を対置して示していくことが大切である。保育の質の確保の議論が安易な市場原理万能論＝新自由主義的な規制緩和と結びつかないようにするためにも、保育の福祉的・発達保障的・文化的機能が十分に果たされた待機児童対策の視点が重要なのである。

註

- 1) 中西新太郎（2017）「連載6 保育問題の何が焦点か？」『保育情報』No.491、3-4
- 2) 村山祐一（1983）『現代の保育所・幼稚園』青木書店、6
(よしもと ゆうせい 小平市スクールソーシャルワーカー)

対人援助職のメンタルヘルス

山田 貴史

私たちの住む社会は「お互い様」の言葉に表されるように、様々な人々の「援助」によって成り立っている。また様々な人が助け合うことを「ご縁」とし、「喜捨」のように他の人を助けさせていただくことが自らのためだとすら考えられている。まさに「情けは人のためならず」である。日本では少子高齢化に伴い、これまで以上に医療・福祉サービスを必要とする人々が増加するといわれている。医療従事者は医学的

手段を持って当事者の問題を解決することを目的とし、福祉従事者は公的扶助により当事者の生活を安定させることを目的としてきた。両者の専門的技術は異なるが共通するのは「対人援助職」とよばれる職業であることだ。

対人援助職（以下・援助職）は様々な問題を抱えた人々に受容的・共感的態度をベースにしながら、専門的技術を提供する。援助職は「態度」や「技術」が従事者自身

に属するものであることから、極めて「労働集約的」な職業である。その前提として援助職は自らの健康状態、特に「精神的健康」を良好に保たなければならない。共感的態度、受容的態度や専門的技術は、援助者の精神的安定によって保たれるもので、精神的不安定や疲労は、医療ミスや虐待行為を生むことにもなる。

なかでも援助職に圧倒的に多いといわれるのが「もえつき」「バーンアウト」とよばれる状態である。人から「ありがとう」と言われ、頼られなくては自分の存在価値を感じられない。自分自身の評価ではなく、他者からの評価が自分の価値を測るものさしになりがちで、自分より他者のことを考える癖がついている。このような共依存的傾向の強い人が多いのが、援助職の特徴と言われる。実はIT産業の世界でも「もえつき」の問題が起きていて、それに対処するために、シリコンバレーのグーグルやアップルが熱心に取り組んでいるのは「マインドフルネス」という瞑想法だ。近年はビジネススクールのカリキュラムにも取り入れられ、医療現場ではうつ病治療などに期待されている。

私たちの意識は過去の出来事に思いを巡らせたり、未来の出来事を心配・期待したり、さらに今現在について考えることもできる。これは仏教瞑想法では「念」というものである。仏教には「念」を踏まえ、心を集中させる「禪」や「止観」などの方法があるが、これがビジネスの世界から生ま

れて来たマインドフルネスとも一脈通じるところがあるのは興味深い。マインドフルネスはこの意識を「今ここ」に当ててみることである。「瞬間、瞬間の体験に対して、今の瞬間に、判断をしないで、意図的に注意を払うことによって実現される気づき」と定義されている。

考えること思考することは人間の優れた特質であり、それがあるから「動物より偉い」という人がいるが、むしろその特質が迷いやイライラ、思考力の低下という「思考病」を招いている。「今ここ」に集中し、メンタルヘルスを「平常無事」に導き「絶学無憂」を体現することが、今、援助職に求められているのではないか。

参考文献

- ・武井麻子（2006年）『ひと相手の仕事はなぜ疲れるのか』大和書房
- ・J. カバットジン。春木豊訳『マインドフルネスストレス低減法』北大路書房
- ・水澤都加佐（2007年）『仕事でもえつきないために 対人援助職のメンタルヘルスケア』大月書店
- ・サンガ編集部（2016年）『グーグルのマインドフルネス革命』株式会社サンガ
- ・小池龍之介（2012年）『考えない練習』小学館
- ・香山リカ（2015年）『マインドフルネス最前線』サンガ新書067
(やまだ たかし 湘央学園講師・柔道整復師)

語りのなかで育つ摂食障害の若者とソーシャルワーク

～若者の福祉文化の形成を求めて～

安藤 佳珠子

要旨

目的

若者の語りに焦点をあてたソーシャルワーク過程を示し、そこから若者へのソーシャルワークのあり方を模索することを目的とする。

方法

ここでは、若者へのソーシャルワークにおいて、摂食障害の若者の語りに着目したソーシャルワークの事例を提示する。分析対象を、精神科デイケアにおいて摂食障害の若者と実施した語りに焦点をあてた計10回の面接での会話、記録、日誌および、参与観察の結果とする。期間は6ヶ月で、面接は1回30分程度で行った。

結語

若者へのソーシャルワークのあり方について、下記の3点を提案する。①若者たちが要求を伝えやすい関係づくりが、時間や体験の共有をもって保障されること。②新たな物語の発見をしていくこと。その際に、若者たちの語れない状況について、ソーシャルワークは、社会的排除、ここでは特に人間関係からの排除が、若者の育ちに自己疎外を生み出すこ

とを捉える必要があること。③語りのなかで生まれる育ちを丁寧に読み取ること。また、育ちには集団が必要であり、ソーシャルワーカーは、その集団を形成するためのサポートをすること、さらに、その集団が若者にとって、育ちを促すような集団として位置づいているのかを見極め、集団の組織化を若者と共同で行うことが求められる。

キーワード

若者支援 ソーシャルワーク 語り ナラティブ
摂食障害 発達

1 はじめに—研究の背景・目的—

1-1 研究の背景・目的

人は家族、学校、地域、労働などの集団や場におけるかかわりを通じて発達する。その一人ひとりの発達が福祉文化となっていく。若者世代は、これまで学卒後、安定的に労働市場へ参入し、それを背景とし家族を形成してきた。若者たちは、労働や家庭を通じて、地域を耕す福祉文化の担い手であった。しかし、学校から仕事への移行

のパターンが不明瞭となり、安定した仕事に就くことができないフリーターや非正規雇用が増加し、ニートやフリーターといった社会のどこにも着地できない若者たちも増加した。これまで福祉文化の担い手であった若者世代は、労働や家庭を通じて、地域を耕すことが困難な状況となっている。この福祉文化の危機ともいえる状況で、ソーシャルワークにできることは、若者一人ひとりが地域に自分の居場所をつくり、その場を耕し、人間らしく発達していく支援である。

では、若者へのソーシャルワークにおいて具体的に何をする必要があるのだろうか。本稿の目的は、「語りをつくる」という実践、ナラティブ・アプローチに焦点をあて、摂食障害の若者へのソーシャルワーク過程から、精神科領域における若者へのソーシャルワークのあり方を検討することである。

本稿で取り上げる摂食障害の若者は、小児期に発症した重症例であり、精神科への入退院を繰り返し、長期間にわたり精神科受診を継続するも、症状が安定し、治療を中断し、その後、アルバイト先を転々とし、社会のどこにも着地点を見出すことができずにいた。言い換えると、治療の対象としては様々な専門職がかかわってきたが、一人の生活者として捉えた支援とはならず、治療が中断すると、自分の居場所を見つけることができず、社会に漂流せざるを得ない状況に陥った。本稿では、この事例を摂食障害の事例として取り扱うのではなく、社会に着地点を見出すことのできない若者の一例として取り上げる。精神科を受診する若者は、統合失調症や躁うつ

病、思春期妄想症などの精神病圏の病態はもとより、神経症圏やパーソナリティ障害圏の他にも、自閉症、アスペルガー障害、精神遅滞、学習障害などの診断がつく（近藤2001）。精神科ソーシャルワークにおける支援は、こうした若者たちを生活者として捉え、彼らの生活の場—学校、仕事、家庭、地域—との接続をつくりだすものでなくてはならない。そのことによって、若者たちが、地域社会に自らの居場所、着地点を見出すことができるようになり、福祉文化の担い手として位置づくことができる。

そこで本稿では、①わが国の若者支援に関する先行研究から、若者支援が、若者たちのオルタナティブな生活や選択肢を、いかに地域につくり出すのか、といった方向に進んでいることを整理し、②ソーシャルワークにおけるナラティブ・アプローチの可能性について説明し、③摂食障害の若者に対するナラティブ・アプローチの過程に基づき、そこから精神科領域における若者へのソーシャルワークのあり方を模索する。

1-2 若者への制度・政策における現在までの経過

若者支援は、ひきこもりやニート支援を中心に行发展してきている。2000年に起きた新潟女児監禁事件をきっかけに、同年10月には、「青少年の社会的ひきこもりの実態・成因・対策に関する実証的研究」として、各都道府県・指定都市のすべての保健所と精神保健福祉センターを対象とした調査が実施され、翌年5月に「10代・20代を中心とした『社会的ひきこもり』をめぐる地域精神保健活動のガイドライン（暫定

版)」、2003年には最終版が出された。この時点では、ひきこもりは精神保健福祉の課題であることが明記されている。また、ニート・フリーターの増加が顕著になり、政府は2003年に若者自立・挑戦プランを策定し、2004年度に「若年・長期失業者の就業拡大に関する事業」を施行し、同年「若者自立・挑戦のためのプラン」が取りまとめられ、2005年に若者の人間力を高める国民会議が作成した「若者の人間力を高める国民宣言」を発表した。この政策のひとつとして、2005年から若者自立塾や地域若者サポートステーションの事業が実施された。当時は、ニートやフリーターの若者の増加の原因を、若者の就労意欲の低下や親への依存状態などに求める論調が強かった。例えば、平成17年度の厚生労働白書では、「社会生活や職業生活の前提となる生活習慣や就労意欲が十分でなく、親への依存から脱却できていないために、教育訓練も受けず、就労することもできないいる若者の増加」と記述した(厚生労働省2005;274)。

そのため、若者施策は、働く意欲の涵養、向上等を目的としたものとなり、若者やその家族への自己責任論が強く押し出された。しかし、若者を取り巻く現状についての実証研究が進むにつれ、若者が社会的排除の対象となりつつあることが明らかとなり(宮本2002)、「困難を有する子ども・若者」「生きづらさをもつ子ども・若者」といった見方に変化していった。2010年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、ひきこもりやニート、不登校等の子ども・若者への発達段階に応じた支援を

行うことの必要性が法的にも示された。この法律では、地方公共団体に、「子ども・若者支援地域協議会」設置の努力義務が明記され、各地でその取り組みが検討されている。

1-3 社会構造の変容と若者の社会的排除

乾彰夫(2006)は、ニートやフリーターといった若者の社会問題の背景に、労働市場の流動化があることを指摘している。若者世代の非正規雇用や無業者の割合の増加は、90年以降の若年労働市場全体の大規模な構造的再編のなかで生じたものであり、企業の雇用・労務管理システム・慣行に大きな転換があった。その代表的なモデルは日経連が95年に示した「新時代の『日本的経営』」にみることができる。ここでは従業員を、「長期蓄積能力活用型グループ」「高度専門能力活用型グループ」「雇用柔軟型グループ」に分け、正規雇用の割合を減少させる方向性が示されている。それまでの日本の若者の学卒後は、新卒で企業に就職し、企業内で教育を受け、定年まで働くといったルートが標準化された。新卒一括採用や企業内教育訓練、終身雇用が若者の労働生活に標準化された背景には高度経済成長による慢性的な労働力不足があった。そのため、若者は労働市場では優位にあり、現在の非正規雇用にみられる若者が社会的排除の対象になることは想定されてこなかった。

そのため、現在の社会保障が若者世代のセーフティネットとして機能していない問題も生じている。例えば、非正規雇用は主婦や学生が扶養内で行うパートやアルバイトを原型にしている。正社員の夫や父親の

収入を前提とし、家計の補助的な就労として、主婦パートや学生アルバイトが1980年代に広がった（脇田2008）。家族扶養内でのパートやアルバイトをモデルとした雇用形態では、企業が健康保険、年金、雇用保険、住宅手当、賞与、育休、産休などのセーフティネットを保障せずに済む。若者たちはこの雇用形態のままで働いており、風邪などの病休が収入に直結してしまう可能性や、運が悪かった場合、仕事を失うこともあり得る。また、日本では、若者を社会保障制度の保険料負担の世代とし給付の対象とせず、このことが現在の若者の貧困問題をより複雑にしている原因のひとつである（井上2008）。日本の社会保障制度は高度経済成長期に企業福祉を軸に発展しており、現在問題となっている非正規雇用の若者を想定した制度設計にはなっていない。

ひきこもりやニートに端を発した若者の社会問題は、当初、若者自身の意識や意欲の問題として認識されていたが、宮本らの研究により、労働市場の流動化によって生み出された社会的排除の問題であることが明らかとなり、社会的支援が必要であるという認識が定着した。

1-4 若者支援におけるソーシャルワークの課題

若者へのソーシャルワーク実践の多くは、不登校の地域実践から始まっている。登校拒否・不登校支援は、学校教育における矛盾を明らかにし、学校の代替としての居場所やフリースクール、塾といった子どもたちの育ちの場をつくってきた。こうした地域実践は今、ひきこもりの若者たちと

出会うなかで、中間就労や居場所といった若者たちが育ち、働ける場づくりをしている。社会適応を目指す実践ではなく、若者たちのペースで育ち、働くことを通じて、社会に新たな生き方、働き方の提示をしている。言い換えれば、中間就労や居場所の実践は、若者たちの「今、ここ」に即しながら、オルタナティブな生き方、働き方を社会に位置づける実践といえる。

こうした中間就労や居場所は、若者たちの語りを起点とする。ソーシャルワーカーが用意した場ではなく、若者たちが「ここであれば、安心していられる、働くことにチャレンジできる」と思える場である。この声は、若者とソーシャルワーカーが生活をともにするなかでつくりあげる語りである。この語りは、誰にでもわかる明快なものとして発せられることは稀で、試行錯誤するなかでようやく生まれる。この語りに基づいて、各地でベーカリーやカフェ、農業、雑貨店など、若者の中間就労の場が様々なかたちで展開されている。

ソーシャルワーク研究は、こうした地域実践が、若者の生きる場所を社会につくりあげる実践であり、若者に対する社会的排除への取組みとして意義があることを示し、さらに若者とソーシャルワーカーの「語りをつくる」作業の重要性を指摘してきた（山本2017）。しかし、「語りをつくる」過程に焦点をあて、具体的に検討することはほとんどない。

また、現代社会において、語りは社会を構成していく原動力である（好井2002；野口2005）といわれて久しいが、若者たちの語りもまた新たな社会を構築していく原動力といえる。この語りの実践は、ナラ

ティブ・アプローチとして、日本の社会福祉領域においても、一定の理解を得られつつあるが、個人や家族の、さらに心理的変容を目的とした心理的セラピーとしての傾向が強く、ミクロ・メゾ・マクロへのアプローチを求められるソーシャルワークにおいて、応用可能性があるのかという指摘もある。これについて、木原（2009）は、社会福祉領域のナラティブ・アプローチは、セラピーに特化されるものではなく、ミクロからマクロまで幅広く応用可能であり、当事者運動と連動することにより、その可能性が拓かれるとしている。

ソーシャルワークにおいて、ミクロ・メゾ・マクロへのアプローチは連関し、それらが機能するなかで、ソーシャルワークの妥当性を評価できる。そのため、「語りをつくる」というミクロな過程を、ソーシャルワークにどう位置づけるのかが課題となっている。同様に、若者へのソーシャルワークの過程が明らかにされていないために、こうした実践が、何をもってソーシャルワークと言えるのかという問題も残っている。若者へのソーシャルワーク論において、ソーシャルワークの過程で「何をするのか」を明らかにすることが求められる。

2 研究方法

2-1 方法と対象

ここでは、若者へのソーシャルワーク、なかでも、精神科ソーシャルワークにおいて、摂食障害の若者の語りに着目した（ナラティブ・アプローチに基づく）ソーシャルワークの事例を提示する。そこから若者へのソーシャルワークのあり方を模索する

ことを目的とする。また、ここでは、精神科ソーシャルワークを、精神科に通院する当事者を対象として、精神科病院または精神科診療所の職員である精神保健福祉士（以下、PSW）が行うソーシャルワークとして限定する。

分析対象を、精神科デイケアにおいて摂食障害の若者と実施した語りに焦点をあてた計10回の面接での会話、記録、日誌および、グループワークでの参与観察の結果とする。期間は6ヶ月で、面接は1回30分程度で行った。また、事例は個人が特定されないように、データは発表の趣旨を損ねない範囲で改変、また簡素化した。また、本人から「研究倫理遵守に関する誓約書」の同意を得て実施している。

2-2 ナラティブ・アプローチを選定した理由

まず、摂食障害について、「摂食障害治療ガイドライン」（日本摂食障害学会2012）に基づいて説明する。摂食障害とは、神経症食思不振症と神経症過食症をさし、極端な摂食制限、過食、自己誘発性嘔吐、過剰運動といった行動と、身体像の歪み、痩身への執着などの精神・心理面の特徴をもつ。重症の神経症食思不振症の場合、意識障害や、低体温、不整脈、脱水、低栄養による失神、痙攣などの身体症状を示し、緊急入院が必要となる。発症要因は、痩せていることを称賛する文化や、否定的な自己評価、低い自尊心といった心理的特徴、家族・学校・職場での人間関係での挫折体験、生物学的要因など、生物－心理－社会的要因が複雑に関与している。治療は、外来治療と入院治療に分けられ、支持的精神療法

や認知行動療法、対人関係療法、精神分析、薬物療法、栄養指導、セルフヘルプなどがあげられ、医師、看護師、心理士などが中心となり治療にあたる。併存する病気や障害としては、気分障害、不安障害、パーソナリティ障害、発達障害、アルコール・薬物乱用、糖尿病、自傷行為や性的逸脱、過剰服薬、万引きといった問題行動などがある。

重症であれば、小児期に発症し、入退院を繰り返し、状態が安定するころには、大人と呼ばれる年齢に達していることもしばしばある。摂食障害の治療は、学齢期・思春期・青年期と長期に渡るため、生活環境は変化していくが、生活支援よりも、心理的支援に重きが置かれている。そのため、ガイドラインにみるように、ソーシャルワーカーが支援チームの中心的な役割を担わない場合が多い。摂食障害へのソーシャルワークに関する研究も、セルフヘルプや地域活動支援センターにおける実践研究が見られるが、精神医学研究や心理学研究と比べると、その数は少ない。重症の摂食障害になると、摂食行為や身体管理に気がとられるあまり、生活を考えるに至らない状況となり、生活支援は状態が安定するまで待つ必要があるためである。状態が安定すると、外来通院やセルフヘルプへの参加、作業所やホームヘルパーなどの障害福祉サービスを利用しながら生活を送る者もいる一方、治療が中断するものもいる。

本稿で、ナラティブ・アプローチを採用した理由には、治療中の時期も含め、当事者が生活の主体者として位置づく支援が必要であるためだ。本事例では当初、当事者がソーシャルワーカーとの関係性を「支援

する—される」といった関係ととらえている状況があり、自分の症状のみを説明するといった面接が続いた。その背景には、当事者が「支援する—される」の関係以外の関係性を支援者との間でもった経験が少ないといためである。ソーシャルワーカーとの関係性が「支援する—される」の関係のまま硬直すると、この当事者は摂食障害の患者としての人生の継続となってしまう恐れがある。そのため、当事者のこれまでの生活に焦点をあてた支援を展開することで、生活の主体者として当事者が自分自身の人生を捉えなおすことを目指し、ナラティブ・アプローチを採用した。

3 研究結果

3-1 Aさんの概要

Aさんは20代後半の女性である。2年前に精神科クリニックを受診し、摂食障害とうつ病の診断を受けて通院していた。12歳で拒食が始まり、精神科を受診をし、その後、拒食がひどくなり入院をする。退院後、中学は不登校となり、高校は普通科へ進学するも、また不登校となり通信制高校へ転校する。高校卒業後、専門学校に入るために、地元を離れるが、入学後すぐに退学している。生活費を稼ぐためにアルバイトをするが毎日通うことができず、職を転々とする。精神科にも受診したり、しなかたりを繰り返す。

本稿で対象とするクリニックでは、初診から5ヶ月ほど通院するも、その後治療を中断する。半年後に再び通院を開始し、主治医と相談し、生活保護を受給する。主治医はこれを機にデイケアや自助グループへ

の参加を勧めるも、Aさんの納得は得られなかった。薬物治療が安定的に継続していくなかで、再通院開始から5ヶ月後に、Aさんはデイケアを開始した。デイケアの短期目標は「外出等、規則正しい生活リズムをつけること」、長期目標は「就職すること」であった。初診時から、うつ病に対する治療が行なわれている。

3-2 観察者としてのPSW

インテーク面接（201×年××月）では、デイケアの感想やこれまでの生活歴、デイケアでの目標について尋ねた。

PSW デイケアはどうですか。

Aさん やっとどう過ごしたらいいかわかった。

PSW なぜデイケアに来ようと思ったんですか。

Aさん 先生に勧められたので。何回か誘われたけど断りました。でも断りきれなくて、來ることにした。

PSW これまでの精神科の通院について教えてもらってもいいですか。

Aさん 最初から説明すると、長くなるんですが、12歳ころから拒食が出てきて、13歳のときに初めての精神科病院に入院しました。14歳のときに母親が自殺して。高校に入学しましたが、不登校になってしまって、通信制に転校した。卒業後、こっちの専門学校に通ったんですが続かなかった。飲食店でアルバイトをしましたが、しんどくなつてすぐに辞めることを何回かしました。

PSW そうだったんですね。しんどい思いをしてこられたんですね。最後になりますが、デイケアでの目標について教えて下さい。

Aさん 来年の春にはアルバイトを始められるように、せめて週1日はデイに来られるようにしたい。あと、姉もうつで実家でデイケアに通って元気になったことから、デイでは生活リズムを整えたいです。

Aさんは、少し緊張はしているが、笑顔も見られ、質問に対しても丁寧に答える。また、声も大きく、Tシャツにミニスカートにレギンスといった流行りのファッショングで話しやすい雰囲気をもっている。

2回目面接（201×年××月+1か月）では、会話がほとんどはずむことはなく、経過の聴取に終始した。PSWはデイケアでAさんとほとんど話すことなく、Aさんを観察の対象としていたためである。関係をつくることから始める必要があることに気づき、次回の面接の予定は立てず、PSWより「今後はデイルームでゆったりと関わりながら話をていきましょう」と提案し、Aさんも納得した。その後、デイケアでAさんとPSWは、マンガの話や最近の出来事、恋愛の話、興味や関心をもつてること等他愛もない話をして過ごした。他のメンバーがPSWに話しかけてくる場面では、いくら話が盛り上がり上がっていても、Aさんは他のメンバーにその場を譲る。Aさんは他のメンバーともよく会話をする。

3-3 語りだす勇気

デイケアでの定期面談は1か月に1度のペースで実施することが、本デイケアでは基本となっている。しかし、Aさんのデイケアへの通所とともに、AさんとPSWの関係も安定していないなかで、定期面接をおこなうことで、面接が形式的なものになってしまふ恐れがあったため、Aさんの通所とPSWとの関係が安定するまで、面接を実施せずに様子を見守ることとした。3か月程度、デイケアでAさんとPSWが過ごすようになると、PSWの横へ座って話をしたりするようになり、週2回デイケアにも通所するようになる。AさんにとってPSWが「デイケアに来たらこの人がいる」「この人がいるからデイケアに来る」といった存在に変化していることや、Aさんの生活にデイケアが位置づき始めた状況が確認できるようになる。そのため、PSWより3回目面接（201×年××月+4か月）の実施を提案し、Aさんが了解した上で、面接を実施する。この面接でも、Aさんは「過食が落ち着いています」と病状の報告をする。しかし、面接が25分を過ぎ、残り5分にさしかかった時に、Aさんが語りだした。

Aさん いい人と出会うなかで自分は変わってきた。

PSW どんな人たちとの出会いですか。

Aさん 通信での友だちとの出会い。

PSW そのことを私は聞きたい。あなたが変わってきた歴史を聞きたいです。

Aさん 今日は時間がきているから、来週にでも話したいです。

PSW わかりました。来週聞かせてくだ

さい。

4回目面接（201×年××月+4か月1週間）は、Aさんが話を進めていった。

Aさん 今日はこれまでのことを話すんでしたよね。その前に、最近あつたことを聞いてください。

PSW はい。

Aさん 一人でいると、寂しくなってしまって、知り合いに会いに行くけど、行ったら、それがしんどくなつて、家から出ずにひきこもつてしまつて過食してしまう。

PSW そっか。

Aさん 何から話したらいいですか。

PSW 話せるところからで。

Aさん 高校時代はアルバイトをしてました。おっかけを始めたことをきっかけに出来た友達と遊ぶためのお金を稼ぐために。あと、このお金で専門学校の入学金やこっちに来る際のお金も出しました。

PSW お小遣いとかは？ 入学金とかならお父さんを頼らなかった？

Aさん お父さんにはとても感謝している。お父さんが大好きで、デイケアからの帰り道で電話をして、今はゆっくり休ませてもらいたいなさいといってくれるんです。

PSW 地元に帰りたい思いはないんですか。

Aさん こっちにいる理由は、地元だと偏見が強いから、お父さんがこっちにいなさいと言う。帰りたい

けど、帰るときはお父さんに相談して帰る。帰ってきた理由とか近所の人に話すために。

PSW そろそろ時間なので、次回は家族のことを教えてください。

Aさん はい。

5回目面接(201×年××月+4か月2週間)
では、家族について話した。

PSW 今日は家族のことを教えて下さい。

Aさん きょうだいはお兄ちゃんとお姉ちゃんで、お姉ちゃんは精神科にかかっている。二人とも結婚をして独立している。

PSW お母さんは?

Aさん お母さんは、祖父から暴力を受けて育ったから、ヒステリックな人。お父さんは仕事で忙しかった。お母さんのおばあちゃんも住んでいて、お父さんと仲が悪かった。

PSW そうなんですね。小学校の頃はどんな子どもだったんですか。

Aさん 小学生のころは、勉強も運動もできた。12歳のころから拒食症になって、13歳で初めての入院。14歳の時に2回目の入院をした。退院してから、お母さんが自殺した。お父さんがお酒を飲むようになって、私に暴力が始まった。

PSW 今も?

Aさん 暴力はおばあちゃんが認知症で老人ホームに入ることが決まって

からなくなった。16歳のとき。

3-4 評価されない関係

一人でデイルームにいるAさんに声をかけると、高校時代の友だちとの関係を話してくれた。その友だちとの関係を「助けられたり、助けたり」といった関係と話す。また、そうした関係ができた頃に、父親もAさんのしんどさを受け止め始めた。助けられ笑いあえる友だち関係、父親との良好な関係ができはじめてきたころに、Aさんは地元を離れて一人暮らしを始めた。不安と孤独感でいっぱいであったと話す。PSWが「苦しかったね」と返すと、Aさんは「今も変わらない」と言う。

6回目面接(201×年××月+4か月3週間)
では、特にテーマはなく、最近の様子を聞くことから始まった。

Aさん 先生からお酒は飲まないように言われている。けど、お酒を飲むことは人付き合いのツールになっているから、禁酒はできない。お酒を飲まないことが一番だとわかっているけど、今のところ、自分でコントロールしながら飲んでいる。

PSW なぜコントロールできているんですか。

Aさん 休憩できているから。今は甘えさせてもらって休むことが必要とは思っているけど、このまま働けないままになってしまうのではないか不安がある。最初話したときに、春にはアルバイトをできることを目標にしていたけ

ど、今はまだ休みたい。

PSW そうなんですね。

Aさん 春に友達の結婚式があり、地元へ帰るのが楽しみ。

2日後、Aさんは「過食嘔吐をしてきた」と話し、しんどそうな様子であるが、AさんからPSWに対して話しかける内容は他愛もないものであった。過食嘔吐後、通常は家で寝込んでいるが、この日は初めて過食嘔吐後にデイケアに来た。PSWより「しんどうだし、今日話しませんか」と声をかけると、Aさんはほっとした顔をみせる。そのため、7回目面接（201×年××月+4か月23日）を実施した。

PSW どうしたんですか。

Aさん 今回の過食嘔吐は、生活リズムが崩れることと、生理前でホルモンバランスが崩れたから。いつも過食嘔吐は、対人関係での疲れからくるけど、今回は少し異なる。過食のために食料を買ってきて、それを食べ続けた。とはいっても、2人前くらいで止めて、そのあと吐いた。生理は今日からの筈なのに、誕生会の日から不正出血があったから、ストレスを感じていたと思う。誕生会は途中で帰ろうかと思ったが、知り合いに「帰るの」と言われて、結局帰ることができなかつた。けど、知り合いが話している内容は仕事のことだった。ここにいてもいいのかなと思ひながらいた。

3-5 今を表現する

Aさんはまたしんどそうな様子でいたため、PSWより声をかけ、デイルームの壁に横たわって話をする。Aさんは「過食が止まらない。何が理由であるかはわからない。自分の感情がなくて、空っぽな感じ。理由がわからないからそれも不安。太るのが怖い。自分の体がいやだ。死にたいという思いも出ている」と話すため、PSWより面接室への促しを行った。しかし、Aさんは「誰も聞いていないから大丈夫」と言い、話を続ける。Aさんの話をただ聞いていくと、「さみしい」と言い、涙を流し、ほっとした様子を見せた。もう一度、PSWより面接室へ促すと、Aさんも同意してくれたため、8回目面接（201×年××月+5か月）を実施することになった。

PSW 今はどんな気持ちですか。

Aさん 今とても不安が強い。

PSW どんな不安？これが不安、みたいなものがある？それとも何かよくわからない漠然としたもの？

Aさん 漠然としたもの。

PSW その不安がAさんの育ちのなかでどのようにつくられてきたのかを聞きたいです。それは育ち方が悪かったとかそういうことを知りたいためではなくて。

Aさん わかりました。何を話せばいいですか。

PSW 小さい頃からの話をしてください。どんなことでもいいです。

Aさん 小学校時代は楽しかった。クラスも一クラスしかなく、男の子の友だちが多くて、学年を超えて

外で活発に遊んでいました。成績もよかったです。5・6年になり、狂い始めた。いじめの対象となつた。最初は拒食から始まつたと思っていたんですが、いじめと一緒に過食が始まり、過食が転じて拒食となつていった。中学では、他の地域からの生徒も入ってきて、ほとんど誰とも関係をつくれなかつた。拒食のことばかりが頭にあって、友だちをつくるとかは考えられなかつた。たぶん、笑うこともできなかつた。中学から不登校になつて、保健室登校だった。保健室の先生がとてもよかったです。学校にはいけなかつたが、塾には通い続けた。数学と英語の塾で、先生がとてもよくてなぜか通えた。友だちもよかったです。

PSW 次はご家族の話をもう一度話してもらってもいいですか。

3-6 父への複雑な思いを語る

9回目面接（201×年×月+5か月4日）では、家族について話してもらうなかで、父への複雑な気持ちを話す。

PSW 今日は家族の話を聞かせてください。

Aさん 生まれたときは、両親とおじいちゃん、おばあちゃん、姉、兄の7人家族。お兄ちゃん、お姉ちゃんとは年が離れており、待ち望まれて生まれた。お母さんは私

にべったりで、小5まで両親と一緒に寝ていた。一人部屋になつてから、夜中ご飯を食べたりといった行動がはじつた。ちょうどそのころ、お姉ちゃんが非常に走り、お父さんがお姉ちゃんの肩をもつようになって、「なぜお父さんはお姉ちゃんばかりを可愛がるのか」という思いをもつた。幼い頃から「もっとお父さん遊んでくれたらいいのに」との思いがあつた。

3-7 自分の現在の輪郭を語る

デイルームでAさんは「いきなり外に出られなくなつた。一回出てみたが、周りの人が怖く感じてしまつて。家に戻つた。ほとんど何も食べていなかつた。いきなりでびっくりして。今年は落ち着いていたから、それできたのかなと思った」「低いレベルで『死にたい』という想いが出てきて、それがしんどい。家にいた間、リストカットをしようと何回も思ったけど、シーツが汚れると嫌だなと思って辞めた」と言い、10回目面接（201×年×月+5か月18日）が始つた。

PSW 今の気持ちを教えて下さい。

Aさん 短い間だったけど、自分がすごく変わってきた気がする。何が変わったのかはわからないけど。

PSW あの日、デイルームで泣けたのはすごかつたですね。

Aさん 自分でもびっくりした。涙がでるなんて思わなかつた。本当に人間関係がむずかしいことがわか

った。人といふと、疎外感を感じる。たとえば、バーベキューの予定を決めているときに、自分の名前が書かれていないくて、冗談で「忘れてますよ」とか言えればよかったんですけど、言えなくて、苦しくて。それでもうだめになってしまう。

PSW これからどんな自分になりたいですか。

Aさん これからはテンションをあげなくとも、このぐらいのレベルでも、人と関われるようになりたい。

4 考察

4-1 語りたいという要求が見えてくる 関係づくり

まず、第2回面接で、PSWはAさんとの会話がはずまないことを感じた。PSWには専門職としてAさんを観察しないといけないという思いが強くあり、Aさんと同じ時間や体験を共有することを重要としていなかった。その反省から、一緒に遊ぶ、楽しむなどの時間を共有した。これが、3回目の面接でのAさんの「いい人と出会うなかで自分は変わってきた」という言葉にみられるように、自分のことを語りたいという思いにつながった。それまではPSWの質問に対して、Aさんが答えていたが、この言葉はAさんからPSWに対しての初めて言葉であった。

多くの人々は、日常的に生活を営むなかで、当然のように自己語りをする機会をもつ。今日あった出来事から悩みまでさまざまなことを、友だちや家族、職場の人など

に話し、コミュニケーションをするなかに、自己語りが存在する。多くの人々は自分の思いを日常生活で当然のように表現している。そこには全面的な受け止めから否定まで幅広い経験がある。こうした経験を経て、多くの人々は自分の思いを他者に当たり前に表現できるようになる。しかし、他者のとのコミュニケーションの経験が少ない者にとって、自分の思いを伝えることは当たり前の日常ではない。Aさんにとっても同様である。

PSWはAさんの「いい人と出会うなかで自分は変わってきた」という言葉に力強さを感じ取った。その理由は、Aさんにとって自分の思いを表現することが、とても勇気のいることであったためである。若者たちの多くは、自己を表現していくことに対する困難さがある。そのため、ソーシャルワーカーに対して、自分の要求を伝えていくことに大きな抵抗をもつ。ここから、若者へのソーシャルワークにおいて、若者たちが要求を伝えやすい関係が、時間や体験の共有をもって保障されるべきであることがいえる。

4-2 新たな物語の発見

10回目の面接で、Aさんが「短い間だったけど、自分がすごく変わってきた気がする。何が変わったのかはわからないけど」と語ったことが示すように、Aさんは自己を語ることによって、新たな自己を発見していった。Aさんのこれまでの人生にとって、摂食障害との闘いがあまりにも大きなテーマであったために、摂食障害の若者としてのストーリーがAさんを形容するものとなっていた。しかし、自己語りのなかで、

Aさんはこれまで自己と向き合いながら多くの経験をし、様々な可能性をつくってきたことを発見していく。Aさんの語りは「父親が大好きな自己」「苦しさを分かちえる友だちをもつ自己」「高校の友だちと助けあう関係をつくってきた自己」「過食嘔吐に苦しむ自己」「摂食障害を払拭する自己」「働いてきた自己」「夢をもつ自己」「人とのかかわりがわからない自己」などの多様な自己の語りであった。

ただ、こうした物語はAさんの語りのなかでは周辺に位置づいていた。他者とかかわる経験の絶対数が少なく、自己語りが保障されてこなかったため、育ちのなかでの新たな物語を発見することができずにいた。このことを自己疎外としてとらえる必要がある。実際には育っている自分の新たな物語を発見することができず、自己が疎外されている状況にあるためである。ソーシャルワーカーは、社会的排除、ここでは特に人間関係からの排除が、当事者の育ちに自己疎外を生み出すことを捉える必要がある。

若者へのソーシャルワークは社会的排除へのアプローチであり、それは同時に、若者たちの自己疎外に対するアプローチと連関している。社会に若者たちの場をつくるという取り組みは、目に見える場をつくることではなく、若者たちが新たな自己物語と出会うなかで、自己疎外の状況から解放され、そのときに若者たちが求める場がえてくる。それを形にしていくことが、社会に若者たちの生活の場をつくる取り組みである。

4-3 「自己」の発達—自分の課題と目標 すべき自己像を具体的に語る

語りのなかでAさんは育っていった。Aさんは面接を重ねることによって、自分のしんどさを徐々に表現する場面を広げていった。最初は面接室での語りではあったが、徐々に面接室の外でもしんどさをPSWに出すようになった。AさんにとってPSWが安心できる存在として位置づいていたからであり、自分のしんどさを受けとめると徐々に理解し始めたためである。しかし、Aさんの甘えの表出ともいえる。これは、自分の言いたいことを言える相手が見つかり、その相手にしんどさを伝えることに終始してしまう可能性をもつものであり、こうした関係性の継続は、若者の自己中心性を排し、社会性を身につけていく可能性にはつながらない。

多くの人々は、乳児期から今に至るまで、他者との絶え間ないコミュニケーションのなかで生きている。発達は、その発達する主体である個人が、発達の各期に応じて必要な集団—乳児期には「母親の人間」、幼児期には「両親の人間」、学童期には「学校、近隣の人間関係」、青年期には「仲間集団」—との密接なかかわりの中で形成されるものである。人生の初期には自己中心性が高くても周囲がそれを受けとめていくが、成長していくにつれて関係性が多様になり、自己中心性は経験的に規律的になり、社会性を獲得していく。

社会性の獲得は、若者とソーシャルワーカーの1対1の関係だけでは不十分である。社会性の獲得はあくまでも集団のなかで行うべきものである。この1対1の関係は、集団に参加していくための安全基地として

捉える必要がある。若者たちの多くは、集団に参加しても、すぐに居場所を見つけることは困難であり、集団からドロップアウトしてしまう。Aさんには「知り合い」はあるが、単に電話番号を知ってるだけの関係、さみしい時に会いにいく関係であり、そこに自分の居場所をみつけられずにいる。しかし、ソーシャルワーカーとの関係が安定的なものとなると、若者たちは不安をもちながらも集団に参加するようになる。さらに、その集団が若者にとって、育ちを促すような集団として位置づいているのかどうかを見極め、集団の組織化を若者と共同で行うこともソーシャルワーカーの役割である。

AさんはPSWと安定的な関係をつくり、自己を語るなかで、自分の今を表現し始めた。10回目の面接では、「これからはテンションをあげなくても、このぐらいのレベルでも、人と関われるようになりたい」という言葉を使って、自分の課題について自分の現在の輪郭に基づきながら語った。「今、ここ」で感じていること、考えていることを語ることが困難であったAさんにとって、自分の課題と目指すべき自己像を具体的に語った、この言葉は語りの中でのAさんの育ちとみることができる。語る中で若者たちが育ち、その育ちをソーシャルワーカーは丁寧に読み取る必要がある。

5 おわりに

Aさんはその後、自分の働く範囲でアルバイトをし、デイケアに通所する回数を徐々に減らしながら、デイケアを卒業していった。本稿の限界は、一事例に基づく検

討であり、筆者の考察にとどまっており、客觀性を担保できるものとは言えない。しかし、個人化する社会のなかで、若者たちのライフコースが多様化し、それに伴い、生活課題の可視化が困難となっている現状において、一事例研究がもつ意義は今後大きく変化すると考える。ソーシャルワークでは、一事例を省察することから、若者たちの多様化・複雑化する生活課題を可視化する必要がある。また、考察においてM-GTAに基づく分析も試みたが、ソーシャルワークの基本となる当事者とソーシャルワーカーのかかわりを詳述することが、時代の流れが大きく変化しようとしている今、求められていると考えたためである。今この時代を生きる当事者とソーシャルワーカーが何を考え、何を語ったのか。このミクロな過程も福祉文化を形成する。今後、研究方法や分析の枠組み等を精査し、一事例研究が福祉文化研究にかかる多くの人に説得力のあるものとなるように、検討していくことが必要である。

本稿執筆にあたり、若輩者の筆者と一緒に歩んでくれたAさんに感謝申し上げたい。さらに、筆者にPSWとして育つためのすばらしい機会を与えてくれたクリニックの関係者の皆様に御礼申し上げたい。

引用文献

- 厚生労働省『平成17年度厚生労働白書』2005; pp.274

参考文献

- 荒井浩道『ナラティヴ・ソーシャルワーク—“〈支援〉しない支援”的方法』新泉社、2014

- 一番ヶ瀬康子・河畠修・小林博、他編『福祉文化論』有斐閣、2005
- 伊藤順一郎「10代・20代を中心とした『社会的ひきこもり』をめぐる地域精神保健活動のガイドライン（暫定版）」厚生労働省、2001
- 伊藤順一郎「10代・20代を中心とした『社会的ひきこもり』をめぐる地域精神保健活動のガイドライン—精神保健福祉センター・保健所・市町村でどのように対応するか・援助するか—（最終版）」厚生労働省、2003
- 乾彰夫「若者たちの労働市場のいま—〈学校から仕事〉への移行過程変容の性格と課題」竹内常一・高生研編『揺らぐ〈学校から仕事へ〉労働市場の変容と10代』青木書店、2006；pp.12-34
- 井上英夫「若者をめぐる社会保障政策の現状と課題—格差社会の何が問題か」脇田滋、井上英夫・木下秀雄編『若者の雇用・社会保障—主体形成と制度・制作の課題』日本評論社、2008；pp.35-55
- 木原活信「社会福祉領域におけるナラティブ論」野口裕二編『ナラティヴ・アプローチ』勁草書房、2009；pp.153-175
- 倉本英彦「青少年の社会的引きこもりの実態・成因・対策に関する実証的研究」トヨタ財団研究助成、1999
- 近藤直司『ひきこもりケースの家族援助 相談・治療・予防』金剛出版、2001
- 佐藤洋作「若者自立塾の現場から」『前衛』Vol.796、2005；pp.143-151
- 竹中哲夫『子ども・若者支援地域協議会のミッションと展望』かもがわ出版、2016
- 内閣府『平成22年版子ども・若者白書』2010；pp.119
- 日本摂食障害学会『摂食障害治療ガイドライン』医学書院、2012
- 野口裕二『ナラティヴの臨床社会学』勁草書房、2005
- 宮本みち子「日本の若者—自立の課題二〇年」全国民主主義教育研究会『格差社会と若者の未来』同時代社、2007；pp.10-27
- 宮本みち子「若者—参加から影響力へ」全国民主主義教育研究会『格差社会と若者の未来』同時代社、2007；pp.78-119
- 宮本みち子「ニート状態にある若年者の実態及び支援策に関する調査研究報告書」厚生労働省、2007
- 宮本みち子・小杉礼子編著『二極化する若者と自立支援』明石書店、2011
- 山本耕平「若者ソーシャルワークの構築にむけて—対象・視座・局面に関して—」公益財団法人鉄道弘済会『社会福祉研究』Vol.123、2015；pp.2-9
- 山本耕平「子ども・若者支援地域協議会の実践課題に関する考察—若者ソーシャルワークの実践局面との関わりを中心に—」『都市とガバナンス』Vol.27、2017；pp.58-67
- 好井裕明編著『実践のフィールドワーク』せりか書房、2002
- 脇田滋「若者をめぐる雇用・労働政策の変遷と課題—〈若者〉と教育、職業訓練・雇用保障を中心に」脇田滋・井上英夫・木下秀雄編『若者の雇用・社会保障—主体形成と制度・制作の課題』日本評論社、2008；pp.57-74
- (あんどう かずこ 長崎国際大学)

大学生における防災訓練後の意識変化の諸相

～肯定的な意識変化と否定的な意識変化との比較～

中鳶 洋・上田 恵理子・西川 愛海・村田 美穂

要旨

目的

本稿は本文で示すように、防災訓練に参加した大学生の意識変化に着目し、その特徴や傾向から、意識変化をもたらす要因の分析と、その考察による今後の課題の析出を通じ、防災訓練への参加後の影響を実証的に明らかにすることを目的とする。

方法

防災訓練後に行ったアンケート調査（自記式集合調査形式）の結果を分析する。選択式の回答についてはSPSSを用いた単純集計・クロス集計を行い、自由記述式の回答についてはテキストマイニングを行い、KHCoderによるコーディングを行い質的分析を行った。

結語

大学生における防災訓練時の意識変化やその後の展開については、総じて、訓練参加後のほうが南海地震、避難所運営・支援、防災知識・防災訓練などへの関心度が低下するという結果が得られた（表3）。加えて、「肯定的な意識変化」と「否定的な意識変化」に分類できることが今回確認された。イメージづく

りのし易さが意識向上につながること（表1）、リアリティや危機感（緊張感）などの不足が各人のイメージづくりを困難にすること（表2）、危機意識の低減や状況把握の難しさが「自分」の立ち位置を不鮮明にし、ひいては否定的な意識変化を招来しがちであること（図3）、肯定的な意識変化のほうが6クラスターに、否定的な意識変化のほうが8クラスターに分類できることなどの主要な結果が得られた。ここから、今後、否定的な意識を肯定的なものに変えるには、防災訓練に向けた諸課題を細分化しながら、個々ていねいに対応していくことが望まれることが示され、関心・意識・不安・心配といった要素をいかに充足していくかを検討することが、自主防災意識向上においていかに重要であるかが示唆された。

防災訓練や避難所運営・支援において、目ざすべき「自主的」行動とは、結果的に個人（理解・判断・意識・思考など）に傾斜したものとなっており、全体を貫く軸として、人々の支え合いや協働作業を育む視点が弱いが、予測される甚大な自然災害時の支援にあたっては、遊び、レクリエーション、学び、趣味などの文化的ニーズへの充足を視野に入れた福祉文化的基盤を土台にし、個々人のニーズの差異への細やかな対応につなげる視点の強化が求められる。

キーワード

防災訓練、肯定的な意識変化、否定的な意識変化、自主防災意識、リアリティ

1 序論——研究の背景と目的

人々の防災意識は本当に高まっているだろうか。わが国では古来より地域住民たちによる「自助」「共助」がことのほか重視され、災害発生時には多くの人々による助け合いが推奨される風潮がある。そして、こうした行為に「ボランティア」という言葉が付与されるようになったのは、せいぜい1980年代以降からと言われる（菅磨・山下・渥美 2013）¹⁾。1995（平成7）年に起こった阪神淡路大震災以降、そのとり組みが大規模化するなかで、東日本大震災や熊本地震などの発生のほか、NPO法施行や長期にわたる復興支援など、ボランティアを巡る状況もまた、防災に関する人々の意識も変容してきている。

「日本国土の約74%が災害危険地域」と指摘する専門家がいるなど、もはや自然災害は国民全体の関心事の一つになりつつある。一方、首都圏直下型地震や南海トラフ地震などの発生が予測されるなか、厚生労働省も地域防災力や防災意識の向上を図るべく、地震対策検討ワーキンググループの会合を開き、備えを進めようとするが²⁾、果たして一般の地域住民や学生たちにどれ程の自覚や意識が見られるだろうか。あまりにも驚異的な自然災害をもたらす地震・津波・暴風雨などを目の前にして、用心よりも諦観が勝っていないか。加えて、イベントや行事の一環として単発的に行われる

ことが多い避難訓練や防災訓練についても、実施そのものに価値を見出そうとするあまり、これらが参加者や運営者たちにどのような影響を与えるかについてはこれまで必ずしも明確になっていないのではないか。

例えば、先行研究を見てみると、東日本大震災による避難時の判断や行動を分析した山崎（2011）³⁾や南海トラフ地震に備えた減災のための教育を論じた藤井（2007）⁴⁾、浦川・平野（2014）⁵⁾、樋座・上坂（2014）⁶⁾などでは、被災後の検証や将来に向けての準備の検討に留まっており、意識面の変化への言及が乏しい。次いで、静岡県総務部地震対策課（1996）⁷⁾や消防防災訓練研究会編著（2002）⁸⁾は防災訓練のマニュアル化に焦点を当て、いかに早急かつ簡易的に救出できるかが論じられているものの、方法論に終始している。さらに、源・成行（2007）⁹⁾、末澤ほか（2012）¹⁰⁾、天野（2015）¹¹⁾らは、シミュレーション・システム（ゲーム）を用い、自主防災の機能を高めることを念頭に置いた研究を行っているが、そもそもそうした避難所運営訓練や防災訓練への参加が参加者や関係者にいかなる意識変化や行動変容をもたらしたかについては十分に検討されるに至っていない。

そこで、本稿では、4年制大学の学生の防災訓練後の意識変化に着目し、その特徴や傾向から、意識変化をもたらす要因の分析と、その考察による今後の課題の析出を通じ、防災訓練への参加後の影響を実証的に明らかにすることを目的とする。この検討は、単に各種訓練への参加意識を高めるだけではなく、意識変化の内実を検討するものであり、それがひいては実際の被災時

における適切な判断や留意すべき事柄の理解の深化につながると考える。

2 研究方法

2-1 調査対象

本稿でとり上げる防災訓練が社会福祉・看護・健康栄養の3学部合同開催であったため¹²⁾、本稿が対象とする学生は、特定の学部生という形になっていない（有効回答数158）。その内訳を見ると、学部別では、社会福祉学部生34人（21.5%）、看護学部81人（51.3%）、健康栄養学部28人（17.7%）、その他9人（5.7%）、未記入6人（3.8%）である。学年別では、1回生75人（47.5%）、2回生21人（13.3%）、3回生43人（27.2%）、4回生9人（5.7%）見記入・その他10人（6.3%）である。性別では、男7人（4.4%）、女143人（90.5%）、未記入8人（5.1%）となっている。出身地別では、高知県内73人（46.2%）、高知県外77人（48.7%）、未記入8人（5.1%）となっている。さらに、本訓練では役割付与を行い、「患者役」90人（57.0%）、「避難者役」57人（36.1%）、「避難所運営支援」2人（1.3%）、「その他」3人（1.9%）、「未記入」6人（3.8%）という割合で訓練を行った。

2-2 データ収集と分析方法

本稿では、防災訓練後の大学生の意識変化に着目し、その特徴や傾向を明らかにすることを目指すため、2016（平成28）年11月12日に行った合同災害訓練後に自記式集合調査形式でアンケート調査を行った。「合同災害訓練アンケート」用紙には、選択式（5肢択一）8問、自由記述式7問の合

計15個の質問を設け、約15分間で回答する形をとった。訓練への参加者全員に記入してもらい、回収箱に投函して終了としたため、回収率は100%であった。

分析方法は、選択式の回答についてはSPSSによる分析を行い、単純集計・クロス集計を行った。一方、自由記述的回答についてはテキストマイニングを行い、KHCoderによるコーディングを行い¹³⁾、精査した。

2-3 倫理的配慮

本調査への協力者には、訓練当日の4日前に行われた事前説明会の際、あらかじめ口頭及び書面にて本調査研究の趣旨説明をし、同意を得た（2016年11月8日）。本研究で使用するパソコンは、最新のウイルスセキュリティソフトを使用し、他者が閲覧できないように、ファイルへのパスワードを設定し、情報漏洩を防止した。調査データそのものやそれを保存した記録媒体は、取り扱いには十分に留意し、研究者以外の者が情報を入手できないよう、施錠した個人ロッカーに保管した。なお、本調査は、高知県立大学研究倫理委員会及び高知県立大学社会福祉研究倫理審査委員会から承認を得たものである（社研倫16-64号）。

3 研究結果

本調査では、5肢択一式、自由記述式を含め、15問の設問を通じ、参加者の意識変化を多角的に捉えようとし、とりわけ、問10において、「合同災害訓練を受けて、防災意識に変化はありましたか」（5肢択一、N=158、欠損値15）と尋ねたところ、「と

「てもそう思う」20人（12.7%）、「ややそう思う」86人（54.4%）、「どちらともいえない」29人（18.4%）、「あまりそう思わない」7人（4.4%）、「全くそう思わない」1人（0.6%）との回答が得られた。

ここでは、総じて、意識変化があったとする参加者が多いという結果が窺え（67.1%）、その一方、意識変化が見られなかつたとする人々も若干名（5.0%）いるのが見受けられた。この両者の相違はどこに起因するのだろうか。参加者個々人の価値観や感性など、主観の問題なのか、あるいは企画・運営、環境、人的交流・情報提供など、主催者側に何らかの不備があったことによるものなのか。このような問題意識の下、本稿では便宜的に、「とてもそう思う」「ややそう思う」を「肯定的な意識変化」とし、「どちらともいえない」「あまりそう思わない」「全くそう思わない」を「否定的な意識変化」と位置づけ、意識変化の有無の理由を答えた問11（自由記述）の回答に関し、双方を峻別し、各々、質的分析を行った。

3-1 肯定的な意識変化

3-1-1 抽出語リスト

合同災害訓練に参加した人々158人（欠損値15）のうち、「肯定的な意識変化」があったとする106人（67.1%）が答えた、その理由についての自由記述を分析した結果、総抽出語数1,238（うち527使用）、異なり語数292（うち216使用）であり、文書の単純集計では76ケース、69段落であった。テキスト化の過程では、文脈を十分に考慮したうえで、「医療センター、避難所、処理室、地震、災害、対応、防災、緊

表1 抽出語リスト（頻出32語）

抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
思う	20	準備	5
訓練	16	緊張感	4
感じる	12	初めて	4
分かる	11	想像	4
イメージ	9	学校	3
考える	9	具体	3
実際	9	高知	3
災害	8	今	3
意識	6	今回	3
起こる	6	混乱	3
行動	6	参加	3
持つ	6	知識	3
人	6	避難	3
地震	6	必要	3
防災	6	怖い	3
自分	5	流れ	3

【注】頻出150語のうち、登場回数2回以下を除く。

張感、避難者、避難場、イメージ、高知、被災者、南海トラフ、県立大、受付、エレベーター、車椅子、避難訓練、学校、南海地震、防災意識、合同災害訓練、再確認、準備、持病、看護師、行動、安心感」の29語に対し、強制的に語の結合を行い、言葉の本質の喪失に留意した。こうした前処理ののち、抽出語リストでは「頻出150語」に絞って抽出し、さらに登場回数が2回以下のものを除外した。具体的には、「思う」（20）、「訓練」（16）、「感じる」（12）、「分かる」（11）、「イメージ」（9）、「考える」（9）、「実際」（9）、「災害」（8）、「意識」（6）、「起こる」（6）、「行動」（6）、「持つ」（6）などが出現数上位語であった（表1）。

3-1-2 対応分析

次に、最小出現数1、最小文書数1とした対応分析を行った結果（図1）、「緊張感」「実際」「事情」「本当に」「順序」「身近」などといったキーワードを中心に、各用語が結びついている様が見て取れた。さらに、「緊張感」を基軸としたその語群を見ると、内側から外側に向かって、予測⇒現実という時間的流れを看取できる。つまり、適切な見込みや正しい備えが、有事の際の望ましい行動につながる可能性を示唆しているといえる。

3-1-3 階層的クラスター分析

次いで、最小出現数1、最小文書数1とした階層的クラスター分析を行った（図は省略）。その結果、6つのクラスターに分類でき、各々の類似性・共通性を鑑み、車椅子、困る、場合、今後、対策、可能を【困難ケースへの対応】、地震、病院、起こる、想像、避難、自分、学校を【地震を想像する】、経験、積極、参加、流れ、今回を【流れを経験する】、高い、意識、防災、知識、今、人を【意識・知識を高める】、怖い、行動、考える、訓練、初めて、分かる、思う、実際、緊張感、混乱を【緊張感】

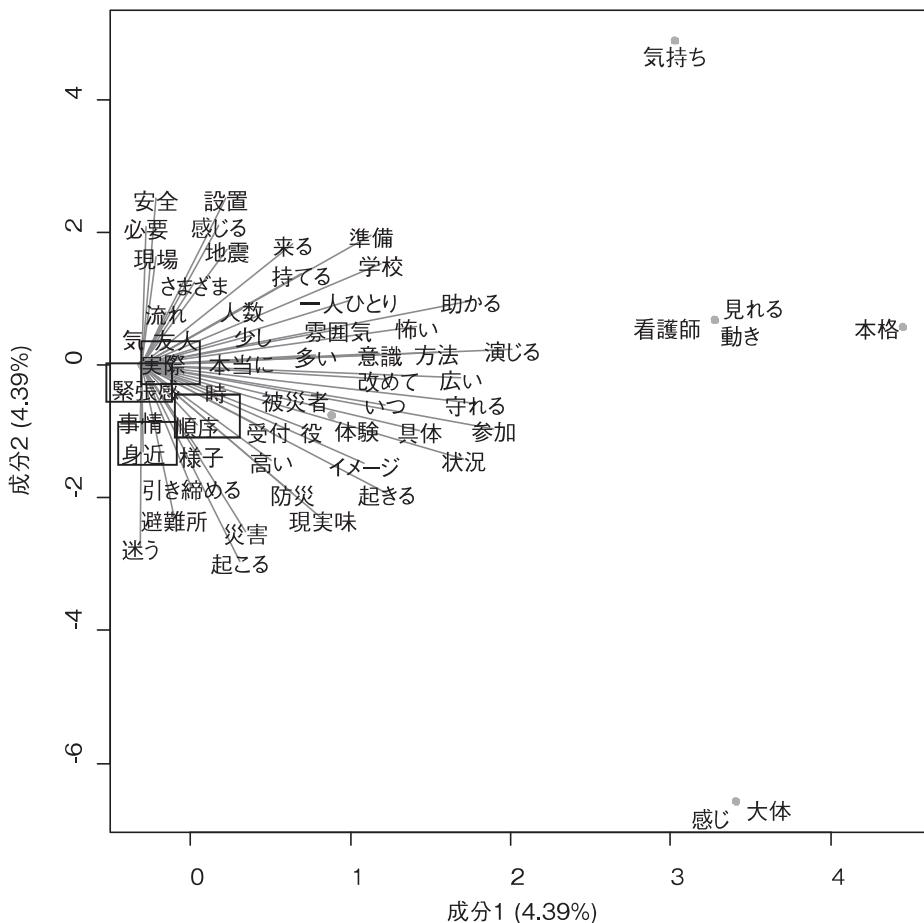


図1 対応分析（防災訓練後の肯定的意識変化）

【注】最小出現数1、最小文書数1

をもち考え方行動する】、イメージ、災害、不安、準備、感じるを【イメージを実感する】と命名した。

3-1-4 共起ネットワーク

さらに、「肯定的な意識変化」があったとする106人（67.1%）の自由記述を強制抽出後の共起ネットワーク（描画数60、Jaccard係数0.2以上、最小出現数1、最小文書数1）により分析した（図2）。ここでは、「避難者」「スタッフ」「全体」「大切」「初めて」に強い結びつきがみられ、他方、「立場」「避難場」「対応」「様子」「難しい」な

ども結合している様が窺えた。その他は全般的にはらつきが見られたため、「避難訓練」「関心・意識」「不安・心配」「安定・想定」の4つに分類した。

3-2 否定的な意識変化

3-2-1 抽出語リスト

上述に対し、「合同災害訓練を受けて、防災意識に変化はありましたか」の回答として、「否定的な意識変化」（どちらともいえない、あまりそう思わない、全くそう思わない）が見られた37人（23.4%）にも着目し、彼ら・彼女らが記述したその理由に

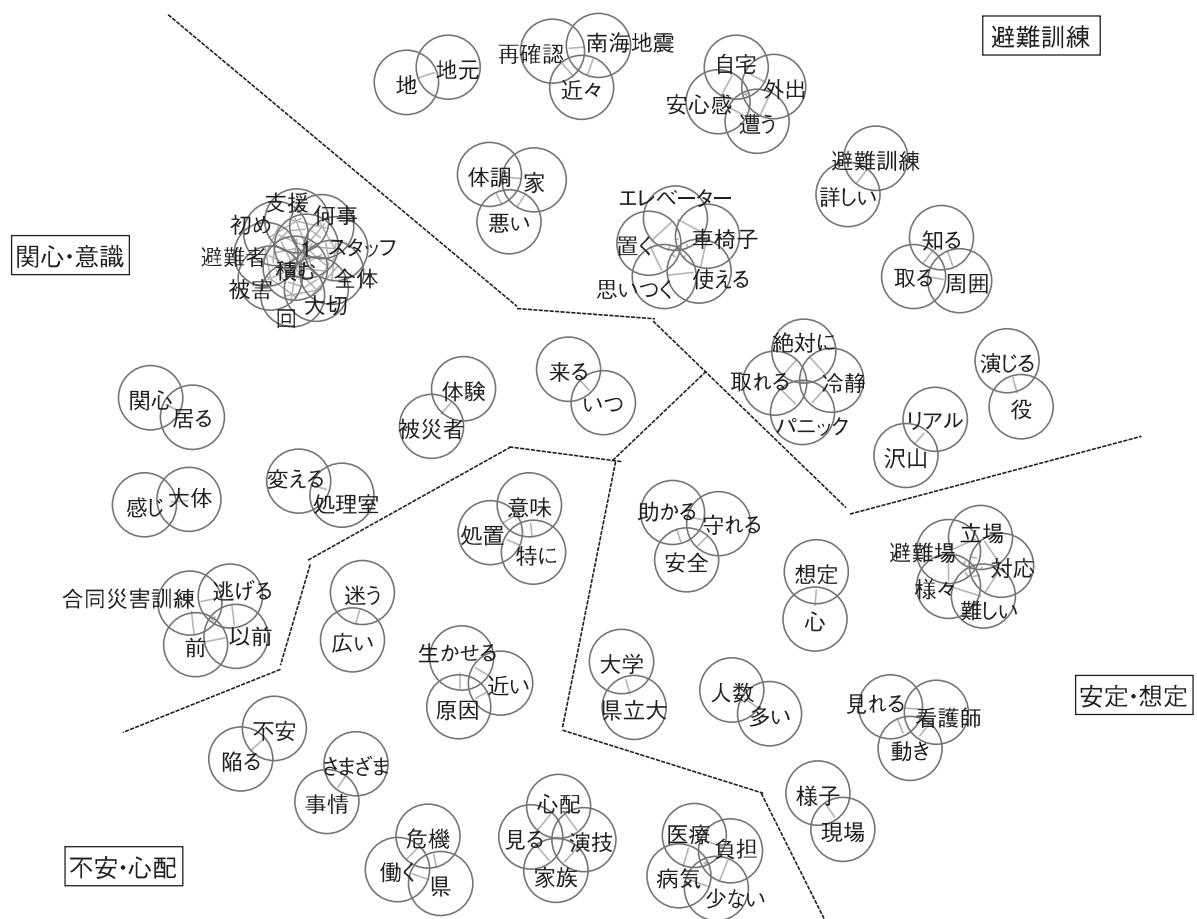


図2 共起ネットワーク（防災訓練後の肯定的意識変化）

【注】最小出現数1、最小文書数1 描画数60 Jaccard係数0.2以上

に関する記述を分析した。その結果、総抽出語数264（うち123使用）、異なり語数114（うち75使用）であり、文書の単純集計では25ケース、24段落であった。同様に、テキスト化の過程では、文脈を十分に考慮したうえで、「危機感、緊張感、対応、避難区域、病院、防災訓練、防災意識、患者役、臨場感、緊迫感、役割、訓練、現実味、リアリティ」の14語に対し、強制的に語の結合を行い、言葉の本質の喪失には留意した。こうした前処理ののち、抽出語リストでは「頻出150語」に絞って抽出し、

本稿では上位58語のみを記述した（表2）。具体的には、「リアリティ」(3)、「訓練」(3)、「自分」(3)、「演じる」(3)、「危機感」(2)、「緊張感」(2)、「今回」(2)、「状況」(2)、「身」(2)、「対応」(2)、「避難」(2)、「変わる」(2)、「防災」(2)、「役」(2)などが上位語であった。

3-2-2 対応分析

次に、最小出現数1、最小文書数1とした対応分析を行った結果（図3）、3つの語群を捉えることができた。それは、①危

表2 抽出語リスト（頻出58語）

抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
リアリティ	3	決める	1	病院	1
訓練	3	見える	1	分かる	1
自分	3	現実味	1	変化	1
演じる	2	言う	1	放送	1
危機感	2	災害	1	防災意識	1
緊張感	2	思う	1	防災訓練	1
今回	2	持てる	1	役割	1
状況	2	実際	1	与える	1
身	2	初めて	1	臨場感	1
対応	2	少し	1	学ぶ	1
避難	2	少ない	1	患者役	1
変わる	2	新鮮	1	感じる	1
防災	2	人数	1	関係	1
役	2	生まれる	1	危機	1
いつ	1	全体	1	起きる	1
イメージ	1	対	1	緊迫感	1
ゴタゴタ	1	動く	1	具体	1
スムーズ	1	迫る	1	印象	1
意識	1	被災	1	避難区域	1
違う	1				

【注】抽出語リスト150語の機能を用い、抽出された全用語（58語）を掲載。

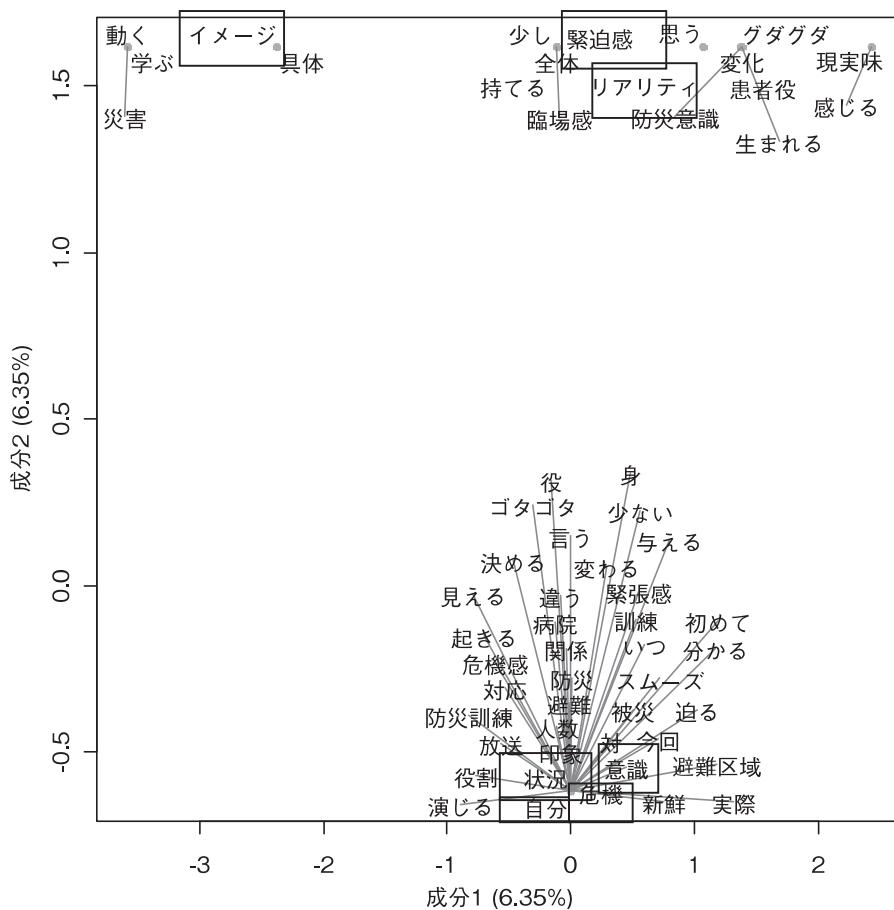


図3 対応分析(防災訓練後の否定的意識変化)

【注】最小出現数1、最小文書数1

機・自分・意識・印象を中心とした群、②イメージを中心とした群、③リアリティ・防災意識を中心とした群であった。なかでも②と③がやや近接しており、図上からは、リアリティを得るためのイメージづくりの大切さが窺えた。

3-2-3 階層的クラスター分析

次に、最小出現数1、最小文書数1とした階層的クラスター分析を行った(図は省略)。その結果、「リアリティ」「訓練」「自分」の3要素が突出していたが、各要素の特徴や全体の傾向を見ながら、「防災訓練」

「緊迫感(臨場感)」「防災意識」「役割遂行」「訓練から学ぶ」「危機意識の変化」「リアリティ」「見える対応」の8つのクラスターに分類し得た。

3-2-4 共起ネットワーク

次いで、「否定的な意識変化」が見られたとする37人(23.4%)の自由記述を強制抽出後の共起ネットワーク(描画数60、Jaccard係数0.2以上、最小出現数1、最小文書数1)により分析した結果(図4)、「意識」「今回」という要素が基軸になっていたものの、幾つかの枝木のように分かれて

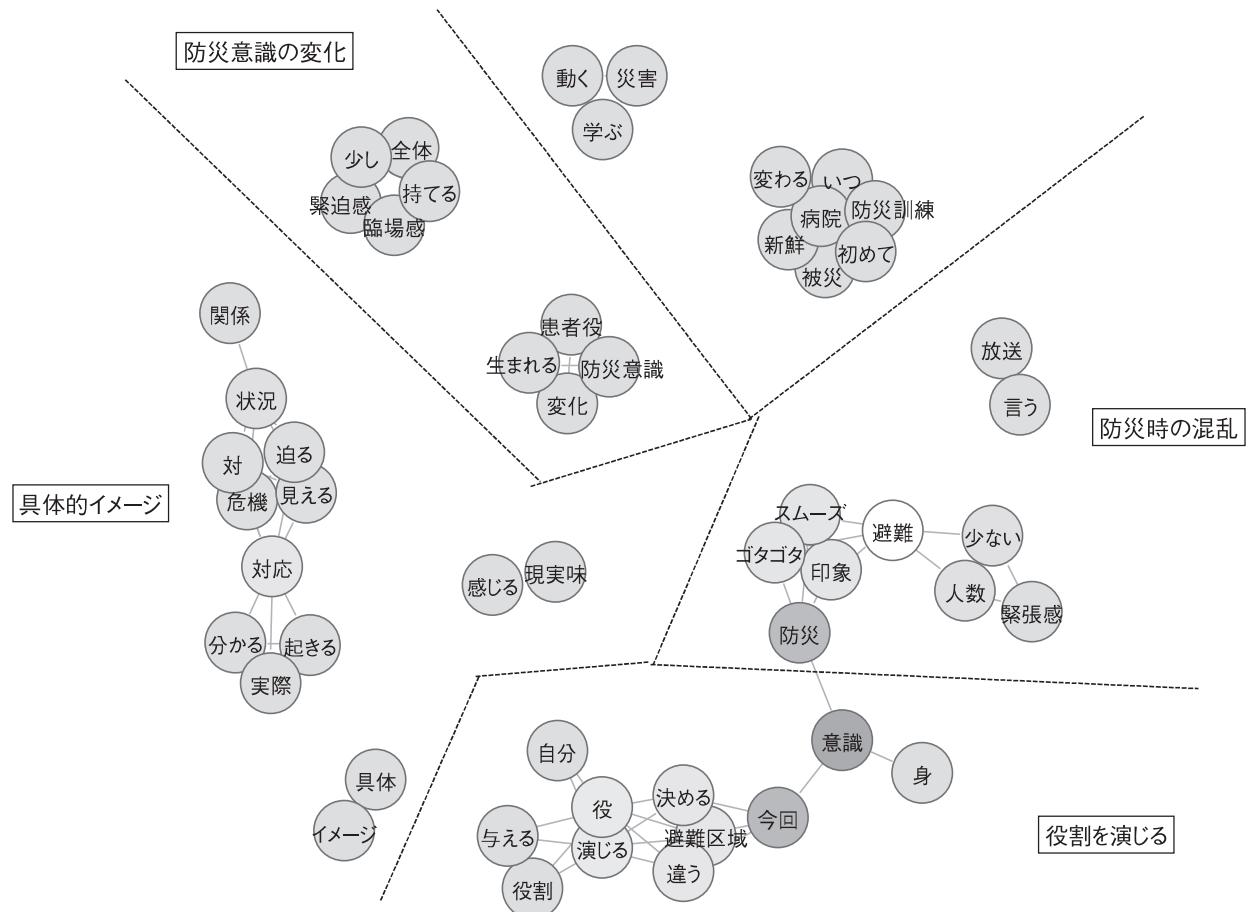


図4 共起ネットワーク（防災訓練後の否定的意識変化）

【注】最小出現数1、最小文書数1 描画数60 Jaccard係数0.2以上

いた。ここでは、各要素の結合をていねいに捉えながら、区分していった。「役割を演じる」「防災時の混乱」「防災訓練から学ぶ」「防災意識の変化」「具体的イメージ」の5つに分類できた。とりわけ、「防災意識の変化」に関しては、「緊迫感」「臨場感」などの気持ちの面と、「患者役」「変化」「生まれる」などの行動・実践面に分けられることが明らかになった。

3-3 防災訓練後の関心度の変化

さらに、こうした一連の合同災害訓練のうちに、参加者において「①南海地震につ

いて」「②避難所運営・支援について」「③防災知識・防災訓練について」に関する関心度がどの程度高まったかを調べるべく、訓練前後に同質間に答えてもらった回答を分析した。その結果、①～③のいずれについても訓練後に関心度が低下していることが判明した（①9.3%減、②24.3%減、③19%減、表3の太枠内の数値参照）。なかでも、「避難所運営・支援」についての関心度がもっとも下がっている。これらの結果は、当初予測したものとは真逆のものであった。この意識低下の要因分析こそが、意識改革や意識向上を生み出す手がかりとなる。

表3 避難訓練前後における関心度の変化

事前アンケート調査 (N=139)				事後アンケート調査 (N=158)			
	項目	n	割合		項目	n	割合
南海地震についての関心度	非常に関心がある	50	36.0%	南海地震についての関心度	非常に関心がある	38	22.2%
	関心がある	73	52.5%		関心がある	90	57.0%
	どちらともいえない	14	10.1%		どちらともいえない	9	5.7%
	あまり関心がない	1	0.7%		あまり関心がない	1	0.6%
	関心がない	1	0.7%		関心がない	1	0.6%
	未記入・不明	0	0.0%		未記入・不明	19	12.0%
避難所運営・支援についての関心度	非常に関心がある	117	84.2%	避難所運営・支援についての関心度	非常に関心がある	24	15.2%
	関心がある	18	12.9%		関心がある	91	57.6%
	どちらともいえない	3	2.2%		どちらともいえない	25	15.8%
	あまり関心がない	0	0.0%		あまり関心がない	6	3.8%
	関心がない	0	0.0%		関心がない	0	0.0%
	未記入・不明	1	0.7%		未記入・不明	12	7.6%
防災知識・防災訓練についての関心度	非常に関心がある	124	89.2%	防災知識・防災訓練についての関心度	非常に関心がある	31	19.6%
	関心がある	15	10.8%		関心がある	97	61.4%
	どちらともいえない	0	0.0%		どちらともいえない	17	10.8%
	あまり関心がない	0	0.0%		あまり関心がない	2	1.3%
	関心がない	0	0.0%		関心がない	0	0.0%
	未記入・不明	0	0.0%		未記入・不明	11	7.0%

りとなろう。

4 考察及び結論

4-1 「肯定的な意識変化」と「否定的な意識変化」との比較

大学生における防災訓練後の意識変化については、源・成行（2007）、末澤ほか（2012）、天野（2015）らがすでに論じているように、自主防災機能の向上にいかに

つなげるかが要点となるが、加えて、「肯定的な意識変化」と「否定的な意識変化」に分類できることが今回、確認された。また、各々の意識変化の諸相に注視してみると、抽出語リストの分析では、「思う」「感じる」「分かる」「考える」などより、イメージづくりのし易さが意識向上につながり（表1）、反面、リアリティや危機感（緊張感）などの不足が各人のイメージづくりを困難にすることが示唆された（表2）。対

応分析でも同様に、「緊張感」「実際」「事情」「順序」「本当に」などより、緊張感が鍵となっており（図1）、逆に、危機意識の低減や状況把握の難しさが「自分」の立ち位置を不鮮明にし、ひいては否定的な意識変化を招来しがちであることが窺えた（図3）。階層的クラスター分析の結果からは、肯定的な意識変化のほうが6クラスターに、否定的な意識変化のほうが8クラスターに分類できしたことから、今後、否定的な意識を肯定的なものに変えるには、防災訓練に向けた諸課題を細分化しながら、個々ていねいに対応していくことが望まれることが示された。共起ネットワークでは、5つの要因を抽出できた否定的な意識変化に対し、肯定的な意識変化では、「関心・意識」「不安・心配」「安心・想定」「避難訓練」の4要因が見出され、関心・意識・不安・心配といった要素をいかに充足していくかを検討することが、自主防災意識向上においていかに重要であるかが確認された。

今回の調査対象であった3学部生合同による防災訓練は、定型的・計画的な性格が強く、自主的かつ柔軟な志向は比較的弱いといえる。なぜなら、大学の年間行事の一つとして義務づけられているからだ。自主的かつ柔軟な訓練については、参加者自らが地域特性を把握し、均一・一律ではない地域・地区ごとに必要な備えや新たなもので組みを展開するための基盤となるものであり、その強化が今後の課題といえるだろう。

4-2 意識変化の双方向性と福祉文化的意義

防災訓練時の意識変化やその後の展開に

ついては、まず付与された役割や所属学部、さらに県内出身者か否かなどの違いによって状況が異なることが想起された。訓練前後における関心度の変化では、南海地震、避難所運営・支援、防災知識・防災訓練のいずれにおいても訓練参加後のほうが低下するという結果が得られたことから（表3の太枠内の数値参照）、今回実施した訓練プログラムでは、リアリティの実感や危機意識の保持が困難であった場面があったことを否定できない。あるいはまた、避難者役に終始するといったように、参加学生が付与された役割のみに徹することで、得られた知識・情報が極端に制限され、結果的に満足度の低下につながったとも考えられる。さらに、南海トラフ地震の発生が近い将来予測される本県において、普段から「誰かの役に立ちたい」と考える学生も少なくなく、元々、参加者の防災意識がある程度高かったことも起因していると推測できる。

先行研究においては、防災意識向上のためのマニュアル、プログラム、シミュレーション・ゲームなどの活用を論じたり、その促進のための各種条件が並列的に並べられていたが、今回の結果は、防災訓練の意識変化が双方向性をもつものであり、その志向によって促進に必要な要素が異なることを示唆するものであったといえよう。

防災と減災との大きな違いは、単なる災害への意識の高低ではなく、意識変化の相違で見られたように、各個人の意識、生活、特徴、課題など、その背景要因をていねいに捉え、個人のニーズの差異を適切に把握し、望ましい行動へといかにつなげるかという点にある¹⁴⁾。村井（2011）¹⁵⁾は、

「救援ボランティア→復興ボランティア→予防ボランティア→共創ボランティア」と理論化しているが、実際問題としては復旧で止まり、復興に至るまで伸び悩んでいるのではないか。菅磨ら（2013）¹⁶⁾も、現場から問題を汲み上げ、ネットワークを作り、協働を生み出す「情報とつながり」こそ重要としているが、一方で、日頃から「考えて動く」力を鍛えなければ対応が難しいとも指摘する。すなわち、発災時の活躍が大いに期待される学生を中心とした若者たちにおいて、訓練・学びが実践レベルで強化されなければならず、そうした協働の輪を広げるための土台となるものが福祉文化的な考えであろう。「福祉」と「文化」から成るこの合成語は、3つの福祉ニーズ（①基礎的ニーズ、②社会的ニーズ、③文化的ニーズ）のなかでも、③の充足を目指すものであり¹⁷⁾、単に、衣食住や家族・近隣・友人だけではなく、遊び、レクリエーション、学び、趣味などを介して、福祉活動を展開することを意味する。ここでは、防災訓練という学習活動を通じ、「支え合い」「自立支援」を体験的に学ぶところに意義がある¹⁸⁾。

防災訓練のとり組みでは、方法論としては悪くはなく、具体的にどの部分に改善の余地があるのかを検討することや学生のみならず教職員側の意識転換も必要であるし、有事の際の「初動」にいかにつなげるかについてもより精緻な検証が求められる。けっして考えない姿勢を生むマニュアル化ではなく、柔軟かつ迅速な判断・行動をもたらす必要最小限度のマニュアルとはいかなるものか、人が「生きる」ことの支援をいかに行うか、「支え合い」を運ぶ

にはどうしたらいいのか、などについても今後、考究していくかなくてはならない。

最後に、防災訓練や避難所運営・支援において、目ざすべき「自主的」行動とは、結果的に個人（理解・判断・意識・思考など）に傾斜したものとなっており、全体を貫く軸として、人々の支え合いや協働作業を育む視点が弱いが、予測される甚大な自然災害時の支援にあたっては、福祉文化的基盤を土台にし、個々人のニーズの差異への細やかな対応につなげる視点の強化がいま、求められている。

註

- 1) 菅磨志保・山下祐介・渥美公秀『災害ボランティア論入門』弘文堂、2013;2.
- 2) 厚生労働省社会・援護局その他の関係部局は、毎年1月17日を「防災とボランティアの日」、その前後の「防災とボランティア週間」その他の適当な機会を捉え、関係団体等への指導・援助等を通じ、一般住民の防災に関する認識を高めるための措置を講ずるなど、意識啓発に努めようとしている。しかし、当該とり組みの効果が十分に測定されていなかったので、本稿では、防災訓練への参加者の意識変化という視点から迫った。
- 3) 山崎達枝監修『3・11東日本大震災看護管理者の判断と行動』日総研出版、2011.
- 4) 藤井 誠研究代表『南海地震に関する防災・災害発生時の市町村保健師の役割に関する研究報告書』2007.
- 5) 浦川圭二・平野靖典「南海トラフ地震による大津波に係る避難訓練」『下水道研究発表会講演集』51、2014; pp.130-132.
- 6) 桜座圭太郎・上坂優衣「南海トラフ地震

- に向けた事前復興を担うための減災教育』『富山大学人間発達科学部紀要』8(2)、2014; pp.67-87.
- 7) 静岡県総務部地震対策課『自主防災組織等における簡易救出訓練実施マニュアル』1996.
 - 8) 消消防防災訓練研究会編著『自主防災活動のための防災訓練マニュアル』東京法令出版、2002.
 - 9) 源 貴志・成行義文ほか「自主防災組織で活用可能な津波避難シミュレーションシステムの開発に関する基礎的研究」『地震工学論文集』29、2007; pp.756-764.
 - 10) 末澤弘太ほか「避難シミュレーションゲームを用いた防災啓発」『土木学会論文集F6』68(2)、2012; pp.193-200.
 - 11) 天野和彦「防災教育における『大規模避難所』運営シミュレーション教材の開発について」『月刊公民館』(698)、2015; pp.21-25.
 - 12) 「高知県立大学法人防火・防災対策規程」によれば、火災等災害による被害を最小限度にとどめるため、大学各キャンパスに自衛消防隊を置くことが定められている。また、防火訓練の一環として、地震対策も汲み入れ、使用火氣の消火と避難予定地等の周知を強化しようとしている。但し、実際には、個々人に委ねられている面が多いため、今回、自主防災につながる訓練の効果を検証することで、初動の重要性や防災意識を育む福祉文化的基盤の意義を論考した。
 - 13) テキストマイニングやKHCoderについては、樋口耕一『社会調査のための計量テキスト分析』ナカニシヤ出版、2014や中島 洋『初学者のための質的研究26の教え』医学書院、2015; pp.90-96.などを参照。
 - 14) もっとも、菅磨らは、「減災の考え方を提示することは、ある意味で勇気がいることでもあるが、現実を直視し、対策の対象や主体を多様化させることで防災を身近なものにしてきた」とその可能性を示唆する(菅磨志保・山下祐介・渥美公秀 2013; 217)。
 - 15) 村井雅清『災害ボランティアの心構え』ソフトバンク・クリエイティブ、2011.
 - 16) 菅磨志保・山下祐介・渥美公秀『災害ボランティア論入門』弘文堂、2013; p.159.
 - 17) 一番ヶ瀬康子・河畠修・小林博・蘭田碩哉編『福祉文化論』有斐閣、1997; 序.
 - 18) 個の限界があらわになったとき、初めて支え合いの必要性がわかると指摘される(村井雅清 2011; 200)。
- (なかしま ひろし 高知県立大学／うえだ えりこ 高知県立大学／にしがわめぐみ 高知県立大学大学院看護学研究科／むらた みほ 高知県立大学大学院看護学研究科)

近代日本の貧困救済思想

～江戸中期の儒者の言論を中心にして～

増山 道康

要 旨

目 的

日本の社会福祉の基盤は最低生活保障制度としての生活保護であるが、受給審査が厳格で有り、受給者はステigmaを抱きやすいとされている。その理由の一つとして日本人が普遍的に懷いている貧困観とそれに基礎を置く法制度の設計思想が挙げられる。このような設計思想の原点は儒教的慈善觀といえる。この小論では、江戸中期の儒者の言説から、現代の貧困に対する日本人の思想に結びついていく貧困観や具体的な救済方法を概観していく。

方 法

原著文献の分析により研究を行う。

結 語

彼等の多くは、鰥寡孤独廢疾への憐憫を示している。また、幕藩体制を基盤とした就労提供型救済が述べられている。恩恵的な経済給付について厳しい制限を設け、上からの恩賜を強調し、その反面、將軍・藩主や民間篤志家による就労の機会の提供を奨励している。

キーワード

鰥寡孤独廢疾 窮民 儒教

1 はじめに

1-1 研究の背景

日本国憲法第25条は、権利としての社会保障を規定しているが、その内容は、プログラムであり、実際の制度設計と施行は政府にゆだねられている。実際、介護保険や生活保護では、家族による扶養を前提として制度が組み立てられている。

この一因として儒教の受容がある。明治政府の最初の布告である五榜の掲示（1868年）第一榜では、「一曰五倫ノ道ヲ正フスヘシ、二曰鰥寡孤独廢疾ノ者ヲ憫ムヘシ」と記載されている。前者は、儒教の道德律であり、五常ともいう。すなわち父子は親しみ、君臣は義を重んじ、夫婦は別あり、長幼は序を守り、朋友は信じ合うことが人倫であるとする教えである。

また、鰥寡孤独廢疾とは、それぞれ漢字一文字ごとに身寄りの無い高齢男性、身寄

りの無い高齢女性、身寄りの無い子供、身寄りの無い超高齢者、障害者、病者を意味する。古くは漢書文帝紀に「鰥寡孤独窮困の人らが、あるいは死亡に瀕していても、これをかえりみ憂える者はいない。…これを救い給与し貸与する」¹⁾とある。日本では養老律令中に「鰥寡孤独貧窮老疾の侍存するに能わはずは、近親をして収養せしめよ。若し近親無くは、坊里に付けて安贍せしめよ」²⁾と規定されていた。続けて、「如し路に在りて病患して自勝するに能わらずは、当界群司取りて村里に付けて安養せしめよ」³⁾とある。この規定は、そのまま1899年制定の行旅病人及び行旅死亡人取扱法に取り入れられた。現在まで、いわゆる行き倒れの救助は市町村長の事務とされている。

なお、脚注における著作年につき「？」を付している場合がある。これは、文献研究上、著作年・制作年が確定できない場合を意味する。例えば、「漢書」は、班固の著作とされているが、その完成年は不確実である。そのため翻訳書の解説に従い「82？」としている。

ところで、福祉文化と思想・倫理がどのような関係にあるかについて、簡潔に触れておく。広辞苑第六版では文化は、「人間が自然に手を加えて形成してきた物心両面の成果。衣食住をはじめ、科学・技術・学問・芸術・道徳・宗教・政治など生活形成の様式と内容を含む」と定義している。続けて「西洋では、人間の精神的生活にかかるものを文化と呼び」と記述している。すなわち、思想やそれに基づく倫理や政策を考察することは、ある地域の歴史における文化を考察することにつながるといえ

る。この小論では、貧困の救済に関する思想を取り上げている。貧困への対応は、現代社会でも重要な社会福祉の課題となっている。すなわち、貧困をどのように捉えるか、また貧困救済をどのように行うのかという思想やそこから導かれる対応策について議論・考察することは、福祉文化という領域に属することができる。

ここで、日本儒教をとりあげた理由は、日本の文化、そこには福祉文化も含まれるが、その雑種性を意識したことによる。加藤周一は、日本文化と西洋文化、その代表例としてイギリス・フランスがあるが、その相違は雑種性か純粹性かにあるとしている。「日本の文化が雑種的であることは、今の日本の文化の枝葉に西洋の影響があるということではなく、今の日本の文化の根本がぬきさしならぬ形で伝統的な文化と外来の文化との双方から養われているということである」⁴⁾と述べている。この前段で、日本との比較でドイツ、ロシアについて、西洋文化の中、すなわちキリスト教文化内での雑種性の代表例として取り上げている。それとの類似としてみると、東洋文化圏における儒教の伝播とその日本化は、論じる価値があると思われる。外来文化としての仏教や儒教が日本で独自に発展した結果、仏教も儒教も日本の文化の根本をなしている宗教・思想となっている。そのことから、この小論では、日本儒教を研究対象としている。なお、貧困その他社会福祉思想の源流として儒教を取り上げている先行研究は、調査した範囲では、存在しない。儒教学会にもこうした研究は見られない。

1－2 研究の目的

本小論では、日本の現行社会福祉制度の基盤の一つに儒教思想があるとする考察の前段として江戸期の儒者の思想を概観する。一国の制度は、国民の多くが共通に認識している感覚や考え方によって方向付けられるとすれば、その底流にある歴史的な価値観や思想を検討することには妥当性があるといえる。

これまで、明治大正期の慈善事業・社会事業に携わっていた者や、政治・言論界における言説の基底に儒教思想があることを論じている。また、論語その他の教典における貧困観や貧困への対応については著書にまとめているため、ここでは、触れない。江戸幕府公認学派である朱子学に属し且つ幕府の登用されていた者についても、別途公表を予定しており、ここでは取り上げない。

ここで取り上げた儒者は、直接幕政や藩政についていない。荻生徂徠は、元禄期には柳沢吉保のブレーンのひとりであったが、彼の失脚後に幕政から離れている。すなわち、今回取り上げた儒者は、ほぼ、在野の人であり、その点で傍流に属する。

1－3 研究方法

出版されている儒者の原著を直接参照し、それが不可能な場合は、翻訳書を参考して考察する。表記については、引用文献をそのまま記載する。漢字についてはワードプロセッサーの辞書に搭載のない場合は、異体字又は常用漢字をあてる。原著の翻訳を引用する場合は、漢字読み下し文が附せられている場合はそれを引用し、ない場合は、訳文を引用する。

時代区分について、若干説明を行う。現行の歴史教科書では、江戸時代を近世としていることが多い。しかし、ヨーロッパ史では、時代区分は、古代・中世・近代の3区分であり、近世という区分を使用しない場合が多い（近世を16～18世紀としている年表はある）。時代区分について、世界史と地域史で異なる扱いをする意味を見いだせない。江戸時代を近世と捉えると19世紀までが近世となり、世界史との整合が無いこととなる⁵⁾。

また、経済史では、マニュファクチャの成立以降を近代資本主義の始点として捉えることが多い。さらに、現代の歴史研究では、一部ではあるが、江戸時代をヨーロッパ史でいう封建制とはいえないとする主張がある⁶⁾。まず、移動の自由が一定程度あったとみる。例えば、神宮参拝の流行や東海道中膝栗毛等の紀行小説の流布がそれを裏付けているとしている。次に、農民や商人の一部が地主（土地所有者）に転じている。荻生徂徎は「政談」の中で、「田舎にても大百姓の農業をせず、田地を皆小作に作らせ」る者が増えていると記している⁷⁾。さらに、大商人によるマニュファクチャを見ることができる。桐生、足利の絹織物はその例といいう。少なくとも江戸中期以降は、こうした経済傾向をみることができる。よって、本稿では、江戸中期を近代に含みうるとの視点で考察を行っている。

2 儒者の言説

2-1 山鹿素行と荻生徂徠の言説

1) 山鹿素行の言説

17世紀中葉から18世紀初頭に活躍した山鹿素行は、窮民又は「無告のもの」⁸⁾について「天地の氣を受くること不正して、或いは重疾をうけ或いは五體不具にして、産業につく事あたはず、奴婢僕従となることあたはざるの輩あり。又幼若にしてやしなはるべき父母なく、年衰老耄してかかりどころとすべき子孫あらざるの類」（山鹿①:PP338-339）と定義している。これは、律令にある鰥寡孤独廢疾とほぼ同じ範囲であり、恤給規則では無告の窮民として救済対象としている。素行はこれらの人々を「養ふは仁君の大徳なり」（山鹿①:P340）としている。

但し、ことの子細を究明することをおろそかにして、「唯だ養を専らとするときは、民却って業を廢て養を待つに至り、奸民父兄にさからって上の養につくあり」（山鹿①:P341）として、濫給を戒めている。

続いて農業危機に際しての藩主等の方策について記述している。飢饉に際しては、「速に倉庫を開いて其の米穀金銀布帛を散じて國の養を全くする事也」⁹⁾ としている。何故ならば、「飢饉見にせまり性命全くのべがたく…其の終りつひに亂を生ず。…民散するときには君亡す」（山鹿②:P373）からである。

方策としては、「救荒の時宜あり」（山鹿②:P381）としている。すなわち危機に際しては定法を守るのではなく、臨機応変の措置を執るべきだとしている。中国の故事

を引き、「米の價を増して糴して他國の米をあつめ…水利を起こして民を力役して…土木の役をなして民をうゑしめず」（山鹿②:P381）等の事例を挙げている。

農業危機を起こさないために、「新田をあらきりし水田を利し種藝を盛にせしむ」¹⁰⁾ ことを勧めている。その上で、「民の鰥寡孤独をあはれみ、疾病をすくひ、貧民をにぎはし」（山鹿③P398）さらに「業を失へるを本にかえらしめ」（山鹿③:P389）ことで危機を予防できるとしている。これらを効果的に行うには、平素から「平生巡察の使を遣はして其の事を詳ならしむ」（山鹿③:P398）必要がある。

人々が貧困に陥らないためには、職業ごとの能力開発が必要であるとしている。「天下の四民各々其の業あり、是れ世上の事也、故に業をつとめし能を教ふるときは、民各々其の職をつとむるがゆゑに、職を失ふものなし」¹¹⁾ と記述している。古来、「三民各々己が業をつとめて、其の所有のものを以て其の所無きを易へ」¹²⁾ れば、人々は「食を足らし衣をととのへ居をかまへ」（山鹿④:P223）ことができる。そのため、藩主は、「三民の業をつとめしめ」（山鹿④:P224）る義務を負う。すなわち領内の人々の生活を安定させなければならない。なお、この論の根拠として論語の「在安民也」¹³⁾ を引用している。儒教を基盤とする中国の文献のうち、唐二代皇帝太宗と臣下の言行録である貞觀政要では、「君たるの道は必ずすべからく先ず百姓を存すべし…百姓静かならんと欲すれども、徭役休まず。百姓凋残すれども侈務息まず。國の衰弊、恒にこれに由りて起る」¹⁴⁾ と記述していて、君主が民を安んじなければ

結局國が滅ぶとしている。

山鹿素行は、父親を亡くし、母親を養っている場合に以下のように記述している。「賤しき下部のうちに母を養ふもの多かるべき也。其の養ひ様、或は我が衣食を薄くし、或は我が給金を不用置きてこれを養ふの輩、いずれも孝心あり…(これに対して)各々母を養ふの扶助ありなんや。…母の年臘壯衰をはかつて、或は奉公をなさしめ、或は自らのつとめを勵まさしめ、或は再嫁の事をつまびらかにすべし。或は其の親縁に有餘のものあらば、命じて養はしむべきなり」¹⁵⁾。

なお、孝とは、儒教の經典中「孝經」を基礎とする。庶人章に「天の道を用い、地の利を分かち、身を謹み用を節し、以て父母を養う」¹⁶⁾とあり、山鹿素行の記述はこれに基づいているといえる。

これらの方針を尽くしても母親の扶養が困難であれば、「太守の養を蒙らしめて、而して彼れに相應の役をつとめしむべき」¹⁷⁾であり、さらに子どもも高齢化して「役をつとむべきの術なく、老衰ここに究まるときは、せんすべのあらざれば、扶助を與へしめて可也」¹⁸⁾としている。

現代日本でも、子どもの貧困が社会福祉の課題の一つとなっている。その原因の一つがひとり親家庭の所得の低さがある。平成28年版厚生労働白書では、ひとり親家庭の自立支援策として教育費の負担軽減、就職に有利な資格取得促進と住居確保等を挙げている¹⁹⁾。すなわち、ワークフェアと居住福祉が政策の中心となっている。母子父子寡婦福祉法を見ると、公共施設内の売店の設置の許可、たばこ小売業の許可、就業・自立支援センターでの就労支援

が主たる支援サービスである。この法律に基づく生活維持のための施策は、金銭給付はない。福祉資金の貸し付けにより自立を図ることになっている²⁰⁾。また、給付金としては職業訓練を受ける際に自立支援教育訓練費を受給できるが、総費用の20%までで上限も100,000円であり、低い額に抑えられている。

山鹿は、親類も含めてまず自助が優先し、それが困難な場合でも仕事の提供を行うという現代の社会福祉政策としてのワークフェアと同様の支援を優先している。そのため扶助（金銭の給付）は、最後の手段となっている。

2) 荻生徂徠の言説

山鹿素行とほぼ同時期に活躍した荻生徂徠は、政談の中で、「古の乞食・非人というものは、畢竟鰥寡孤独の輩にて、天下の窮民也。いかなる聖人の御世にも鰥寡孤独はある事な故、文王の仁政というはこの鰥寡孤独を愍み救う事を第一としたまえる也。まして、今の代の乞食・非人は、世の風俗のあしきと世の詰まりたるより生じたるものなれば、畢竟上の治の届かぬ所あるに帰する事なる故、これを救う道あるべき事也」²¹⁾と記述している。この記述からは、鰥寡孤独すなわち無告の窮民については、自己責任だとする見方ではなく、世情や、政治経済状況によるとして見ることができる。そのため、これらの状況にある場合には、一定の公的救済が必要であるが、荻生も、金銭給付には否定的である。「愚かなる輩は、ただ上の御救い、上の御救いといいて、金銀にても給わりて御救いあるべきようにいえども…（それだけでは）ま

た跡より元の如くになるべし」(荻生:P85)と記述している。

荻生は、江戸に出てきた窮民については、人返し、すなわち、出身地へ送り返すべきだと主張していて、かつ、「路銭などは公儀より下さるべき也」(荻生:P54)としている。故郷へ送り返すには、出身地を特定する必要であるが、それについては、戸籍(人別帳)の整備が急務だとしている。「その村所の家別を記して、その家々の亭主を初め、家内的人数を譜代の者まで残らずこれを記し、嫁を取ればこれを記し、養子をすればこれを記し、嫁に他へ行けばこれを除き、子生まるれば年月日これを記し、死すれば何月幾日に死すとこれを記す」(荻生:PP33-34)ことで、正確な戸籍を創るべきだと記述している。

一方で、荻生は、山鹿と同様に現代のワークフェアと同様の施策を主張している。小石川療養所の開設には一定の理解を示しているが、他方で加賀国の例を引いて幕府の貧困対応を批判している。「加賀国には非人一人もなし。非人でれば小屋を立て、入れておきて草履を作らせ、縄をなわせ、種々の業を申し付く。加賀守これを養う役人を付け居て、その縄・草履等を売らせて、また、本の如く店を持たする事也」(荻生:P54)と記述している。鳏寡孤独の場合も、経済給付だけでなく、自助努力も要求している。方法としては、詩経を引用して「落ち穂拾い」²²⁾や火事場での焼き釘拾いをさせることを提案している。「百姓の収納する時、所々に稻束・稻穂を落ちてあるを、その村のすむやもめ女などは、それを捨て所務とする…火事場の焼釘を拾うをも、昔は構う人なかりし…鳏寡孤独の類

の窮民は、かようの落ちこぼれを拾いてこそ渡世をばすべけれ」(荻生:PP56-57)と記述している²³⁾。

具体的な貧困救済として、「三代聖人の御代の土形…古の聖人の治の大綱は、上下万民を皆土に有り付けて、その上に礼法制度を立つること」(荻生:PP87-88)と記述していて、山鹿素行や三浦梅園と同じく儒教の礼を基本とすることとしている。江戸等大都市に流入している無告の窮民については、戸籍(人別帳)に基づいて「悉く人返しをして」(荻生:P336)、それが不可能な者のみを幕府が給付を行うこととすれば、少ない財源で済むとしている。また、「九十・百歳に余る人には、1年に一度ほど東証牛生忌の御日などに、餅を一重も下さるべし」(荻生P336)と養老方策の記述もあり、稼働能力がほとんど無くなった高齢者については、経済給付を容認している。

2-2 三浦梅園の言説

三浦梅園は1723年に生まれ、江戸時代中後期に活動した思想家である。現代の三浦梅園研究では、哲学者または、論理学者としていることが多いが、その基礎には儒教がある。

1777年の書簡では、「貴ふして君公の位にありても、賤しふして奴婢卑隸にいたりても、只人の間なれば、只孝悌忠信礼儀廉恥の間也。もしこの人の外に道をたて人事を害をなさば、是天下の非なるべし。故に道は衆を安んずるより大ひなるはなく、…天地の大徳に背かざるべき歟」²⁴⁾と記述している。

主著「玄語」中では、「仁をもって人を

安んじ、義をもって己を安んずる…人の天をもって合するものは、父子・兄弟である…人をもって合するものは、君臣・夫婦である。…（それゆえ）父子は家の君臣、君臣は国の父子である」²⁵⁾。それ故、「君は民を安んずるを以て職となし、臣は君を奉ずるを以て議となす、そして四民（士農工商）は君の職をたすけて君の陰に安息する」²⁶⁾との記述がある。貞觀政要には、「古語に云う君は舟なり、人は水なり」²⁷⁾との記述がある。また、「君のこれを礼するに在るのみ」²⁸⁾との記述や、「人に君たる者は、天下をもって公となし…衣食は百姓より出づ。これすなわち人力すでに上を奉じ」²⁹⁾との記述があるが、それに対応しているといえよう。

三浦梅園の言説は、清経由のヨーロッパ哲学・論理学を参考としていて、東洋のいわゆる気の哲学との融合だという説がある³⁰⁾。しかしながら、その基礎に儒教があることが、ここから読み取ることができる。

ここでは、三浦梅園の貧困とそれへの対策について見ていく。1773年の著「價原」では、「人家は貧民産を失へる者を買いひて、奴婢と爲す。…儉歲（凶年のこと）にはすなわち雇はずして而して、以て食に就くを得ざる者多し」³¹⁾との記述があり、飢饉による身売りが多かったことをうかがわせる。飢饉そのものは、自然災害であるが、その被害が大きくなる理由をいくつか挙げている。

まず、「權柄を執るの人、米粟布帛、百の器材、費用と金銀と、其のつり合を見て、多少其宜しきを得せしめば、増減に従って平を得べし」³²⁾として、均衡経済が

成立していれば飢饉の予防となるとしている。例として元禄年間以前以後を取り上げていて、「元禄の頃糶（穀物の売価）俄に貴かりしには、餓莩多かりし…元禄以前、米價賤しふして士庶苦します」（三浦①:P41）と記述している。

次に、四民の均衡が社会を安定させるとしている。「士は…禮義を道とし、…社食を守り、國土を安ずる…農は、黍稻桑麻を作り出し…徭役を務め…工は、…百の器物を作り出し、民生の用に不自由なき様にする…商は農のつくり出せる米麥布帛、工の造り出せる百の器械…を通用させ」（三浦①:P48）て「天下の用を成す」（三浦①:P48）と記述している。

さらに、物価の上昇のみならず、租税徵収額も増加している。「人多く田畠闢けたり、（その結果）租税侯國皆昔より多し。されども費用昔にまさるを以て、百計聚歛（酷税）の道興る…これに加ふるに、百の徵求あり」（三浦①:P51）。「田地の租税も重からざること能はず」（三浦①:P60）となる。

その理由を二つあげている。一つは高利による「富家の息年を逐うて増せば、國家の用年を逐うて乏し。乏しければ上の人、下に求めざるを得ず」（三浦①:P51）ことである。他の一つは、「人久しく太平の化に浴し、安樂に慣れ安んじ、奉養の道日を追いで華靡に走る」（三浦①:P49）。特に「衣服飲食、居處交際、只日々に華靡」（三浦①:P60）なっていくといった風潮を挙げている。すなわち、商人による高利貸し付けと生活上の支出の拡大が、藩の財政を圧迫し、地租の上昇原因となっていると記述している。

その結果、農民は「生を遂ぐること能わざれば、民本務を捨てて、…本産に怠らざる事能はず。深く耕し暑く培んと欲すれど得ず。肥えたる地は瘠せ、…流亡して遊民隣る者、數ふべからず」(三浦①:P51)となってしまう。遊民は「民の用をなさず…國家の蟲とするなり」(三浦①:P48)であるが、「十人の耕すを、一人にて食し盡し、十人織るを、一人にして着盡さば、九人は饑寒を免れざるべし」(三浦①:P61)という社会状態では、棄農者の増加は当然である。

しかし、人々は、実のところ「女子は嫁し、男子は本業を求める」(三浦①:P64)ている。これが実現すれば、「人本業にかへることを得ば、民力専ら農桑に歸し、地力盡すを得て、地の物生ずること、ますます多くして、男女餘布食粟有り、金銀偏重の勢なく、各其力を以て金銀を蓄へ、然して暇日孝悌忠信の教えを施せば、人米粟布帛の貴きを知り金銀通利の物たるを知り、廉恥禮讓の風興すべし」(三浦①:P66)となる。なお、礼記王制第五中に「國に九年の蓄え無きを不足と曰い、六年の蓄え無きを急と曰い、三年の蓄え無きを國其の國に非ずと曰ふ。三年耕して、必ず1年の食有り、九年耕して、必ず3年の食有り。三十年の通を以てすれば、凶旱水溢有りと雖も、民、菜色無し」³³⁾とある。ここまで三浦梅園の論は、こうした儒教典によっているといえよう。

方策については二つあげている。一つは、仁徳天皇や漢の文帝にならい「租税の半を給ひ、終に民田の租税を除」(三浦①:P65)く、すなわち長期間にわたる減税である。他の一つは、「禮樂の制度なり」(三

浦①:P74)。

「庶民の厚生を謀らんとならば、唯儉勤廉恥の風なるべし。儉勤廉恥の風興らざるは、制度の立たざるよりなり。制度は即ち禮樂の制度なり」(三浦①:P74)と記述している。このことについても、礼記仲尼燕居第二十八では、「言ひて、之れを履むは禮なり、行ひて之れを楽しむは樂なり。君子此の二者を力めて、以て兩面して立つ。夫れ是を以て天下太平なり」³⁴⁾との記載がある。

價原の江戸期経済分析は、現在の経済学の水準に十分達しているが、それと同時に儒教を基本とした政策論といえる。

前出の玄語は、1775年に成立しているが、内容は、哲学から天文学まで多岐にわたっている。その中で、人部中の貧困とその方策に関する記述について概観する。

「規矩を失せざれば、其の履むことは正しく、榮利を追求しなければ、その操は高い」³⁵⁾逆に読めば、正しい善惡の基準を持たない人は、不正義を行い、榮利をむさぼれば結局貧となるということになる。「乞食より賤しきはなく、盜より辱なるはなく、奪より暴なるはなく、殺より惨なるはない」(三浦②:P304)ということになる。人がこうした状態になったり、行為をすることは「ただただ己を得ざるに由る」(三浦②:P304)のである。何故ならば、「そもそも人は、濁穢から資って生き、鱗比の形式で物たるをなし(世代形成)、並立する与によって養われる所以であるから…広大な必要、無限の要求に出あう」(三浦②:P293)存在だからである。すなわち、貧困となる場合も、当事者の怠惰や無為が原因ではなく、人間のあり方そのものから来

ると記述している。

そうであるならば、単に「人に食を与える者も人をして飽かしめることはできず、人に品物を与える者も、人をして富ましめることはできない」(三浦②:P288)。ただ、「その業をうばわざ、その時をうばわなかつたら」(三浦②:P288)、貧しい人でも富みかつ飽食することができるとしている。

「人はその分を守り、その職を勤める」(三浦②:P289) 義務がある。「分を守らなければ、憲乱し、職を勤めなければ荒廃する」(三浦②:P289) のである。

その中で、君主の役目は、「鰥寡孤独をあわれみ、士農工商を用い、才良を選抜し、謫賊を淘汰」(三浦②:P289) である。前述した君臣の職に関する記述とあいまって、鰥寡孤独の無告の窮民以外については、給付による救済に否定的であることが読み取れる。貧困からの脱却は、一に仕事を通じて行われる。それを支えるものが礼と学である。「孝慈なれば、安んぜざる家はなく、愛敬なれば、安んぜざるの国はない学によって之を知り、礼によって之を修める」(三浦②:P290) のである。

2-3 石田梅岩の言説

石田心学の創唱者である石田梅岩は、儒者として認められているとは言いがたい。しかし、1837年にあらわした都鄙問答は、全編「孟子」を引用しており、儒教が社会の基本規範であるとしている。儒教の中でも宋学（朱子学）に影響を受けている可能性が高い。「人倫の大原は天に出て、仁義禮智の良心よりなす。…聖人は人倫の至なり。…性を知るときは、五常五倫の道は其中に備り」³⁶⁾ と記述している。無学の人

でも、「親の孝も成り、君の忠も成り、友の交りも成り」(石田:P12) との記述があり、貧しい人も当然に儒教の規範を学べば、正しい生き方ができるとしている。

また、孝を重視していて、「孝行は仁義の心よりなす者(ママ)(石田:P18) であり、「父母に事道は、愛と敬のとの二つなり。愛はいつくしみあいする心なり。敬はつつしみうやまう心なり」(石田:P20) と記述している。

さらに、儒教の倫理として、「學問の道は、第一に身を敬し、議を以て君を貴び、仁愛を以て父母に事、信を以て友に交わり、廣く人を愛し、貧窮の人を愍、功あれども不伐、衣類諸道具等に至るまで、約を守りて美麗をなさず、家業に疎らず、財寶は入るを量て出ことを知り、法を守りて家を治む」(石田:P28) をあげている。これは五倫より広く、窮民への援助や勤勉節約、法の遵守まで含んでいる。

職としては農業を重視している。「春は耕し、夏は芸、秋は藏に至るまで、田畠より五穀一粒なりとも、ををく作出ことを忘ず、御年貢に不足なきようにと思ひ、其餘にて父母の衣食を足し、安樂に養、諸事油斷なく勉時は、身は苦勞すといへども邪なきゆへに心は安樂なり」(石田:P15) としている。

他の身分のあり方については、武士と商人を挙げている。武士は、「君の身に代、露塵ほども我身を顧ざる…政に従ふ」(石田:P25) ことが分であり、商人は、「其餘りあるものを以てその不足ものに易」(石田:P26) えることが分である。そこで、「天下の財寶を強うして、萬民の心をやすむるなれば…欲心とはいふべからず」(石田:

P26) ということになる。武士も、商人も「常に天下太平を祈る…且御法を守り身を敬む」(石田:P26) ことが基本的な倫理となる。

結局、正しい道によって職業につくことが貧困に陥らない方法となる。「士農工商は天下を治る相となる。…天下萬民産業なくして何を以て立つべきや」(石田:P61)と記述している。

窮民については、「貧窮の人といへどもひとり飢時は直に天の靈を絶に同じ。…此を以て飢饉年には御上より飢者を救せ玉ふ」(石田:P112) ことを肯定している。真に窮乏している場合は、「一飯は金の喜びに劣る如くなれども、命をつなぐより勝ることあらじ」(石田:89) であり、炊き出しを行うことも勧めている。

3 江戸時代儒者の貧困観と対貧困方策の特長

江戸中後期を通じて、数人の儒者の見解を概観してきたが、貧困やその方策について共通点がいくつか見られる。

- ①農業を基本としていること
- ②五倫を重視し、さらに礼樂を制度の基盤とするとしていること
- ③君主のリーダーシップと、臣下のフォローアーシップを厳密に区分していること
- ④経済給付は鳏寡孤独のみを対象としていること（労働について無能力者を対象とする）
- ⑤農業に従事できない場合は、手仕事等を与えて自力更生させること（現代の方策でいえばワークフェアを指向して

いる）

以下、これらの点について、多少の検討を加えたい。元禄以降、貨幣経済が発展し、インフレ基調であったことは間違いない。そのため、金貨の改鑄が行われ、金の含有量は、そのたびに減少している。その結果、武士階級も庶民も生活が困難となつていった。本稿では直接取り上げていないが、三浦梅園の價原では、そのことについて詳しく述べて分析している。

当然に、農村も貨幣経済に巻き込まれていく。凶作や飢饉の年は、種苗代等の支払いが困難となり、奴婢や雇いとなる貧農が続出する。また、農業が立ちゆかないと他の転職することや、江戸等大都市に出る人々も多かった。

ところが、ここに掲げた儒者たちは、一様に農本主義を唱えている。また、国家財政の出動で産業振興をすることも勧めている。「庫の財を費して、國の風俗を勵し、農を勧め工を利」(三浦①:P53) することで、国家は富むと記述している。これは、不況時の公共投資が経済を回復し有効だとするケインズ派の主張に近似している。なお、ケインズのマクロ経済学では、政府の投資・支出による雇用の創出と課税と直接給付による所得再分配を重視している。これに対して、ここで取り上げた儒者は、新田開発等農業への支出は容認しているが、所得の再分配には、触れていない。就労に関して無能力な者への恤給以外の経済給付には否定的である。

三浦梅園は、價原で、現代の経済学に通じる分析をしているにもかかわらず、方策としては、農業振興のみをあげている。新田開発が成功すれば課題は解決するとして

いる。「小民をして本業に歸らしめ、兼併の道を察し、農をして専ら力を耕耘に歸せしめ、荒れたるを聞き、堤防を脩し」(三浦①:P65)といすれば「老いたる親、馴來し妻子と優游せしめ」(三浦①P65)ることができる。「人本業にかへることを得ば、民力専ら農桑に歸し、地力を盡すことを得て、地の物を生ずること、ますます多くして、男女餘布餘粟有り」(三浦①:P66)となると記述している。

他の儒者もほとんど同じように、農業振興を第一に挙げている。山鹿素行は、「天下の人民を校量し、其の民口を正して游民をあつめ、土地水利をはかつて新田の利をなさしめんことは人君の大徳也」³⁷⁾と記述している。

また、荻生徂徠は、江戸等大都市からの人返しを提案している。價原の中にも同様の記載がある。

同時に儒教の基本である五倫と礼樂による制度強化をうたっている。五倫を人間の道の基本として、庶民も教えれば、社会の状況は現状よりも改善されるとしている。ここでは、石田梅岩以外は触れる余裕がなかったが、この小論に掲げた儒者は、孔子とともに孟子を盛んに引用している。孟子の教えは性善説と呼ばれ、人は教えれば善導できるとする論を立てている。ここに掲げた儒者たちは、無学の庶民であっても善導すれば五倫を守ることができると考えている。

人の分ということも重視している。これは、立場に応じた行動規範を意味する。君主は、リーダーとして国を治める責任がある。臣下は、君主に仕え君主の統治を支える責任がある。現代の経営学でいえば、リ

ーダーシップとフォローワーシップといえる。

こうした君主と臣下の関係の中で、庶民は、生産という側面で君主に仕える。四民若しくは三民という用語が頻出する。前者は土農工商という身分制を指し、後者は土分を除いた農工商という庶民階級を指す。各身分の役割は、厳密に区分されていて、そこからの逸脱は罪となる。特に庶民が本業を捨て遊民となることには、強く非難をしている。

これに対して、君主は、臣下を教え導く有能で徳の高いリーダーでなければならぬ。リーダーたる君主が無能でかつ不徳であれば国家は長続きしない。君主が率先して儒教の理念を守ることで国家が繁栄する。例えば荻生徂徠は、「古の聖人…は天下をよく治めたまいて…これによりて三代（夏・殷（商）・周の古代中国国家）ともにいずれも五百年の久しきをへても世界早く困究せず」³⁸⁾と記述している。

鰥寡孤独廢疾の者をあわれむということは、律令中に記載されており、また、五榜の掲示の第一にも掲載されている。身寄りが無く、自身の窮乏を告げる人がどこにもいないという「無告の窮民」に対しては、親類縁者の扶養が全く見込めないため、公の扶助が必要となる。これについては、程度の差はあるものの、不要論はみあたらぬ。社会情勢や経済動向によって、鰥寡孤独の人々が窮乏しているという認識では一致している。ここに掲げた儒者たちは、真に窮乏している人へのまなざしは柔らかい。但し、できるだけ仕事を手当てるなり、故郷へ帰すなりといった、経済給付以外の方策をとる方が良いという点では、生

活保護は最後の手段としている現代日本の貧困施策と共通している。

農本主義を探ってはいるが、手仕事等を軽視しているわけではない。また、商人も正しい教えを身につければ、利のみを追うのではなく、正しい商業を行うと考えている。仕事の技能を身につけ、それで収入が安定すれば、庶民の分を守ることが可能となる。現代のワークフェア、すなわち就労提供、就労継続によって経済生活が安定するという方策とほとんど同じである。現行の生活困窮者自立支援制度では、就職準備、就職支援によって技能を向上させ、その間の居住も保証する。また、障害者総合支援制度も就労可能な障害者は、就労継続事業や一般企業への就労移行事業を提供することになっている。ワークフェア的貧困方策は、日本の福祉において江戸時代以降の伝統となっているといえる。

4 おわりに

江戸期の儒者の貧困に対する感覚と対貧困方策を概観し、共通項の抽出を試みた。それは、現代の経済政策や日本の貧困対策の主要な方法であるワークフェアに近似している。それが、現代日本の社会福祉の思想底流にどのように流れ込んでいったかについての検討は、今後の課題としたい。

前述したように三浦梅園は、價原の冒頭で貧窮した農民が、奴婢や雇いとなる事實を記述している。しかし、農村の困窮原因については十分に追求してはいない。山鹿素行は、「民業怠れば、一民飢えをうくる」³⁹⁾と怠業が原因だとし、三浦梅園は「債家何故にこれを殴るぞなれば、歳計の

常に足らざるより成る。歳計足らざるは、…節儉の道行はれざればなり」⁴⁰⁾と生計費の使い方の誤りだとしている。

その解決策は、前述したように儒教による教化であり、五倫の遵守ということになる。農村の疲弊が貨幣経済の発展によることと、現代に比べて生産性が低く、旱魃や大雨の影響で不作や恐慌になりやすく、結果として飢餓による離農が進むという点については、多少の考察はあるが、根本的な原因とは捉えていない。

貧窮に対して、石田梅岩を除けば、直接的な経済給付に消極的な理由もここにある。金銭給付を行えば、それに満足して、就労意欲を失う。それを回避するには、貧窮に対しては、仕事の提供や現在でいう職業訓練が有効だとする論理展開となっている。

以上、儒教による貧困対応を概観してきたが、日本人の多くが「孝」を無意識に受け入れていることは間違いない。現行の救貧制度である生活保護は、その開始に際して、生活保護法上の規定はないが、申請者及びその血縁関係の戸籍謄本を取り寄せるることは当然に行われている。また、ホームレスや生活困窮者が、仕事を探す場合や、事情によっては帰省する場合には、福祉事務所長の裁量で、旅費の支給を行うことがある。こうした慣例が荻生徂徠の思想にすでにみられた。戸籍を介して家族のつながりを回復するということは、親子関係といえば「孝」ということになる。

註

- 班固「漢書 帝紀 孝文帝本紀」82 ? 小竹竹夫「漢書1 文帝記」筑摩書店1997

- p118
- 2) 「養老律令」718-725 ? 井上光貞他監修「律令」岩波書店1977 p235
 - 3) 「養老律令」718-725 ? 井上光貞他監修「律令」岩波書店1977 p235
 - 4) 加藤周一「日本の内と外」文藝春秋 1969 p31
 - 5) 井上章一は、中国史と周辺の地域史を統合的に捉えるべきとしている。そこから、日本の中世を中国における中世の開始を唐からとしている学説に合わせるとしている。すなわち、東洋史全体を同時代史として記述している。同様に近代史を検討するならば、近代の開始を18世紀後半からとすることも無理が無いといえよう。井上章一「日本に古代はあったか」角川書店 2008
 - 6) 藤岡信勝「近代史像の再構築—江戸と明治—」2004 拓殖大学「新日本学講座講演記録」
 - 7) 荻生徂徠「政談 卷之一」1722? 「日本思想体系荻生徂徠」岩波書店1973 p276
 - 8) 山鹿素行「語類 民政上40窮民を救ふを明にする」(1665)『山鹿素行全集思想編第四卷』岩波書店1941 p339 以下同章からの引用が連続するため、「山鹿①引用頁」と記す。
 - 9) 山鹿素行「語類 民政上42患を救ふの備を詳にする」(1665)『山鹿素行全集思想編第四卷』岩波書店1941 P369 以下同章からの引用が連続するため、「山鹿②引用頁」と記す。
 - 10) 山鹿素行「語類 民政上46使を遣はして巡察せしむ」(1665)『山鹿素行全集思想編第四卷』岩波書店1941 P398 以下同章からの引用が連続するため「山鹿③引

用頁」と記す。

- 11) 山鹿素行「語類 君道七治教63教化を廣む」(1665)『山鹿素行全集思想編第五卷』岩波書店1941 P29
- 12) 山鹿素行「語類 君道十國用84財を理む」(1665)『山鹿素行全集思想編第五卷』岩波書店1941 P223 以下同章からの引用が連続するため「山鹿④引用頁」と記す。
- 13) 山鹿素行「語類 君道十一治談140民を歎ばすを必とせず、民を安んずるに在り」(1665)『山鹿素行全集思想編第五卷』岩波書店1941 P392
- 14) 吳兢「貞觀政要」689 ? 守屋洋訳「貞觀政要」筑摩書房 2015 P33-41
- 15) 山鹿素行「語類 君道十二治談181孝を賞するの辯」(1665)『山鹿素行全集思想編第五卷』岩波書店1941 PP452-453
- 16) 「孝経」BC428 ? ~ BC241? 加地伸行訳「孝経全訳注」講談社 2007 P44
- 17) 山鹿素行「語類 君道十一治談140民を歎ばすを必とせず、民を安んずるに在り」(1665)『山鹿素行全集思想編第五卷』岩波書店1941 P453
- 18) 山鹿素行「語類 君道十一治談140民を歎ばすを必とせず、民を安んずるに在り」(1665)『山鹿素行全集思想編第五卷』岩波書店1941 P453
- 19) 厚生労働省「平成28年版厚生労働白書」2016 P262
- 20) 児童扶養手当は、別の制度であり、子どもひとり当たり給付は月額50,000円弱であり、生活費としては、不十分である。
- 21) 荻生徂徠「政談」1722? 辻達也校注「政談」岩波書店1987 P86
以下同書からの引用が連続するため、「荻生引用頁」と記す。

- 22) 詩經小雅・大田「彼有不穫穉 此有不斂
穉 彼有遺秉 此有滯穗 伊寡婦之利」
中国古典文学大系15「詩經 楚辭」平凡社
1969 p450
この詩は、農家の収穫の喜びを唄ったもので、この節のみだけ取り出すと、他の節と整合しない。
- 23) 詩經は、BC770年を中心として前後300年の周時代の詩の集成であるが、現在の内容が整えられたのは唐代といわれている（中国古典文学大系15「詩經 楚辭」平凡社1969 卷末解説）。唐代には、景教（カトリック以前のキリスト教）が伝来しており、その教典はいわゆる七十人訳聖書である。その一節が取り込まれた可能性もある。落ち穂拾い自体は、貧困救済の方法として旧約聖書モーセ五書に律法の一つとして記述されている。また、その具体的方法はルツ記に描写されている。同様の方法が古代中国で提唱されていることは興味深い。また、新井白石が、密入国したカトリックの宣教師と面談した記録が残っているが、荻生は、新井白石とほぼ同時代であり、間接的に、聖書について聞き及んだ可能性が残る。このあたりについては、今後の調査研究課題したい。
- 24) 三浦梅園「多賀墨卿にこたふる書」1777 尾形純男・島田慶次編註訳「三浦梅園自然哲学論集」岩波書店1998 P46
- 25) 三浦梅園「玄語 小冊 人部 設施」1786 ? (没後校訂) 島田慶次・田口正治訳「三浦梅園」『日本思想体系41』岩波書店1982 P278 (漢字読み下しなし)
- 26) 三浦梅園「玄語 小冊 人部 設施」1786 ? (没後校訂) 島田慶次・田口正治訳「三浦梅園」『日本思想体系41』岩波書店1982 P306 (漢字読み下しなし)
- 27) 吳兢「貞觀政要」689 ? 守屋洋訳「貞觀政要」筑摩書房2015 P55
- 28) 吳兢「貞觀政要」689 ? 守屋洋訳「貞觀政要」筑摩書房2015 P151
- 29) 吳兢「貞觀政要」689 ? 守屋洋訳「貞觀政要」筑摩書房2015 P155
- 30) 島田慶次・田口正治訳「三浦梅園」『日本思想体系41』岩波書店1982 解説 P654
- 31) 三浦梅園「價原引」1773 三枝博音編「三浦梅園集」岩波書店 1953 P39
- 32) 三浦梅園「價原」1773 三枝博音編「三浦梅園集」岩波書店 1953 P44 以下同著からの引用は、「三浦①引用頁」と記す。
- 33) 新釀漢文大系「礼記上」明治書院1989 PP197-198
- 34) 新釀漢文大系「礼記下」明治書院1989 P780
- 35) 三浦梅園「玄語 小冊 人部 設施」1786 ? (没後校訂) 島田慶次・田口正治訳「三浦梅園」『日本思想体系41』岩波書店1982 P304 (漢字読み下しなし) 以下同章からの引用は、「三浦②引用頁」と記す。
- 36) 石田梅岩「都鄙問答」1837 足立栗園校訂「都鄙問答」岩波書店1935 p10 以下同書からの引用は、「石田引用頁」と記す。
- 37) 山鹿素行「語類 民政上39新墾種藝を促す」(1665)『山鹿素行全集思想編第四卷』岩波書店1941 p334
- 38) 荻生徂徠「政談」1722? 辻達也校注「政談」岩波書店1987 P86
- 39) 山鹿素行「語類 民政上37田産の制を

正す」(1665)『山鹿素行全集思想編第四卷』岩波書店1941 p324
40) 三浦梅園「價原」1773 三枝博音編「三浦梅園集」岩波書店 1953 P54

(ますやま みちやす 東京通信大学設立
準備室)

障害児者の交通被害の実態と課題

～生きる力を育む障害児者の交通安全～

堀 清和・村上 佳司

要 旨

目 的

本研究の目的は、障害児者の交通被害の実態を明らかにするとともに交通安全対策および教育の課題を明らかにすることである。

方 法

2017年5月から6月にかけて、障害児者支援施設のスタッフ（施設長含む）3名と保護者4名、支援者3名から障害児者の交通安全に関するヒアリング調査を実施した。調査結果を踏まえて2017年7月に障害児者の交通安全の勉強会を発達障害のある子の親の会と共同で主催し、参加者13名（保護者、支援者）と意見交換した上、自由記述式のアンケートで意見を聴取した。

結 果

意思疎通が困難な障害児者がひき逃げの被害に遭って泣き寝入りするケースや車と接触後に被害を受けた本人が逃走するケースがあることが判明した。また、障害児者の交通安全においては、障害児者の加害の防止という観点や、被害・加害防止の対策において障害者虐待防止法における身体拘束に抵触す

る部分もあり、対応に苦慮している施設の実態が明らかになった。

考察・結論

移動手段の獲得や行動範囲の拡大は、活動の可能性を広げる正の側面がある一方で、被害・加害のリスクを増大させる側面もあり、一施設や一家庭の個々の努力だけでは限界がある。交通事故被害・加害障害児者個人が抱えるそれぞれの課題や特性だけではなく、周辺環境や支援体制を踏まえた対策および指導が求められる。そして、行動に伴うリスクを踏まえた上で本人の生きる力をどのように伸ばすか、本人および保護者や支援者がともに考えていくことが肝要である。尚、本研究は、平成29年度タカラ財団の研究助成を得て実施されたものである。

キーワード

交通安全、地域への啓発活動、障害者支援施設、虐待、生きる力

1 はじめに

筆者が日ごろ障害児者やその家族と接する中で障害児者が生活の中で日々安全に過ごすために大変な苦労を強いられている光景を目にすることがある。視覚や聴覚の障害を例にとってもわかるように、生活圏内の移動が常に命の危険と隣り合わせなのである。音響付信号や点字ブロック等、障害児者への交通安全対策がとられていないわけではないが、自閉症スペクトラム等の目に見えない障害に対する配慮や対策についてはどうだろうか。内閣府の平成29年版交通安全白書によると、障害者への交通安全対策として、歩行空間のユニバーサルデザイン化、音響付信号機の拡充や点字ブロック上の自転車対策、聴覚障害者の免許取得に関わる配慮、字幕入りビデオ等による障害者への安全教育等々、数々の対策は講じられてはいるが、よく見るとその対策の中心は身体障害が中心であり、知的・精神に対する配慮や対策は薄いように思われる。安全教育の実践においても同様の傾向があり、視覚や聴覚の障害、肢体不自由等身体障害者に対する安全指導の実践や研究はしばしば目にするが、自閉症スペクトラム等の目に見えない障害、とりわけ多動・注意欠陥の特性のある障害児者の交通安全に関する研究は極めて少ない。発達障害に関する先行研究では徳田克己（2015）がADHDの特性のある幼児の保護者5名と保育者5名に対して行ったヒアリング調査¹⁾があるが、保護者・保育者の実際に行っている対策として「子どもの両脇を大人が手をつないで歩き子どもが走り出そうとして

も大人二人で押さえる」「子どもが痛がるほど手を握る」「道路を歩く前に車道に飛び出さないように言い聞かせる」といった対策例が挙げられている。水野智美ら（2015）が保育者、保護者を対象に実施した調査報告では²⁾「散歩中に自転車や車に接触しそうになったことがある」と回答した保育者は12%、「実際に事故にあったことがある」と回答した保護者は16%と報告されている。また、同報告ではADHDの特性のある幼児（疑い含む）の保護者が実際にとっている対策として、「手を握る」「散歩ひもを利用する」「絵カードで学習させる」「薬の服用」といった例が挙げられていた。徳田や水野らの先行研究の調査結果にある安全対策の一部は後述する身体拘束の問題に抵触する可能性があり、実践においては慎重な検討を要する事柄である。

2016年4月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる障害者差別解消法）では、公立学校における合理的配慮の提供は義務となっているが、交通安全教育や対策の領域に目を向けると、障害児者への交通安全の指導や対策における合理的配慮についてはその中身の議論さえ十分に行われていない。このような問題意識から、本研究では障害児者の交通被害の実態と対策の現状および課題を明らかにすることで、障害児者の交通安全に関わる合理的配慮の検討に資する資料の提供を目的としている。

2 方法

2017年5月から6月にかけて大阪府内および兵庫県内において、障害児者支援施設

(自立訓練施設、放課後等デイサービス)4施設の職員および未診断を含む何らかの障害特性のある小学生の保護者4名(ADHD:2名、自閉症スペクトラムの疑い:1名、知的障害療育手帳B2:1名)を対象に障害児者の交通安全に関するヒアリング調査を実施した。自立訓練施設での聞き取りでは、施設長の好意により職員に加えて利用者3名、ピアスタッフ1名からの聞き取りも行うことができた。倫理的配慮として公表に際して回答者や利用者の氏名、施設名が特定されないよう配慮する旨を説明し、同意を得た。2017年7月に調査で明らかになった実態を基にした交通安全の勉強会を大阪府内で開催し、参加した障害児者の保護者、支援者(一部保護者であり支援者でもある参加者含む)と意見交換をした後、参加者13名から交通安全に関する意見を自由記述式の質問票で聴取した。

3 結果

3-1 施設への聞き取り結果

表1は障害者支援施設に勤務する職員から勤務する施設での利用者の交通被害の実態に関する聞き取り結果を交通手段別に整理してまとめたものである。放課後等デイサービスでの事例は回答者が開設間もない施設の職員であったため数例しか聞けなかつたが、自立訓練施設では事前に利用者から聞き取りを行ってくれていたため生々しい事例を多数聞くことができた。

電車やバスに関するトラブルでは、動作が緩慢なため事故に遭遇しかける例、外見的に障害があることがわかるために絡まる例、突き飛ばされて転倒し怪我を負う例があった。自動車に関するトラブルでは、ひき逃げの事例が多く、誰にも相談してい

表1 交通に関する利用者の被害・加害・その他相談事例と事後対応

電車	(50代女性精神障害) 小さな遮断器で電車と接触しそうになった。 (40代女性知的障害) 踏切横断途中に踏切が閉まりパニック。 (30代女性精神障害) バギーの車輪が踏切内線路に挟まり動けなくなった。 (20代男性身体障害) ガラの悪い人に囲まれからかわれた。 (50代女性精神障害) 駅で後ろから突き飛ばされ怪我。施設に報告後警察に相談したが加害者は見つからず。 (20代女性精神障害) スリにあった。 (10代女性知的障害) 寝過ごし乗り間違え。 (20代男性知的障害) 一般企業に就職できたが送迎車生活が長かったため電車に乗ることができず企業側に送迎してもらえないか打診したところ難しいとの返答が来て一般就職を断念。
	(30代女性精神障害) 動作が緩慢なため乗る途中でバスの扉を閉められた。 (20代女性精神障害) 聴覚・三半規管が弱いため乗り物酔いがひどくバスの利用が困難。

自動車	<p>(40代女性知的障害) ひき逃げされた。警察に相談するも証言が困難なため初期対応が遅れる。交通課と警ら課の連携不足で困った。</p> <p>(30代男性自閉症スペクトラム) 施設に来たとき服にタイヤ痕がついていてどう見てもひき逃げされた状態だったが本人に確認したところ大丈夫の一点張り。 その後警察に連絡してひき逃げした中年女性を探し出した。加害者が言うには、車がぶつかった後本人に怪我はないか尋ねたが大丈夫だと言って去ったので事故の届け出をしなかったとのこと。</p> <p>(20代女性精神障害) タクシーにはねられたが意思疎通が困難なため何もしてくれなかった。</p> <p>(50代女性精神障害) 乗車したタクシーの運転手がわざと遠回りして多額の料金を払わされた。</p> <p>(複数の他施設) 送迎車が軽微な事故を起こしたとの話はよく聞く。通常の事故と同じ手続きを踏むが軽微な事故の場合、同乗する利用者に状況を説明しない場合もある。</p> <p>(小学生男児自閉症スペクトラム) 車に接触後、運転手が下りてきて怪我の状態を尋ねようとしたところ何も言わず逃げ出した。 運転手がいい人だったので男児を追いかけて怪我の様子を尋ね事故の届けを出したが、そうでなければ逃げされていたかもしれない。 このケースでは幸い大きな怪我はなかった。家庭で交通安全について厳しく言われていたので飛び出しをしたことを保護者に怒られると思って黙って逃げたのかも。 交通ルールの順守だけではなく怪我をしたら報告すること、その際大人は怒らないことも伝えたほうがよいのでは？</p>
自転車	<p>(40代男性精神障害) 自転車で当て逃げされた。施設に相談するが加害者が見つからず泣き寝入り。</p> <p>(30代女性精神障害) 通りすがりに自転車に乗っている人に体を触られた。</p> <p>(20代男性知的障害) 通りすがりに自転車に乗っている見知らぬ人に蹴られた。</p> <p>(20代女性精神障害) 後ろから自転車をぶつけられて転んだ。</p> <p>(以下複数の利用者から同様の報告) ひったくりにあった。 自転車を盗まれた。電車の乗り方を知らないなど移動手段が限定されているので非常に困った。 自転車に悪戯（パンク、かごにごみを入れられる等）をされた。</p>
歩行	<p>(20代男脳性まひ) 中学生数人に囲まれて進行を妨害された上キモいなどの暴言を受けた。施設で相談後当該の中学生を探して注意した。</p> <p>(10代男知的障害) 通行中に利用者のカバンがすれ違った外国人のお子さんにあたり、付添いの職員が謝罪したが本人の態度が悪いと納得してもららず施設で警察を交えて説明した。</p>
利用者が交通被害を受けた場合や利用者から被害相談があった場合の対応	
	<p>制度上はまず病院、警察等公共資源に連絡、次に家族または擁護者に連絡、事故報告書を作成し行政に連絡。</p> <p>ただし、軽微な場合（近所の中学生に絡まれる、自転車にぶつかるが大きな怪我はない、利用者が植木鉢を蹴飛ばす等）相手に謝ってもらう、あるいは利用者が加害側の場合は職員が代理で謝って許してもらう形で解決を図ることもある。</p> <p>知的障害がある場合、謝罪が本人の意向ではないこともあるが、本人が状況を理解していない謝罪の代理は厳密に言えば合理的配慮の損失となる。</p>

なかったが今回の調査をきっかけに施設長が尋ねたことにより初めて本人の口から被害実態が語られた事例もあった。接触事故に遭遇しても意思疎通が困難な障害児者は加害者と事故後の交渉をすることが難しく、軽微な接触事故では施設や家族に報告しないこともあるようである。ひき逃げされて骨折しているにも関わらず施設にいつもどおり通所した事例では、自閉症スペクトラムの特性でいつも通り定刻に決まった場所に行きたがる特性や痛みの感覚の鈍さ、意思疎通の困難さがあいまって事故後の対応が困難になったものと思われる。同様に事故後に現場から立ち去る例として、小学生男児が車と接触後、車から降りて救護しようとした運転手から逃げるという事例があった。この事例では、事故の衝撃で驚いたことと保護者から怒られるかもしれないという恐怖心が逃走した理由ではないかと施設職員は語っていた。自転車に関するトラブルも自動車と同様に、当て逃げ、ひき逃げの被害の事例が複数あった他、引ったくり被害に遭っている実体も明らかになつた。歩行中のトラブルでは、外見上の特徴から絡まれる事例、利用者自身が加害者となり代理で謝罪する事例があった。

3-2 保護者への聞き取り結果

表2は保護者への聞き取りで得られた意見をまとめたものである。教育や指導に関しては、シミュレーションや視覚支援を伴う指導を求める声があった。学校への合理的配慮として、安全面を考慮するあまり集団登校時に保護者の付き添いを要求されることに対して、集団行動を学ぶ機会になるので他の子たちと一緒に歩かせて欲しいと

の意見があった。家庭内では交通事故について具体的な話し合いをしているものの、左右確認をする際に首だけ動かして十分確認せずに横断しようとする、見ていても動作が緩慢なため横断する時には車が来てしまう等、特性に由来する課題が挙げられていた。「障害児者の交通安全に関して必要だと思うこと」については、指導においても道路環境においても視覚的な支援が必要であること、特に指導においては写真や動画等を活用して視覚的に理解させることが重要であるとの意見が複数あった。

3-3 障害児者の保護者、支援者を交えた勉強会の結果

勉強会では表1および表2で示した具体的な被害や家庭内での取り組み例、障害者支援施設の所長による施設での取り組み例の紹介と支援の限界を紹介し意見交換を行つた。支援施設の所長からは二人の小学生男児を抱える母親の事例が紹介され、兄は多動傾向、弟は動作が緩慢で母親自身もADHD傾向がある家庭で、毎朝動作が遅い弟に気を取られて多動傾向の兄の見守りまで手が回らず、バスの下車に兄が確認せずに道路を横断してしまうこと、周囲の母親や教師から目を離している母親の責任だと責められたりネグレクトであると非難されたりする事例が紹介され、親に努力を強いるだけでは限界があり、周囲が支えあうことの重要性が説かれていた。

勉強会終了後の参加者の自由記述では「事前に防げることを考えておこうと思った」「加害者にさせないことの重要さに気がついた」「事故が起つた後の対応についても教えたい」「行動の制限が虐待につ

表2 保護者へのヒアリング調査結果

項目	回答
学校または施設で実施される交通安全教育（交通安全指導）への要望	あらゆるパターンのシミュレーション、事故が起こった後のことなど視覚的な指導を増やしてほしい 理由（なぜ危険か）をもう少し突っ込んで教えてほしい (交通安全教育について) わからない、教えてほしい 付添い、通学路の練習
合理的配慮として検討して欲しい事柄	集団登下校で自分（母）が付添いをしているが責任が取れないので一番最後でお母さんが一緒に歩いて見守ってくださいと言われる、集団行動に慣れさせるためにもできれば他の子たちと一緒に歩かせてほしい
道路を利用する様子を見ていて気になる点	車が来ていることに気付かない 車との接触が怖い、特に歩道と車道の境目があいまいで緑の色だけで示してある道路 歩道と車道の区別がつきづらい場所での通行 左右に顔を振っているが見ていない 車が来ていないことを確認して移動しようとするが、確認時点では車は来ていないが動作が遅いので渡ろうとするときには車が来ている
交通安全について家庭内で話し合っている事柄	車とぶつかったらどうなるか 自転車が飛び出したりするので道の端を歩くことなど 立ち止まってみることを繰り返し伝える
障害児者の交通安全に関して必要だと思うこと	写真や動画を使ったシミュレーション 近隣にある危険な場所を写真で撮影して SST の要領でどうすべきか話し合う動画を撮影して（たとえば左右確認している動画）車が来ていることに気付くか、注意すべき点はどこか指摘させる イメージトレーニング 道路の整備もお願いしたい（視覚的に車道との区別がつくようにする、ガードレールの整備等） その場で注意しても衝動性のためその時したい行動を優先するので落ち着いた場所で動画の巻き戻し確認等で冷静になれる状況で考えさせる

ながる可能性がある（ことを知れた）」「ルール決め等教えていくことが大切」といった意見が寄せられた。特に事故後の対応を教えておくことの重要性については複数の参加者が重要であると感じたと回答しており、事故が起こった後に逃走する事例について保護者や支援者は関心を持っていた。

4 考察

4-1 交通安全をとりまく現状と課題

調査結果より、障害児者が電車やバス、

自転車の利用および歩行の際にさまざまな被害を受けていること、日々の生活において多くの脅威にさらされていることが明らかになった。この実態を踏まえて、障害児者の交通安全教育および対策について検討したい。障害児者の交通安全を取り巻く状況を考える上で、まず安全教育を誰が、どこで教えているのかについて整理しておきたい。日本の交通安全教育では、障害のあるなしに関わらず学校教育の中で系統的に教えるという枠組みにはなっていない。海外、例えばドイツでは、3~6歳の幼児と

小学生に対して地図での学習など系統立てられた公的な交通安全教育が提供されており、特に自転車教育では自転車の訓練が小学校の授業のプログラムとして組み込まれている³⁾。一方、日本の学校教育では、特定の科目で教えるのではなく生活指導や体育、道徳、学級活動、児童会・生徒会活動、各種学校行事、総合的な学習の時間などで幅広く行われてはいるが、実際は他の安全教育、例えば防災や防犯教育、熱中症への注意喚起等に重きが置かれており、交通安全教育は警察と連携し交通安全教室や自転車教室のようなイベント型の教育が散発的に行われることが多い。このような現状に対し小川和久（2001）⁴⁾は、交通安全教育がイベント形式のキャンペーン等、一過性の教育で終わることが多いことを指摘した上で、地域や保護者と連携して交通安全教育を支える社会的な仕組みを作ることの重要性を説いているが、2017年現在もこの状況はあまり好転していないように見える。さらに、日本では、警察が交通安全教室を開催するなど、交通安全教育を担う重要な機関となっている。学校と警察が連携して交通安全教育を実施しているといえば聞こえはいいが、現実的には個々の児童生徒の特性を踏まえたきめ細かいプログラム作りを行うことは難しく、イベント的な交通安全指導が行われる一因となっている。

では、学校における障害のある児童生徒への安全指導はどうだろうか。調査結果のうち、保護者の要望として挙げられていた「視覚支援」を用いた交通安全指導は筆者も非常に有益であると考えるが、現在の学校教育の現場において、このような指導を行える環境が整っているだろうか。文部科

学省（2010）の刊行物「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」⁵⁾では、特別支援学級や通級による指導を受ける障害のある児童生徒への安全に関する個別指導について、「個々の児童生徒等の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う」との記載がある。しかし、現実には障害のない一般の児童生徒同様、安全教育における交通安全指導の位置づけは防災や防犯に比較して軽く、障害児者の交通安全教育の研究も十分なされていない。これに加えて、本調査結果にもあるように障害児者は日常生活において交通安全上の脅威に晒されているという実態がある。このような現状を踏まえると、学校における交通安全指導だけでは限界があるものと考えられる。家庭での交通安全指導ではどうだろうか。警察を中心に家庭における交通安全指導の重要性が指摘されることが多い。しかし、実際の障害児者の家庭に目を向けると、保護者にも何らかの障害がある家庭や、療育、保護者の親の介護によるダブルケア等でバーンアウト寸前の状態やネグレクトが発生している状況に直面することも少なくない。また、特にADHD傾向のある子どもについては、子どもの安全を気にして生活に介入しすぎるあまり保護者が子どもの行動を束縛してしまう怖れもあり、過干渉が調査結果にもある「（怒られるのを怖れて）被害後に逃げ出してしまう」遠因につながることも考えられる。交通安全の指導において専門知識を有しない保護者に過度の期待を持つことには限界があり、親のいない家庭や障害や介護等で親の指導が難しい家庭についても目を向けておかなければいけない。

い。

4-2 交通安全対策と障害者虐待防止法

次に、施設においての安全指導、対策について検討したい。施設を利用する障害児者の交通に関するトラブルの実態調査で、ひき逃げ等の犯罪被害を受けているにもかかわらず泣き寝入りしている障害児者の実態が明らかになった。この結果を見ると施設においても交通安全指導や対策に力を入れていただきたいと思うところである。しかし、施設の現状を踏まえると、施設における交通安全対策や指導の推進においてもさまざまな課題があり対策に限界がある側面もある。

とりわけ、多動性や注意欠陥、衝動性の特性のある子どもや無言で行方不明になる知的障害児者の安全確保においてしばしば問題になるのが、安全対策が行動制限、行動抑制につながる可能性があるという点である。例えば、徳田克己（2015）¹⁾ や水野智美ら（2015）²⁾ の先行研究にある保護者がとっている対策のうち「子どもが痛がるほど手を握る」や「散歩ひもを利用する」「薬を服用させる」は厳密に言えば障害者虐待防止法の身体的虐待（身体拘束）に該当する可能性があり、しばしば議論になるところである。一方で、先行研究にあるように多動傾向のある児童の保護者に話を聞くと、子どもの命を守るためにやむをえないという切実な声があるのもまた事実である。保護者であってもしばしば批判の対象となる安全のための障害児者の行動抑制は、施設職員にとってはより慎重にならざるを得ない。近年、障害者福祉領域だけではなく児童施設や高齢者施設においても利

用者の虐待は社会問題化しており、暴行や心理的虐待に加えて、一室に閉じ込めておく等の行為も虐待行為として通報案件になる。厚生労働省は、2001年に刊行した「身体拘束ゼロへの手引き」⁶⁾ の中で、身体拘束禁止の具体的な行為の例として「徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る」「他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る」「行動を落ち着かせるため向精神薬を過剰に服用させる」「自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する」が挙げられており、この考え方を援用すると交通安全においても利用者の行動抑制や行動制限が虐待に該当する可能性が高い。施設においてやむをえない場合の対応として、一時性、切迫性、非代替性の全ての要件を満たしている場合であって、尚且つ記録を残す、或いは事前承諾を取っている場合は身体拘束が例外的に認められることもあるが、基本的には虐待または不適切なケアとして扱われる行為である。ひもで縛る等の物理的拘束ではなく、言葉による指示はどうだろうか。「ちょっと待ちなさい」「動かないで」「席を立ってはいけません」「どうしてそんなことするの」といった言葉による拘束も現在は「スピーチロック」として虐待に該当するとされている。しかしながら、全ての行動抑制が即虐待となるわけではない。例えば、学校において障害のある児童生徒が授業を受けている時、子どもがいくら外で遊びたいと思っていても、授業が終わるまでは教室内にいるよう指導することが許容される（トイレに行きたい等の申し出がある場合は除く）。これは、学校が教育の場であり、教育とい

う目的を遂行するため時間を決めて指導が行われるからである。では、徒歩による通所の移動支援や送迎時の下車といった施設に向かう、或いは家に帰る際の安全指導と対策、自由時間に生活のため道路を通行する際の指導と対策においてはどうだろうか。安全のための指導や対策についてその全てを機械的に虐待に類する行為と断じてしまうと利用者の生命の危険を脅かす事態も生じうる。このような論点はこれまで十分議論されてこなかったが、今後多角的に議論されるべきであろう。

4-3 障害児者の交通安全において考慮すべき視点

自転車やバイク、車の利用においては交通被害だけではなく、加害の問題も当事者や家族の悩みの種である。本稿でも取り上げた交通安全の勉強会でも、加害のおそれがあるため自転車に載せないようにしていると話す母親がいた。日々障害児者の療育や介護に携わっている家族の立場を考えると、行動手段の制限もやむをえないことのように思う。しかし、ここで本人の立場から考えて、果たして「本人や周囲の安全のため」を理由とした行動抑制、行動制限が本当に本人の利益につながるのかという論点を改めて取り上げていきたい。例えば自転車を例に取ると、ADHD傾向のある人々の運転は坂道でのスピードの出しすぎや信号の見落としなど傍目から見て危なっかしく感じることは多い。それゆえ本人の怪我や他者への加害を防止するためにADHDの特性がある子が自転車に乗ることを保護者が制限することは一定の説得力がある。ただ、中にはADHDの疑いや知的発達の

遅れがあるという理由で、はじめから自転車の乗り方をまったく教えない保護者もある。安全のためという観点からすると合理的であるように思えるが、多様な行動手段の獲得という観点から見ると、例えば自転車に乗れば多少知的な遅れがあっても新聞配達の仕事ができるかもしれない、運転免許取得が可能な知的レベルであればバイクに乗れるようになることでバイク便の仕事ができるかもしれないし車が運転できれば運送の仕事ができるかもしれない。施設への聞き取り結果にもあるように、ずっと送迎車で移動する生活をしていたことで公共交通機関の利用の方法を学習する機会を失い、一般企業に就職できるだけの能力を有していても交通機関を利用できないために就職できないという事例は被害・加害の防止と能力の獲得というジレンマを象徴している事例であろう。障害児者の交通安全を考える際には、目先の安全対策だけではなく、生きる力を身に付け自立できる能力を獲得させる視点も必要となる。さらに、障害児者の被害実態の調査結果を見ると、ひき逃げ等の交通に関わる犯罪被害を受けて泣き寝入りしている障害児者が思いのほか多いことに驚かされる。自らの意志をうまく伝えることのできない人々の権利擁護の視点についても忘れてはならない。障害者虐待防止法では、障害のある人々が被害を受けたことを知りえたものは少なくとも自治体に連絡する義務があることになっている。学校の管理下や施設の責任下でない状況で発生した障害児者の被害を回復する権利擁護の視点や、事故後の対応について本人に教育しておくという視点も重要であろう。

4-4 障害児者の交通安全対策の改善において何ができるか

次に、周囲の人々は障害児者の交通安全対策の改善において何ができるかについて考察したい。表3は勉強会において話し合った障害児者の交通安全に関するアセスメントや指導・状況改善の際に考慮すべき点をまとめたものである。

ソーシャルワークは人と環境の相互作用であるといわれるが、交通安全の支援や指導においても同様である。人の側面（障害や疾病等の個人要因）だけを見て対応しようとしてもうまくいかず、かといって人を見ずに環境調整（機械的な空間の構造化や紋切り型の支援メソッドの押し付け等）だけで対応していても支援は功を奏さない。

また、人と環境の双方を見ていたとしても、それぞれを独立してみているだけで環境の変化に伴う個人の変化やプロセスを見落としていてはその場しのぎの支援になりかねない。とりわけ子どもの場合、今抱えている目先の問題だけではなく、成長や変化を見守る将来的な視点も必要となる。今はすぐにできなくても将来役に立つことを忍耐強く教えていくことも時には必要である。表3にあるように人の観点から、まず本人の意思（意思疎通が可能な場合）を確認することは欠かせない。自転車を例に取れば、本人がどうしても自転車に乗りたくないといっているのにあなたのためだからと無理強いすることは難しい。反対に、本人が乗りたいといっているのに安全上の理

表3 アセスメント・指導・状況改善の際に考慮すべき点

人	内容	働きかけ・何ができる？
本人の気持ち 能力 年齢・発達段階	「自転車に乗りたい」「乗りたくない」	意志の確認 「本人の意思」と「周りの願望」の峻別
	知的能力 言葉や文字での理解が可能? 身体能力 バランス感覚、肢体不自由の有無 社会性 ルールが理解できる？	注意喚起、交通規則・安全学習 体験や訓練を通して能力の獲得 社会スキルの獲得、訓練
	対策や指導方法が年齢や発達に即しているか一般に未就学児や低学年児童は周囲の大による保護が必要	支援により能力獲得を補助 能力獲得に合わせて支援の量を減らす 適切な年齢になるまで待つ
環境	内容	働きかけ・何ができる？
物理的環境 周辺環境 支援環境 社会環境	移動手段として自転車・バス等が必要な地域？ 交通量やガードレール等の整備状況	移動手段の獲得または代替手段の検討 自治体や関連機関への要望・バリアフリー
	公的 学校、公共施設等の安全対策 合理的配慮	質や量の向上の要望 合理的配慮の提供等
	私的 家族、友人、近隣住民	情報共有、見守る人の数や質を高める うまくいかない場合は方法を変える
	法、制度 公共・民間サービス 周囲の理解	現状（運用指針、方法等）の変更 要望、合理的配慮の拡充 啓発

由で乗せることが難しい場合もある。「怪我をしたりさせたりしたら本人のためにはならない」という理由で制限することは、一定の条件化下ではやむをえない場合もあるだろう。ただし、その場合、その判断が本人の意思ではなく周囲の意思や願望に基づくものであることを明確に意識しておくべきである。次に、知的発達の遅れ、肢体不自由の有無や平衡感覚の発達の遅れ、ルールの理解が難しい、社会性の欠如等の本人の能力についても見ておく必要がある。支援や対策、指導の内容が年齢や発達段階に即しているかどうかも重要な要素である。手をつなぐ対策が有効であるからといって中学生や高校生になっても続いているとからかいの対象になりやすく支援者が異性の場合、性的な誤学習の遠因になることもある。また、本人が能力を獲得しているのにいつまでも過剰な支援を続けていると自立を妨げることにもつながるからである。

環境については、まず、周辺環境を見たときにバスや電車等の公共交通機関があまりなく、自転車や車でなければ買い物をして行くのも一苦労であるという地域であれば、自転車等に乗れなければ自立した生活は難しくなるため能力の獲得が他地域と比較して重要になるし能力的な問題で能力の獲得が困難な方であれば介護タクシー等の代替手段の検討も必要となる。一方で、北海道のように周囲が大平原で車の交通量も少ないような地域であれば、住宅密集地でしばしば問題になる障害児者による自転車等の加害対策についてもそれほど神経質にならなくてもよいだろう。住宅密集地で、交通量の多い地域であれば、危険な道路の

安全対策（ガードレールの設置等）を自治体に要望することも検討したほうがよい。支援環境についても、調査結果の保護者の声にあるような要望は学校や公共施設等の安全対策について適宜伝えていくことや、友人や地域住民によるインフォーマルな支援（見守りや付き添い等）で公的な支援で抜け落ちる部分を補っていくことも重要である。また、非常に困難なことではあるが、制度や運用基準への改善要望、公共機関における合理的配慮の拡充、地域住民への啓発活動といった社会環境への働きかけも声を上げられない人々に代わって代弁していくことも重要である。

5 結語

本研究の調査結果により、障害を抱える人々が日々の生活の中で交通安全上の脅威にさらされていることが示唆され、家族もその対応に苦心していることがわかった。当事者や家族にのみ安全対策の責を科すのではなく、障害児者を取り巻く人々が知恵を出し合ってこの課題に取り組むべきであろう。その際、「安全のため」「人に迷惑をかけないため」という善意が本人の「生きる力」を奪う結果につながっていないかという点についても今一度警鐘を鳴らしておきたい。

謝辞

本研究は、平成29年度タカラ財団の研究助成を得て実施されたものである。

註

- 1) 徳田克己 (2015) 「歩行している交通弱者

- の存在を認知することによって運転行動がどのように変化するか』『タカタ財団助成研究論文』平成26年度（本報告）ISSN 2185-8950。
- 2) 水野智美・徳田克己・西館有沙、他(2015)「ADHD衝動型幼児の交通事故を防止するための教育方法の開発」『三井住友海上福祉財団研究結果報告集』第20巻交通安全等NO.7。
- 3) Anne Timmermann (2015) 「ドイツにおける交通安全教育&活動」国際交通安全学会—インターナショナルレポート—各国における交通安全教育・啓発活動レポート集。

URL : http://www.iatss.or.jp/common/pdf/iatss/composition/FY2014_Report_DE_Jp.pdf (アクセス日 2017年8月25日)。

- 4) 小川和久 (2001) 「小学生への交通安全教育」交通安全教育 36 (4)、6-18。
- 5) 文部科学省 (2010) 「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」文部科学省、55。
- 6) 厚生労働省 (2001) 「身体拘束ゼロへの手引き—高齢者ケアに関わる全ての人に」厚生労働省。

(ほり きよかず 兵庫医科大学／むらかみ けいし 國學院大学)

資料編

2017年度日本福祉文化学会事業報告	114
日本福祉文化学会	124
日本福祉文化学会規約	128
日本福祉文化学会評議員選出規則	132
日本福祉文化学会名誉会員規則	134
『福祉文化研究』投稿規程	135
『福祉文化研究』投稿票	141
福祉文化実践学会賞選考規程	142
日本福祉文化学会倫理規程	143
日本福祉文化学会著作権規程	145

————— 2017 年度 日本福祉文化学会事業報告 —————

1 大会・総会の開催

1) 第 28 回全国大会東京大会

大会テーマ：“いのち”と“暮らし”を拓く福祉文化の創造

(1) 期日 2018年2月18日（日）10：00～16：30

(2) 会場 立教大学池袋キャンパス

(3) 内容

特別講演：上野千鶴子氏「死にゆく者の自律—『おひとりさま』時代の生と死」

福祉文化研究・調査プロジェクト中間報告

自主シンポジウム①スポーツ×福祉がひらく未来

②病気や障がいのある子どもの生活と遊び（助言者：榎原洋一氏）

研究発表 A福祉コミュニティ B福祉とコミュニケーション

(4) 懇親会 16：30～（立教大学池袋キャンパス セント・ポールズ会館）

2) 会員総会

期日 2018年2月18日（日）9：00～

会場 立教大学池袋キャンパス

2 ブロック活動

【東北ブロック】

2017年度はブロック会員へのアンケート調査を実施した。メールでの送付3回、アンケート用紙の郵送を重ねて実施した。10月段階で集約した結果、在籍者の返信はごく少数であった。基本部分からの立て直しが必要である。課題としては、会員を広げるためにその具体的方法を検討し、次期体制のもとで具体化をはかる。

【関東ブロック】

テーマ「事例を通して人権問題を考える part2 ～学校教育の現場を中心に～」

話題提供者：鈴木 利子氏（元小学校教師・校長）

牛久市教育委員会放課後対策課社会教育指導員

：前嶋 元氏（スクールカウンセラー）

東京立正短期大学講師

：島田 治子氏（目白大学教授）

司会：梅津迪子（関東ブロック長）

日時：11月11日（土）13：30～16：30

場所：立教大学池袋校舎16号館 第一会議室

参加費：500円（資料・茶菓代）

鈴木氏はかつて荒れたクラスの担任になった経験がある。その背景には、児童の心の荒れ（自分で理解できない不安感があり、行動の自己抑制ができない）が内在していることに着目。まず、「人として生きる権利の学習」に取り組む。児童に身につけさせたい3つの課題を設定し、自分たちの今までの生活を振り返りながら学級憲章を作ったり、「世界人権宣言」を学んで関心を持ったことをまとめて発表したり、さらに人権意識の連続性を図るため、各教科内容と関連性をもたせた学習をするうち、次第に児童の意識や生活に変化が現れた事例が語られた。しかし、この方法はどのクラスでも効果があったのではない。10年にわたる実践の中で、児童や保護者の他者に対する「無頓着さ」や「人やモノにも無関心」的傾向がみられるクラスには効果が薄いことも語られた。前嶋氏は中学校スクールカウンセラーの立場から「不登校児」の事例を紹介。各学校に相談室があるわけではなく、カウンセラーの訪問機会が少ない実態が語られ、支援に限界を感じられるという。また、島田氏の話からは教育者の過重労働の実態や、メディア報道の在り方から無意識のうちに我々も人権意識の希薄さに侵されていることに、改めて気づかされた。

2018年3月17日（土）21日（祝日）24日（土）のいずれかに現場セミナー訪問（交渉中）予定。

【関西ブロック】

第1回研究会：5月18日 場所：梅田 テーマ：今年度の方向性について

第2回研究会：7月8・9日 場所：茨木市市民総合センター

テーマ「関係力をみがくトレーニング いろいろ仕掛けを用意したワークショップ」

講師：日本福祉文化学会顧問 薗田碩哉氏

第3回研究会：9月16日 場所：茨木市福祉文化会館

テーマ「ケアのフォークロア～暮らしの中からケアの基本原則と視点を学ぶ～」

講師：立教大学コミュニティ福祉学部教授（本会評議員） 結城俊哉氏

内容：当事者、ニーズの本質、援助者の役割を押さえたうえで、援助の関係性に言及。「山あらしのジレンマ」を避けるために、一定の距離を保つこと、さらに「無害で有能な援助者」であることの重要性を語った。対人援助職の病理については「燃え尽き（バーンアウト）症候群」の3条件として、①休めない、②報われない、③思い入れ過ぎを指摘し、健康指標として、曖昧さ、待つこと、余力を残すなどの重要性を示した。

第4回研究会：11月25日午後 場所：ECCコンピュータ専門学校

テーマ「戦争孤児たちの戦後史と福祉文化を考える—沖縄の歴史と現実を踏まえて—」

講師：立教大学名誉教授 浅井春夫氏。

内容：わが国の歴代政権が沖縄に犠牲を押し付けてきた政治の問題が根底にあるが、私たちがなぜ沖縄を「私たちの問題」として考え、行動してこなかったかを考える必要があ

る。沖縄を知る意味は、第1に、マイノリティと困難を抱える人々と地域の事実・現実・真実を見る目を鍛えることになるという点。第2は、沖縄の現実を通して、日本国憲法を真摯に考える基本問題となります。最も困難な地域から憲法を考え、憲法の存在意義を考える。第3として、沖縄には困難への立ち向かい方と希望を見出すことができるという点。その点で日本の未来を考える応用問題として沖縄はあるといえる。

臨時研究会（関西ブロックの集い）：11月25日午前 場所・ECCコンピュータ専門学校
テーマ：来年度の確認。

沖縄訪問事業（12月1－3日）韓国文化福祉学会創立会への出席

- 1日：韓国文化福祉学会創立会（ハートハート財団本部にて）。サイバー大学・チョン学長、日本福祉文化学会・石田会員による講演。日韓の高齢者福祉研究発表など。
- 2日：スンシル大学の学識祭に参加。働きながら学問研究に励む社会人に感銘を受ける。
関西ブロック関係者7人出席

第5回研究会：2018年1月25日 場所：梅田 テーマ：今年度振り返り、来年度への協議

第6回研究会：3月29日 場所：梅田 テーマ：来年度への確認

【中・四国ブロック】

第9回「歌で学ぼう岡山ESD」

開催日時：平成30年1月30日（火）10：00開場、10：30開演（予定）

会場：岡山シティーミュージアム

講師：旭川流域ネットワーク 竹原和夫氏

主旨：岡山には、県内に端を発し、他県を通らずに海につながる1級河川が3本あります。

これは47都道府県の中、北海道を除いて岡山県のみ。大変誇らしいことではあるが、水質管理において、非常に残念な状態であるとも聞く。そんな中、長年に渡り「水質の改善は3本の川に流れ込む無数の支流・源流への意識改善から」と、様々な研究・活動を行っておられる旭川流域ネットワーク様の活動を知った。そこで山田方谷、岡山空襲、ESD…等、様々なテーマで、専門の講師の方々によるご講演と音楽を絡めた「歌で学ぼう岡山」の第9回のテーマは「水」に決定。旭川流域ネットワーク様より講師をお迎えし、水、川にまつわる歌を参加の皆様と歌う。そして、美しい命の源を、未来に引き継いでいくための一助を成したいと考えている。

【九州ブロック】

『福祉文化通信』77号（2015.7.31）に明記したように九州ブロックの3年間（2015～2017年）の

活動計画に従って実践してきたが、熊本地震のため延期していた「熊本大会」(大会長は米満淑恵・社会福祉法人寿量会総合ケアサポートセンター天寿園理事長)は10月21日(土)に開催した。第5回九州ブロック熊本大会の内容は「福祉文化通信」85号(2017.12.22)と学会のホームページに掲載。

【沖縄ブロック】

1. 沖縄現場セミナーへの参画

標題「現場セミナー 2017 in おきなわ」

《初日》基調講演&シンポジウム

(1) 期日 2017年2月18日(土)

(2) 場所 沖縄大学

(3) テーマ

①「基調講演」戦争と福祉～今なお引きずる沖縄戦と米軍占領

講師 山城紀子氏(フリージャーナリスト)

②「シンポジウム」戦争と福祉～沖縄を考えるPart 1～平和の文化を育てるために

シンポジスト：山城紀子氏(フリージャーナリスト) / 仲地博氏(沖縄大学学長) / 浅

井春夫氏(立教大学 教授) / 結城俊哉氏(立教大学 教授)

コーディネーター：蘭田碩哉氏(日本福祉文化学会 顧問)

(4) 参加者 沖縄福祉文化を考える会会員及び関係者 約100人

《2日目》沖縄歴史探訪 {久高島}

(1) 期日 2017年2月19日(日)

(2) 場所 沖縄県南城市知念久高島

(3) ねらい 沖縄発祥の地といわれ、「神の島」として人々の崇敬を集める聖地久高島を訪ね、その歴史をたどると共に自然・文化を楽しむ。

2. 研修会活動(主なる講演会、研修会)

◆『音楽教室』—理論と実際—

(1) 期日 2017年9月16日(土) 12時～午後3時

(2) 場所 那覇セントラルホテル(那覇市牧志)

(3) 講師 砂川寿太郎氏 宮里由香氏

(4) ねらい&講評 療育音楽(ミュージック・リハビリテーション)について、創案者赤星建彦氏の赤星式音楽療法に基づきその理論を学び、引き続いて学校唱歌「われは海の子」やなじみ深い「青い山脈」、「星影のワルツ」などの音楽に合わせて、みんなで一緒に歌い、楽器を鳴らし、体を動かすことにより呼吸法やリズムのトレーニングの手法を学んだ。その結果、療育音楽は単に心身障害児者に限らず、健常な高齢者においても日常の健康

維持、転倒予防、認知症予防の面できわめて効果的だということを学んだ。

◆ミニ講演会

演題『その昔、沖縄の女性たち』

- (1) 期日 2017年12月16日（土） 12時～午後3時
- (2) 場所 那覇セントラルホテル（那覇市牧志）
- (3) 講師 宮城鷹夫氏（ジャーナリスト）
- (4) テーマ 古の沖縄の女性たちがいかに明るく闊達だったかについて、8、9世紀ごろ以降に按司のオナリ神として発生し、その後、琉球王国時代、国王の政治的組織に組み入れられた最高神女・祝女（ノロ）の靈力と権力をモチーフに、歴史的視点から解説された。現代の女性たちに対するエールにも繋がった。

◆『新春福祉文化記念講演会』

- (1) 期日 2018年2月18日（土） 12時～午後3時
- (2) 場所 那覇セントラルホテル（那覇市牧志）
- (3) 講師 交渉中
- (4) テーマ 交渉中

3. 屋外学習活動

『歴史と文化を訪ねる』（南城市佐敷小谷集落）

- (1) 期日 2017年7月15日（土） 9時～午後4時
- (2) 場所 南城市佐敷「小谷」&南城市知念「しゃんぐりら」
- (3) 案内 知念 優氏（観光ガイド）
- (4) 概要 隠れの里「小谷の集落」は、竹林の中に昔ながらの赤瓦葺きの古民家が点在し、古の懐かしい故郷の雰囲気を醸し出している。一方、地上の楽園「しゃんぐりら」は、総面積3千坪にも及ぶ私有地を提供して造られた花と緑の庭園で、樹々の間に「café森のテラス」やギャラリーなどがあり憩いの場となっている。会員一人ひとりの健康づくりと、会員の親睦を意図して企画されたものである。

3 各種委員会活動

【総務委員会】

1 総務委員会の開催及び活動

(1) 新たな事業の取組

①支援ブロック

東北ブロック（福島県）（山形県は未実施）

②支援内容

福島県出身の新潟福祉文化を考える会会員の案内で、福島県いわき市、小名浜市の町内会長、民生委員、看護師等からの聞き取りと被災現場、病院、被災者支援施設等の視察を行い、今後の活動展開について考えた。(8月18日～19日)

(2) 北陸ブロック新潟地区「福祉文化現場セミナー」の開催について実行委員会の開催

第1回実行委員会(8月10日)、第2回実行委員会(9月22日)、第3回実行委員会(11月22日)を経て、2018年10月20日～21日、新潟県長岡市栃尾地区にある創立91年の主に保育園を運営する社会福祉法人芳香稚草園(佐藤義尚会員が法人理事・保育園園長)で開催することとした。主なテーマは、子育て支援と福祉文化、社会福祉法人・施設の地域貢献、福祉文化貢献など。

- ・担当理事 新潟地区担当の新理事
- ・実行委員長 佐藤義尚、副実行委員長 渡邊豊、事務局長 稲田泰紀
- ・2018年度学会の助成金申請を行う。

(3) 他学会との共催事業の実施 未実施

(4) 関連団体主催大会等への参加 未参加

【研究委員会】

(1) 「福祉文化持ち寄りゼミナール」の実施

社会福祉の現状を見渡し、さまざまなテーマを引き出して、福祉と文化の2つの視点から検討する自由な意見交換を2017年度も継続した。2017年度は、上野千鶴子「ケアの社会学」(太田出版)の輪読、第28回全国大会(東京大会)での上野千鶴子氏の特別講演の企画等を中心下記の会合を開いた。

- 第1回 2017年4月2日(日) 13:00～16:00、教育デザイン研究所(東京)
- 第2回 2017年5月13日(土) 15:00～17:00、教育デザイン研究所(東京)
- 第3回 2017年7月23日(日) 13:00～15:00、教育デザイン研究所(東京)
- 第4回 2017年9月10日(日) 13:00～15:00、教育デザイン研究所(東京)
- 第5回 2017年10月21日(土) 15:00～17:00、教育デザイン研究所(東京)
- 第6回 2017年11月20日(月) 19:00～21:00、教育デザイン研究所(東京)

(2) 上野千鶴子氏の特別講演に関する勉強会

第28回全国大会(東京大会)での上野千鶴子氏の特別講演に関連して、次の会合を企画した。

- ・「わたしの『最期』にまつわるエトセトラ—そうだ、上野千鶴子さんに聞いてみよう」

2018年1月28日(日) 10:30～12:00、立教大学池袋キャンパス(東京)

- ・「『おひとりさまの最期』部会」創設に向けた準備会

2018年3月18日(日) 10:30～12:00、立教大学池袋キャンパス(東京)

(3) 「福祉文化批評」活動の展開

2016年度に開始した、社会福祉を対象とした文化的な批判を多角的に追及する「福祉文化批評」活動を継続した。今年度は、本誌「福祉文化研究」Vol. 27の「福祉文化批評」の企画・編集を行った。

(4) 新プロジェクトの募集・審査・研究支援

福祉文化研究の活性化をめざし、研究課題を公募し助成金を支給する新プロジェクトを開始した。理論研究／実践研究／調査報告の3ジャンルで研究課題を公募し審査した結果、3ジャンル4課題の研究課題が採択された。研究委員会のメンバーが必要に応じて研究の計画・実施について助言・支援を行う。研究成果の一部は第28回全国大会（東京大会）において報告されるとともに、最終成果物が本誌『福祉文化研究』Vol. 28（2019年）に論文として公表される予定である。

【広報委員会】

1 福祉文化通信の発行

年3回、「イベント情報」、「ブロック・委員会活動」、「事業報告」、「文化の交差点」、「インフォメーション」など福祉文化学会の活動や情報を掲載し発行している。

A4 4ページ フルカラー印刷 500部

(1) 83号（2017年8月31日）

大会案内、各委員会・ブロック活動の紹介 等

(2) 84号（2017年12月22日）

大会概要、各委員会・ブロック活動の紹介、報告 等

(3) 85号（2018年3月予定）

大会報告、各委員会・ブロック活動の報告 等

2 メールマガジンの発行

活動をタイムリーにお届けするためにメールマガジンを設定し、希望する会員に情報提供をおこなう。（不定期）

*登録希望者は隨時募集している。（未登録会員をお誘いの上申し込みください。）

●福祉文化通信やホームページよりも先にメールマガジンから情報を発信。

●登録者の自己紹介を通じて会員の交流をメールマガジンから行う。

3 ホームページの運営

「大会情報」、「ブロック、委員会活動」、「福祉文化通信」、「福祉文化書評」など学会の活動や情報をお伝えし、今までの福祉文化学会活動の歴史をホームページに公開している。

*隨時更新。

【研究誌編集委員会】

【第1回】2017年9月9日（土） 於 帝京平成大学中野キャンパス12F会議室

(1) 報告事項 応募状況の確認

(2) 協議事項

- 1) 投稿原稿の内容確認と査読者について
- 2) 投稿原稿に編集委員が目を通す（分担作業）
- 3) 第27号の巻頭言執筆者の検討
- 4) 第27号の特集記事の依頼先の検討
- 5) 第27号の作業スケジュールの確認
- 6) 第27号以前の『福祉文化研究』の印刷予算について

(3) 確認事項

2017年度以降の編集委員会の新体制

(4) その他

【第2回】 2017年10月21日（土）11時00分～12時00分

於 新宿西口ドトール・コーヒー店

(1) 報告事項

- 1) 福祉文化研究27号 応募状況 合計7件（論文4 研究ノート2 現場実践論1）
※すべての論文の査読結果が到着。ただし、論文1については評価が分かれたので第三査読依頼中

(2) 協議事項

- 1) 査読結果の確認と編集委員会における決定
採択（決定）：論文2本（第三査読による採択1を含む）、研究ノート2本、現場実践論0本（1本が、体調不良で取り下げ）
不採択（決定）：論文2本
- 2) 巷頭言 馬場清会長に依頼。
- 3) 「福祉文化研究」特集について
特集テーマ（タイトル）「民俗学を通した福祉サービスの再検討（六車氏他）」
- 4) 福祉文化批評について
内容等は持ち寄りゼミナールが検討。原稿締切 12月10日（日）迄【必着】 とし依頼した。
但し、特集記事の原稿締切は年末（12月21日）迄とする。
- 5) 27号の編集作業スケジュール（印刷所：近現代資料刊行会）
第1回印刷所との事前打合せ（中島、2017年8月30日済）
第2回印刷所との事前打合せ（中島、2018年2月16日済）
最終原稿入稿 12月20日（水）まで（2月まで校正 3校まで）
完成（予定） 3月20日（火）
- 6) ①『福祉文化研究』印刷予算について
23号は 500部印刷 74万円程度 学会事業としては大きな金額

24号は 500部印刷 65万円程度

25号は 500部印刷 64万円程度（当初の予定は59万円、貢増につき）

* 25号から印刷所は望月印刷→近現代資料刊行会に変更。以降は、近現代資料刊行会に依頼。

26号は 100部印刷 49万2,767円

27号も、100部印刷で、上記26号とほぼ同様となる予定。

②相見積もり

※スポーツ関係の学会で、ウェブ対応もしている出版社（創文企画）に見積もりをもらった結果、版下、編集・進行管理・印刷（100部）を含めて、合計39万円となることが分かった。依頼できる編集業務の内容を精査して、問題なければ、28号以降は、創文企画に決定する。

（3）確認事項

1) 2017年度以降の編集委員会の新体制（石田会長候補者）について（案）

【現体制】 編集委員会 委員長 月田みづえ

編集委員 本多洋実 塩田公子 杉田穂子 園川 緑 中嶋 洋

【新体制】 2018年度の編集委員会の体制としては、以下の通り。

編集委員会担当理事 月田みづえ 中嶋 洋（2人体制）

編集委員長 中嶋 洋

編集委員 本多洋実 塩田公子 園川 緑

1名減となるため、他に編集委員を依頼したが、多用のため断られ、補充を行いたい。

推薦者があればよろしくお願いいします。

2) 「編集後記」記事をお一人200字以内（12月10日締切）。

【第3回】 2018年3月30日（金）17時00分～

於 新宿

（1）今年度の総括及び今後の課題の析出について

（2）次号（28号）の出版依頼先（出版社）の確認

【国際交流委員会】

日韓に関する研究プロジェクトに積立金より支援。2017年12月1日に創立した韓国文化福祉学会（会長：Moo Sung Chungスンシル学長）から交流の申し出があった。創立大会への招待を受け、関西ブロックが研究活動の一環として参加した。

【福祉文化実践学会賞選考委員会】

選考委員による選考の結果、2017年度は、NPO法人「小さな種・こころ」（清水孝次理事長）に決定し、東京大会で表彰式実施。

4 会議

1) 理事会・評議員会

(1) 第1回理事会

日時 2016年6月18日（日）13：30～16：30

会場 立教大学池袋キャンパス16号館第一会議室

(2) 第2回理事会

日時 2017年11月19日（日）13：30～16：30

会場 立教大学池袋キャンパス16号館第一会議室

(3) 第3回理事会

日時 2018年2月17日（土）13：30～16：30

会場 立教大学池袋キャンパス16号館第一会議室

2) 三役会

(1) 第1回

日時 2017年6月18日（日）10：00～12：00

会場 立教大学池袋キャンパス16号館第一会議室

(2) 第2回

日時 2017年11月19日（日）10：00～12：00

会場 立教大学池袋キャンパス16号館第一会議室

(3) 第3回

日時 2018年2月17日（土）10：00～12：00

会場 立教大学池袋キャンパス16号館第一会議室

(4) その他 臨時に適宜開催。

5 事務局業務

- ・理事会・評議員会、総会資料作・印刷
- ・会員への資料・情報の発送
- ・「事務局だより」の発行
- ・会員入退会データ管理
- ・会費の徴収
- ・予算の管理
- ・役員・委員会等の連絡調整

日本福祉文化学会

これまで社会福祉はいわゆる救貧対策的なものとしてとらえられ、どちらかというと暗いイメージがつきまとっていました。

急速に少子・高齢化が進展しつつある日本では、家族機能が変化し、福祉に対するニーズも多様化してきました。障害者の自立と社会参加も進み、健康で文化的な生活を求めて、自らが望むサービスを自己選択しようという動きも大きくなりつつあります。福祉は「だれもが、いつでも、どこでも、必要なサービスを受けられる」システムへと、大きく転換しなければならない時代になってきました。

本来、福祉は「人間としての幸せを求める日常生活での努力」であり、障害の有無にかかわらず、人が人として自分の人生を精一杯生き生きするプロセスをサポートするものでなければなりません。

このような時代に福祉はどうあるべきか、また福祉への積極的な努力の実りとして、文化をはぐくむことができればという趣旨のもと、1989年に設立されたのが「日本福祉文化学会」です。本学会では会員一人ひとりが「福祉」を全ての人が生き生きと生きることをサポートするものととらえ、福祉に文化の息吹を吹き込もう、という思いでこれまで多岐にわたる活動をしてきました。

現在日本各地の福祉の現場では、さまざまな文化活動が行われ、人々の生活に彩りを添えています。また、文化における成果を福祉の中に組み入れ、その地域をも豊かにしていく取り組みもあちこちに根付き始めています。

そんなひとつひとつの実践に学びながら、各地で思いを同じくする人々と「文化としての福祉」をともに織り紡ぎ、大きなネットワークを創っていきませんか。

活動の内容

・大会（年1回開催）

1年間の活動の総まとめです。記念講演、研究発表、分科会ごとの討論のほか、さまざまな文化活動の発表の場も設けます。会員相互の活動・研究の交流の場でもあり、その地域ならではの文化を味わいながら熱い議論を交わします。

・現場セミナー

「現場から学ぶ」姿勢を大切にしてきた本学会の重要なイベントのひとつです。ユニークな福祉文化活動を行っている施設や地域を訪れ、現場の空気に触れながら福祉文化について議論します。泊まり込みで夜を徹して交流することもあります。

・国際交流

諸外国の福祉文化実践を学ぶとともに、日本の福祉文化の現状を紹介する国際交流の場です。韓国・中国との定期的な交流を通じ、国際会議・施設見学などを行っています。21世紀に

入った2002年にはモンゴルも加わり、東アジアに福祉文化のネットワークを構築することをめざしています。現在、新たな広がりを検討中です。

・各種委員会

各委員会に課せられた課題について会議を開催し、活動の推進を図り、必要に応じて理事会などに提案・提言を行う。

・地方ブロック活動

福祉文化をキーワードとして、地方ブロックごとにさまざまな活動を行います。地方で大会を開催する場合は、運営事務局機能も果たしています。

・シンポジウムの開催

タイムリーな福祉文化の話題についてシンポジウムを行っています。各種団体がシンポジウムなどのイベントを開催する場合、その活動を後援することもあります。

・研究誌、学会通信、図書の発行

研究誌『福祉文化研究』(年1回発行)

福祉文化についての学術研究を掲載する研究誌です。論文、研究ノート、現場実践論など福祉文化についての最新の研究が掲載されています。

実践報告『福祉文化実践報告集』(年1回発行、現在休刊中)

福祉文化の視点を踏まえた全国の実践活動報告集です。各地域で行われている実践活動が紹介されています。

通信『福祉文化通信』(年3回)

「地方発福祉文化」、「事業報告」、「読書案内」、「インフォメーション（イベント情報）」など福祉文化についてのホットな情報を掲載しています。

福祉文化ライブラリー(既刊15冊)

おしゃれ、遊び、旅行、食事、ライフスタイルなど、人々の生活を豊かにする知恵と工夫が満載。福祉文化とは何かについて学ぶのに最適な書籍です。

実践・福祉文化シリーズ(全5冊)

日本福祉文化学会10年のあゆみを「高齢者」「障害者」「子ども」「地域」「遊びと余暇」の5つの視点からまとめたシリーズ。豊富な実践例の紹介とその理論化によって、21世紀の福祉のあり方が学べます。

新・福祉文化シリーズ(全5冊)

第1巻「福祉文化とは何か」 第2巻「アクティビティ実践とQOLの向上」 第3巻「新しい地域づくりと福祉文化」 第4巻「災害と福祉文化」 第5巻「福祉文化学の源流と前進」

学会の運営

総会を最高議決機関とし、そこで選出された役員が総会の決定事項を執行します。

〈役 員〉

会 長	馬場 清（認定NPO法人日本グッド・トイ委員会）
副会長	岡村ヒロ子（つどい場『私空間』）
副会長	永山 誠（昭和女子大学大学院）
顧 問	蘭田碩哉（NPO法人さんさんくらぶ）
理 事	多田千尋（芸術教育研究所）
理 事	川北典子（平安女学院大学）
理 事	佐藤嗣道（公益財団法人いしづえ、東京理科大学）
理 事	稻田泰紀（燕市社会福祉協議会）
理 事	藤原一秀（桃山学院大学）
理 事	月田みづえ（昭和女子大学大学院）
理 事	佐々木隆夫（長崎国際大学）
理 事	今野道裕（名寄市立大学短期大学部）
理 事	梅津迪子（狭山市けやの森自然塾学童保育）
理 事	石井バークマン麻子（福井大学）
理 事	脇坂博史（大阪市社会福祉協議会）
理 事	松原 徹（NPO法人音楽の砦）
理 事	日比野正己（長崎純心大学大学院）
評議員	相内眞子（北翔大学）
評議員	小坂亨子（神戸学院大学）
評議員	結城俊哉（立教大学）
評議員	大澤澄男（長岡介護福祉専門学校あゆみ）
評議員	福山正和（桃山学院大学）
評議員	志賀俊紀（ほかにわ共和国）
評議員	和泉とみ代（吉備国際大学）
評議員	太田貞司（京都女子大学）
評議員	久保美紀（明治学院大学）
評議員	本多洋実（日本体育大学）
評議員	中嶺 洋（高知県立大学）
事務局長	前嶋 元（東京立正短期大学）
事務局次長	阿比留久美（早稲田大学）
監 事	五十嵐真一（柏崎市役所）
監 事	加藤美枝（世田谷区老人問題研究会）

〈会 員〉

・個人会員・学生会員

本会の趣旨に賛同し、さらに研究実践活動に積極的に参加する意思を持ち、所定の会費を納入した者。

・団体会員

本会の趣旨に賛同した団体にして、所定の会費を納入り、評議員会において承認した者。

・賛助会員

本会の趣旨に賛同し、本会に経済的、その他の援助を与えるもので、評議員会で推薦した者。

◇特 典◇

学会の諸活動に参加し、学会通信・研究誌などの配布を受けられる。

〈年会費〉

個人会員 10,000円

学生会員 5,000円

団体会員 一口20,000円以上

賛助会員 一口50,000円以上

日本福祉文化学会規約

第1章 総 則

第1条（名称）

この会は日本福祉文化学会、英文では Japanese Society for the Study of Human Welfare and Culture という。

第2条（事務所）

この会の事務所は、茨城県つくば市東新井24-5におき、全国にブロックをおく。ブロックは、北海道ブロック、東北ブロック、北陸ブロック、関東ブロック、中部・東海ブロック、関西ブロック、中国・四国ブロック、九州ブロック、沖縄ブロックとし、ブロックに関する細目は、別にこれを定める。

第2章 目的および事業

第3条（目的）

この会は福祉文化を理論的・実証的に研究し、福祉文化学の研究・実践活動を進めることを目的とする。

第4条（事業）

この会は第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 毎年1回大会を開く。なお、必要に応じ、臨時大会を開くことがある。
2. 福祉ならびに福祉文化学の共同研究を行う。
3. 研究会・国際会議を開催する。
4. 研究誌、実践報告集、年次報告、通信、図書などを編集および発行する。
5. 福祉文化学の研究・実践活動を目指すグループなどとの連携・共同研究を行う。
6. その他の必要な事項に関する事業を行う。

第3章 会 員

第5条（会員・会員の権利）

会員は、本会の趣旨に賛同し、会費納入など所定の手続きをし、入会にあたり、所属ブロックを申請した者とする。会員には「個人会員・学生会員・団体会員」がある。大学・大学院等に在籍している学生であっても正規職に就いている場合は個人会員とみなす。なお、会員は次の権利をもつ。

1. 会員は、総会における議決権、役員の選挙権・被選挙権行使する。ただし団体会員においてはその代表者および副代表者に限る。
2. 会員は、大会において研究発表を行い、『福祉文化研究』や『福祉文化実践報告集』（現在、休刊中）に投稿する。ただし団体会員においてはその代表者および副代表者に限る。
3. 会員は、『福祉文化通信』、『福祉文化研究』（Web公開。50部限定販売）、『福祉文

化実践報告集』(現在、休刊中)などの配布を受ける。

4. 会員は、この会が主催する事業に参加する。

第 6 条 (退会および除名)

会員は、本人の申し出により退会することができる。なお、会員が会費を3年以上にわたって滞納した時は、退会したものとみなす。また、会員が著しく本会の名誉を傷つけた時、理事会は審議のうえで、その会員を除名することができる。

第 7 条 (名誉会員・賛助会員)

会員のほかに、名誉会員、賛助会員をおく。

1. 名誉会員 本会に功労のあった者で、理事会において推薦し、総会において承認をえた者とする。
2. 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業を援助する個人または団体で、理事会が承認したものとする。

第 4 章 機 関

第 8 条 (役員)

本会の事業を運営するために、次の役員をおく。役員の任期は三ヶ年とし、二期六年を原則とする。

1. 会長 一名 理事の互選によって選出し、この学会を代表する。
2. 副会長 二名 理事の中から会長が任命し、会長を補佐して事業の推進にあたる。
3. 理事 十五名程度 評議員の互選によって選出し、総会の決議に基づく会務を運営、執行する。さらに事業の継続性を損なわないようするため、すべての会員の中から若干名の理事会推薦理事を指名することができる。
4. 評議員 三十名程度 会員の直接選挙によって選出し、会長の諮問に応ずる。
5. 監事 二名 評議員会が選出し、会計および会務運営、執行状況を監査する。

第 9 条 (顧問)

本会は、若干の顧問をおくことができる。

第 10 条 (運営)

本会は、次の運営組織をもつ。

1. 総会 会員をもって構成し、学会の意志と方針を決定する総会は、少なくとも一年に一回開催する。決議は、出席者の過半数の同意によるものとする。また、会長が必要と認める時、または会員の五分の一以上の請求がある時は、臨時総会を開く。

-
- 2. 理事会 理事をもって構成し、総会の決議に基づく会務の運営と執行の責任を負う。理事会は、全理事の過半数の出席をもって成立し、決議は出席者の過半数の同意によるものとする。
 - 3. 評議員会 会長の召集によって開催する。
 - 4. 委員会 理事会は各種の委員を委嘱し、会務の執行を補助させることができる。なお、その細目は、理事会において別にこれを定める。

第5章 会 計

第11条（経費）

本会の経費は、会費、寄付金、補助金、その他の収入をもってあてる。

第12条（予算および決算）

本会の予算および決算は、理事会の決議をへ、総会の承認をえて、これを決定する。
なお、各種事業に関する予算および決算は、これを総会に報告することとする。

第13条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日から3月末日までとする。

第6章 事務局

第14条（事務局）

本会に事務局をおく。事務局には、事務局長および事務局員をおき、会務を執行する。なお、事務局に関する細目は、別にこれを定める。

第7章 規約変更および解散

第15条（規約変更）

本規約を変更するには、会員の三分の一以上の、または理事の過半数の提案により、総会出席者の二分の一以上の同意をえなければならない。

第16条（解散）

本会を解散するには、会員の三分の二以上の、または理事の過半数の提案により、総会出席者の三分の二以上の同意をえなければならない。

付 則

本規約第8条の規定にかかわらず、第三期評議員選挙（2005年度実施）に限り、第二期までに再選された理事を除く評議員については、被選挙権を持つものとする。

本規約は1998年11月28日より施行する。

本規約は2003年11月29日より、一部改正施行する。

本規約は2004年4月1日より、一部改正施行する。

本規約は2005年1月30日より、一部改正施行する。

本規約は2008年10月19日より、一部改正施行する。

本規約は2010年2月28日より、一部改正施行する。

本規約は2010年11月6日より、一部改正施行する。

本規約は2016年6月18日より、一部改正施行する。

日本福祉文化学会評議員選出規則

第 1 条（総則）

日本福祉文化学会規約第8条に基づく評議員の選出は、この規則の定めるところによる。

第 2 条（選挙事務）

- 1) 評議員の選挙を実施するために、選挙管理委員会をおく。
- 2) 選挙管理委員は、理事会（第1回選挙については常任委員会）の指名する若干の委員（役員を除く）によって構成し、委員長を互選する。
- 3) 委員長は、選挙結果を文書で理事会に報告する。

第 3 条（評議員の定数）

評議員の定数は、三十名程度とする。

第 4 条（評議員の選出）

- 1) 評議員は、本会規約第5条に規定する資格を有する会員の中から7名連記の無記名投票により選出する。
- 2) 選出された評議員が特別の理由により辞退を申し出た時は、次点の者を繰り上げて当選とことができる。

第 5 条（選挙の方法）

選挙は、選挙管理委員会が発行する投票用紙により、遅くとも総会期日の1ヵ月以上前までに、郵送の方法によって行う。

第 6 条（選挙権・被選挙権資格）

- 1) 評議員の選挙について、選挙権および被選挙権を有する者は、会費を納入し、選挙人名簿に記載されている者とする。ただし、すでに再選されている評議員は被選挙権を有しない。
- 2) 評議員の選挙は、前項に定める選挙権を有する者の名簿を有権者に配布することによって行う。
- 3) 前項の名簿は、選挙期日の2ヵ月前現在で作成するものとする。

第 7 条（同数得票者の扱い）

選挙によって同数得票者が生じた場合、抽選によって当選者を決める。抽選は、選挙管理委員会において行う。

第 8 条 (実施要項)

この規則による選挙の実施要領は、別にこれを定める。

第 9 条 (規則変更)

本規則を変更するには、理事の過半数の提案による。

付 則

この規則は、1999年4月1日から施行する。

本規則第6条の規定にかかわらず、第三期評議員選挙（2005年度実施）に限り、第二期までに再選された理事を除く評議員については、被選挙権を持つものとする。

この規則は2003年11月29日より、一部改正施行する。

この規則は2005年1月30日より、一部改正施行する。

日本福祉文化学会名誉会員規則

第 1 条 (目的)

日本福祉文化学会規約第7条にもとづき、日本福祉文化の発展または本会の発展に多大なる貢献をした会員に敬意を表するため、名誉会員制度を設ける。名誉会員に関する事項は、本規則による。

第 2 条 (名誉会員推薦基準)

名誉会員には、原則として会員歴20年以上かつ満70歳以上で、次の号に該当する会員を推薦することができる。

- ①日本の福祉文化の発展に多大な貢献をしたと認められる会員。
- ②会長を務めた会員および理事・評議員の職を通算9年以上勤めた会員。
- ③その他上記の要件に準ずる活動をして、本学会の社会的評価を高める功績および学会運営に特段の功績をあげた会員。

第 3 条 (名誉会員の決定)

名誉会員の決定は、次の手続きをふまえて行われる。

- ①日本福祉文化学会会員は、理事会に対し名誉会員に該当する会員を推挙することができる。これに伴い、理事会は学会刊行物等において候補者の推薦を公募することができる。
- ②理事会は、第2条の名誉会員推薦基準に照らして必要な調査を行い、候補者について審議する。
- ③本人の承諾を得たうえで、理事会から総会に名誉会員の推挙を行い、総会において承諾する。

第 4 条 (名誉会員の適用項目)

日本福祉文化学会の名誉会員は次の号が適用される。

- ①名誉会員の称号を使用することができる。
- ②本会会員としての会費が免除される。
- ③大会への参加費が免除される。
- ④役員選挙における選挙権・被選挙権は有しない。
- ⑤上記以外の事項については、学会規約第5条会員・会員の権利にある一般会員と同じとする。

付 則

この規則は2008年10月19日より施行する。

この規則は2011年9月17日より一部改正施行する。

『福祉文化研究』投稿規程

(平成12年3月25日制定)

1. 本誌への投稿は共著者も含めて本学会員であることを原則とする。
2. 他誌に発表された原稿（予定も含む）の投稿は認めない。
3. 研究・投稿に際し、文部科学省・厚生労働省「人を対象とする医学研究に関する倫理指針」を順守し、本学会「倫理規程」本学会「投稿規程」に従う。

4. 本誌は原則として依頼原稿、投稿原稿およびその他によって構成される。

- (1) 投稿原稿の種類とその内容は以下のとおりとする。

①論文 (Original Article)

福祉を文化的あるいは生活者の視点で捉えなおす独創的な研究論文

20,000字以内かつ40×40で13枚以内（要約、図、表および写真も含む）

②研究ノート (Short Article)

福祉を文化的あるいは生活者の視点で捉えなおす独創的な研究の短報または手法の改良・提起に関する論文 16,000字以内かつ40×40で10枚以内（要約、図、表および写真も含む）

③その他 (Others)

・福祉についての文化的視点や生活者の視点に立つ活動、政策、動向などについての提案・提言
15,000字以内かつ40×40で9枚以内（要約、図、表および写真も含む）

④現場実践論 (Activity Report)

福祉を文化の視点や生活者の視点に立つ現場実践から生まれた問題提起や提案、提言、方法論
・福祉について文化的視点に立つ活動の実践報告（活動の結果創り出された作品等の紹介、報告
も含む）
いずれも16,000字以内かつ40×40で10枚以内（要約、図、表および写真も含む）

⑤資料 (Information)

福祉を文化的視点から論じ、または実践する上で有益な資料

16,000字以内かつ40×40で10枚以内（図、表および写真も含む）

⑥福祉の文化的視点、生活者の視点からする評論・書評

・掲載論文に対する意見、海外事情、関連学術集会の福祉文化的視点からの報告など
4,800字以内かつ40×40で3枚以内（図、表および写真も含む）

・福祉を文化の視点や生活者の視点から執筆された著作についての書評
3,200字以内かつ40×40で2枚以内（図、表および写真も含む）

- (2) 投稿原稿のうち①と②の構成は別表に準ずるものとする。

- (3) ①～⑤は査読者による査読の対象となる。

①～②は査読者は原則2名とする。

③～⑤は査読者は原則1名とする。

⑥は編集委員による審査とする。

5. 投稿原稿の採否は、原則として査読者2名の審査を経て、編集委員会で審議し決定する。2名の査読者の審査が著しく異なる場合は、第三の査読者を立てる場合がある。最終的には編集委員会の判定により、採否および掲載原稿の種類の変更を勧めことがある。なお、投稿者は、査読結果について編集委員会に説明を求めることができる。

(別表) 論文と研究ノートの基本構成

項目	内容
タイトル	和文と英文両方を表記すること
抄録、要旨、まとめ	目的・方法・結論に分けて見出しを付けて記載すること (1,000字以内)
キーワード	5語以内
1. 序論（はじめに・まえがき）	研究の背景・目的
2. 研究方法（方法と対象・材料） 倫理的配慮	研究上依拠する「福祉文化の定義」の明示 研究・調査・分析に関する手法の記述および資料・材料の収集方法・倫理的配慮
3. 研究結果	研究等の結果
4. 考察	結果の考察・評価
5. 結論（おわりに・あとがき）	結論・今後の課題
注	6. 投稿原稿の執筆要領（10）に従う（省略も可）
文献	6. 投稿原稿の執筆要領（11）に従う

6. 編集委員会は、投稿原稿について修正を求めることがある。修正を求められた原稿は、できるだけ速やかに再投稿する。なお、返送から1ヵ月以上経過しても連絡がない場合は投稿取り下げとみなす。

編集委員会で修正を求められ再投稿する場合は、指摘された事項に対する回答を、別に付記するものとする。

7. 投稿原稿の執筆要領

論文または研究ノートとして投稿する場合は、別表「論文と研究ノートの基本構成」に従って構成すること。

(1) 原則としてパソコン、ワープロを使用すること。A4判用紙に、横書きで40字×40行で印字する。数字（2桁以上）および英字は原則として半角とする。

手書きの場合は400字詰横書きの原稿用紙を使用する。数字（2桁以上）および英字は原則として1マスに2字とする。

(2) 番号のふりかたは以下のようにする。

1 章番号

1 - 1 小章番号

- 1)節番号（大きな区切り）
 (1).....次に大きな区切り
 ①.....細目番号（列挙して説明する時など）
- (3) 原則として新かなづかいを用い、できるだけ簡潔に記述する。誤字やあて字が多く、日本文として理解が困難な場合は返却することがある。
- (4) 投稿原稿は、原則として日本文とする。外国語の原稿を投稿する場合は事務局に問い合わせること。
- (5) 数字は算用数字を用い、単位や符号は慣用のものを用いる。
- (6) 特殊な、あるいは特定分野のみで用いられている単位、符号、略号ならびに表現には必ず簡単な説明を加える。
- (7) 外来語は、片かなで書く。外国人名や適当な日本語訳のない述語などは、原綴を用いる。手書きの場合、ローマ字は活字体を用い、イタリック体で記述する場合は、アンダーラインで示す。
- (8) 図、表および写真には図1、表1および写真1などの番号をつける。本文とは別にまとめておき、原稿の欄外にそれぞれの挿入希望位置を指定する。図、表、写真は原則としてそのまま掲載できる明瞭なものとする。図、表にはタイトル、写真にはキャプションをつけること。
- (9) 原稿には投稿票を付し、所定欄にもれなく記入する。
 異なる機関に属する共著である場合は、各所属機関に番号をつけて氏名欄の下に一括して示し、その番号を対応する著者の氏名の右肩に記す。
- (10) 注について
 注は必要最小限に留め、本文中の該当箇所に右肩上付きで、□¹⁾、.....□²⁾、.....□³⁾と順に示し、注自体は本文中の後に一括して記載する。
- (11) 文末の文献リストの表示について
 文献リストには、本文中に引用もしくは言及した文献のみを記載する。文献リストは、著者名のアルファベット順に、文末の注の後に一括して記載する。文献の記載は、下記要領によって記載すること。
- 書籍の場合：著者名・編者名（発行年＝西暦）『書名』出版社。
 雑誌の場合：著者名（発行年＝西暦）「表題」『雑誌名』巻号、該当頁。
 同じ著者の文献が複数ある場合：発行年のあとに、アルファベットをつけ、区別する。共著の場合：著者名を「・」でつなぐ。なお、原則として、特殊な報告書、投稿中原稿、私信などで一般的に入手不可能な資料は、文献としての引用を差し控える。
- (記載例)
 一番ヶ瀬康子・河畠修・小林博、他編（1997）『福祉文化論』有斐閣。
 太田貞司（2000）「高齢者ケアと福祉文化」『福祉文化研究』9, 1-5。

欧文の場合、書名、掲載誌名は、イタリック体（ないしは、アンダーラインを引く）とする。

また翻訳書の場合は、さらに(=翻訳の出版年、訳者名『訳書のタイトル』出版社名)を記載する。
(記載例)

Alport,G.M.(1942)The Use of Personal Documents in Psychological Science,Social Science Research Council. (= 1970、大場安則訳『心理科学における個人的記録の利用法』培風館。)

Webからの引用の際には、著者名(公表年または最新の更新年)「当該情報のタイトル」(URL、アクセス年月日)を掲載する。

(記載例)

厚生労働省(2004)「障害者(児)の地域生活支援の在り方に関する議論の整理」(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/09/s0902-3.html> 2010.5.5)

(12) 引用について

基本的に、論文中の引用方法を統一することが重要である。

①短い引用の場合

一番ヶ瀬(1997:19)は、Aについて「——」と述べている。
あるいは、
一番ヶ瀬は、Aについて「——」と述べている(一番ヶ瀬 1997:19)。

とする。つまり、著者名・発行年・引用頁を本文に挿入する。ただし、引用文献が論文などで出所が分かりやすい場合はとくに引用頁を記載しなくてもよいが、単行本などの場合は出所が分かりやすいように、引用頁を明示する。そして、文末に、注の欄と文献の欄を別に設ける。引用文中に「——」が使用されている場合はその個所を『　　』に変える。

②長い引用の場合

本文・・・・・・

1行空ける

□□□・・・・・・

□□・・・・・・・・

□□・・・・・・・・。(一番ヶ瀬 1997:19)

1行空ける

□本文・・・・・・

・・・・・・・・・・

③翻訳のある外国書からの引用の場合

原典から直接引用する場合は、Alport(1942:16-20)あるいは(Alport 1942:16-20)のように記載するが、翻訳書から引用する場合は、Alport(=1970:46-48)あるいは(Alport = 1970:46-48)のように記載する。

④参照の表示の仕方

Bについての先行研究を概観すると次のような特徴がみられる(三浦 2002; 永岡 2002)。

8. 投稿原稿は、本文、図、表、写真、抄録などもすべて正1部、副2部を送付する。副本は複写でもよい。パソコン、ワープロで作成した投稿原稿は、原文をワード又はテキスト形式に変換し、電子記録媒体（CD-ROM、USBメモリー等）にコピーして添付すること。
9. 原稿の提出期日は8月末日（当日消印有効）とし、刊行は年1回3月とする。
10. カラー等特殊な印刷を希望する場合には、著者負担とする。
11. 本誌に掲載された論文の原稿は、原則として返却しない。
12. 投稿原稿送付の際は、封筒の表に「福祉文化研究原稿」と朱書きし、日本福祉文化学会事務局（または、編集者の指定する送付先）に郵送する。
13. 掲載原稿の著作権は本学会に帰属する。ただし、本会が必要と認めたとき、あるいは外部から引用の申請ならびに版権使用の申請があった時は、「日本福祉文化学会著作権規程」に基づき編集委員会で審議の上、これを認めることがある。
14. 著者校正は1回とする。基本的に校正の際の加筆は認めない。
15. 本誌に掲載された著者に本誌を2部送付（贈呈）する。別刷りを希望する場合は有償となる。別刷りの部数ごとの金額については、該当者へ連絡をする料金表を参照し、直接出版社に問い合わせること。
16. 『福祉文化研究』に掲載された論文等は、刊行後できる限り速やかに、学会のホームページに公表される。
17. ホームページに掲載された論文等を収録した研究誌『福祉文化研究』（冊子）の送付を希望する場合は、本学会事務局に申し込み、有償にて入手できる（50部限定）。
18. その他、本規程に関する問い合わせは本学会事務局へ。

本規程は、以下の文献を参考にしている。

日本社会福祉学会（2013）「機関誌『社会福祉学』執筆要領」『社会福祉学』54（2）。
日本地域福祉学会（2013）「『日本の地域福祉』執筆要項」『日本の地域福祉』26。

付則 平成12年3月25日より施行する

平成24年12月22日より一部改正し施行する
平成28年4月1日より一部改正し施行する

『福祉文化研究』 投稿票

日本福祉文化学会

ゲラ校正等、送付先（自宅または勤務先）に○印をつけてください。
投稿の際はコピーまたはホームページからダウンロードしてご使用下さい。

福祉文化実践学会賞選考規程

2005年1月30日制定

1. 福祉文化実践学会賞は、前年度までに発行された『福祉文化実践報告集』及び学会誌『福祉文化研究』に掲載された「論文」「報告」「小論」「現場実践論」等、および、本学会の会員で当該年度までに行った福祉文化実践活動の中から最も優れた現場実践やボランティア活動等に対して与えられる。
2. 受賞者の人数は、原則として1年度に1名または1団体とする。
3. 受賞者の選考は、選考委員会が以下の要領で行い、理事会の承認を得て決定する。ただし、第1回目の受賞者の選考は別途定める。
 - (1) 受賞候補者の推薦は、選考委員会が行う。
 - (2) 選考委員会は、副会長1名、『福祉文化実践報告集』編集委員長、『福祉文化研究』編集委員長、企画委員会委員長、事務局長の5名によって構成される。ただし、役職を兼任している場合の委員補充は行わない。
 - (3) 選考委員会は、当該年度の4月30日までに、受賞候補者名と推薦文を会長宛に提出する。
 - (4) 会長は受賞候補者名と推薦文を理事会に提出し、理事会で受賞予定者を決定する。また、受賞予定者に通知する。
 - (5) 受賞候補者がなかった場合、あるいは、理事会の審議の結果、受賞候補者のいずれもが受賞者として適当ではないと判断された場合は、その年度の受賞者はないものとする。
4. 受賞者には、賞状および副賞として5万円の金品が授与される。
5. 授賞式は、総会の席上で行う。その際、1名分の交通費を支給する。
6. 本規定は、理事会の議を経て変更することができる。

付則 本規定は、2005年1月30日より施行される。

日本福祉文化学会倫理規程

日本福祉文化学会は、人間としての幸せを求める、人々の権利を探求することを最も重要なテーマとする学会として、学会および学会の会員の実践や研究、発表などの活動において遵守すべき倫理について、倫理規程を定める。

(遵守すべき倫理)

- 1 学会および会員は、学会の現場セミナー、会員の実践活動、研究活動、実践報告、研究発表などにおいて、「福祉関係事業者における個人情報の適正な取り扱いのためのガイドライン」(2004年11月・厚生労働省)に抵触しないように配慮しなければならない。
- 2 学会および会員の実践活動や研究活動などの結果の整理や報告、公表にあたっては、対象者の名誉やプライバシーなどの権利を侵害したり、整理した内容や結果を捏造してはならない。
- 3 学会および会員の実践活動や研究活動などにおいては、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントにあたる行為によって他者の権利を侵害してはならない。
- 4 学会および会員の大会での口頭発表や『福祉文化研究』などへの投稿においては、他者の論文を盗用したり、重複投稿をしたり、出所を明示（必要に応じて承諾を得る）しないで他者の論文や文献、他説を引用したりしないようにしなければならない。
- 5 学会および会員は、実践や研究、報告、発表などの活動において差別的表現や不適切とされる用語などを使用してはならない。
- 6 『福祉文化研究』の編集や査読においては、投稿者的人格を傷つけたりすることなどがないように、他者の人格の尊重や権利に配慮をしなければならない。
- 7 学会および会員は、会員の名簿などの個人情報を学会活動に必要な目的以外に用いてはならない。

(倫理委員会の設置と運営)

- 1 学会は、倫理規程の目的を達成し、倫理に関するトラブルに対応するために、倫理委員会を設置する。
- 2 倫理委員会は、理事会において理事および評議員の中から選出された倫理委員5名をもって構成され、互選により委員長を決定する。
なお、委員の任期は次回評議員選挙によって新理事および評議員が決定して引き継がれるまでとする。
- 3 倫理委員会は学会および会員の倫理向上のための提言を行う。
また、学会および会員に関する遵守すべき倫理に抵触する旨の苦情や訴えがあった場合ならびに救済の訴えがあった場合には、裁定に関わる審議を行い、その結果を理事会に提案する。
- 4 倫理委員会の裁定の決定と通告については、委員会の提案に基づいて理事会が決定し、理事会が当事者に通告を行う。
その後の対応については、理事会が行う。

5 倫理委員会は、上記の訴えを受け止められるように、相談窓口を学会事務局に置く。

(改正ならびに廃止の手続き)

規程の改正・廃止は、理事会が行う。

(付則) この規程は、2010年2月28日より施行する。

日本福祉文化学会著作権規程

日本福祉文化学会は、福祉文化を理論的・実証的に研究し、福祉文化学の研究・実践活動を進めるために、研究論文等の印刷、配布又はWeb送信など、投稿者及び他の会員や社会の期待に応えるサービスを、日本福祉文化学会の名にふさわしい質を維持しながら提供する必要がある。しかも、このサービスは将来予想される新技術や会員／社会のニーズの変化に柔軟に対応しつつ、安全かつ継続して提供できなければならない。

そのためには、日本福祉文化学会が自己の名義の下で公表する著作物の著作権に関する取り扱いを明確にする必要がある。この規程ではかかる著作物の著作権を日本福祉文化学会に譲渡してもらうことを原則とするものの、それによって著者ができるだけ不便を被らないよう配慮する。

(この規程の目的)

第1条 この規程は、本学会に投稿される論文等（本学会発行の出版物に投稿される論文、解説記事等及び本学会に投稿される研究報告、シンポジウム・全国大会・本学会が主催又は共催するセミナーなどの予稿等を含む。以下あわせて「論文等」という。）に関する著作者・投稿者（以下あわせて「著作者」という。）の著作権の取り扱いに関して取り決めるものである。

(著作権の帰属)

第2条 本学会に投稿される論文等に関する国内外の一切の著作権（日本国著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利¹⁾）を含む。以下同じ。）は本学会に最終原稿が投稿された時点から原則として本学会に帰属する。

2. 特別な事情により前項の原則が適用できない場合、著者は投稿時にその旨を投稿窓口あてに文書にて申し出るものとする。その場合の著作権の扱いについては著作者と本学会との間で協議の上措置する。
3. 本学会の出版物に投稿された論文等が本学会の出版物に掲載されないことが決定された場合、本学会は当該論文等の著作権を著作者に返還する。

(不行使特約)

第3条 著者は、以下各号に該当する場合、本学会と本学会が許諾する者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。

- (1) 翻訳及びこれに伴う改変
- (2) 電子的配布に伴う改変
- (3) アブストラクトのみ抽出して利用
- (4) その他法令等に基づき同一性保持権を適用することが適切でない改変

(第三者への利用許諾)

第4条 第三者から著作権の利用許諾要請があった場合、本学会は本学会理事会において審議

し、適當と認めたものについて要請に応ずることができる。また、利用許諾する権利の運用を理事会の承認を得て外部機関に委託することができる。

2. 前項の措置によって第三者から本学会に対価の支払いがあった場合には、本学会会計に繰り入れ、学会活動に有効に活用する。

(著作者の権利)

第5条 本学会が著作権を有する論文等の著作物を著作者自身がこの規程に従い利用することに對し、本学会はこれに異議申し立て、もしくは妨げることをしない。

2. 著作者が著作物を利用しようとする場合、著作者は本学会に事前に申し出を行った上、本学会の指示に従うとともに利用された複製物あるいは著作物中に本学会の出版物にかかる出典を明記することとする。ただし、元の論文等を25%以上変更した場合にはこの限りではない。また、3項、5項にかかわる利用に関しては事前に申し出ることなく利用できる。
3. 論文等のうち、本学会が査読の上論文誌（ジャーナル及びトランザクション。以下同じ。）への採録を決定して最終原稿を受領したもの及び会誌記事については、著作者は他の学会に投稿することはできない。なお、論文等のうち、研究報告、シンポジウム予稿、全国大会予稿、セミナーの予稿など（以下「研究報告等」という。）については、研究の途中成果とみなし、著者が当該研究報告等を研究の最終成果物とするため他学会等へ投稿する（以下「論文化投稿」という。）ことに対して、本学会は本学会が著作権を保有していることを理由に著者および他学会等に対し異議申し立てを行わない。
4. 著者が論文を投稿をするにあたり、著作権の返還を本学会に申請した場合、本学会は、当該著者の申請が正当な理由によるものと認めたときは、当該研究報告等の著作権を著者に返還する。ただし、当該著者は、当該研究報告等に関し、本学会の運営上必要となる事項（第三者への複製許諾、学会が作成するWebサイト、CD-ROM等への論文掲載等）を本学会が継続して実施できるよう、本学会に対して当該研究報告等にかかる著作権の利用許諾を行うものとする。なお、当該利用許諾については投稿先の学会等に事前に通知するものとし、本学会へ利用許諾を行ったことにより投稿先の学会等との間に紛争が生じた場合は、本学会は当該著者と協力して、解決を図るものとする。
5. 著者は、投稿した論文等について本学会の出版物発行前後にかかわらず、いつでも著者個人のWebサイト（著者所属組織のサイトを含む。以下同じ。）において自ら創作した著作物を掲載することができる。ただし、掲載に際して「日本福祉文化学会倫理綱領」に則ること、ならびに本学会の出版物にかかる出典（当該出版物が発行された場合）及び利用上の注意事項2) を明記しなければならない。

(例外的取り扱い)

第6条 他の学会等との共催行事に投稿される論文等の著作権について別段の取り決めがあると

きは、前各条にかかわらず、当該取り決めがこの規程に優先して適用されるものとする。

(著作権侵害および紛争処理)

第7条 本学会が著作権を有する論文等に対して第三者による著作権侵害（あるいは侵害の疑い）があった場合、本学会と著作者が対応について協議し、解決を図るものとする。

2. 本学会に投稿された論文等が第三者の著作権その他の権利及び利益の侵害問題を生じさせた場合、当該論文等の著作者が一切の責任を負う。

(発効期日)

第8条 この規程は1989年5月1日に遡って有効とする。なお、1989年5月1日より前に投稿された論文及び小論文等の著作権についても、投稿者から別段の申し出があり、本学会が当該申し出について正当な事由があると認めた場合を除き、この規程に従い取り扱うものとする。

(付則)

本規程は、2010年2月28日より施行する。

注

1) 以下の権利を含む：複製権（第21条）、上演権及び演奏権（第22条）、上映権（第22条の2）、公衆送信権等（第23条）、口述権（第24条）、展示権（第25条）、頒布権（第26条）、譲渡権（第26条の2）、貸与権（第26条の3）、翻訳権、翻案権等（第27条）、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利（第28条）。

2) 利用上の注意事項の例：ここに掲載した著作物の利用に関する注意本著作物の著作権は日本福祉文化学会に帰属する。本著作物は著作権者である日本福祉文化学会の許可のもとに掲載するものである。利用に当たっては「著作権法」ならびに「日本福祉文化学会倫理綱領」に従うこと。

編集後記

特集や福祉文化批評の企画など薗田さんをはじめ、研究会の皆様のご尽力で、充実したものになりました。論文等に投稿・執筆していただいた会員の皆様、有難うございます。残念なお知らせは、学会設立当初からの重鎮、河畠修さんとお別れをしなければならなかつたことです。この場を借りて、感謝とご冥福をお祈りいたします。来年度から編集委員会も新編集委員長の下、新体制でのスタートです。今後とも宜しくお願ひいたします。

(月田みづえ)

昨年8月に「新しい社会的養育ビジョン」が発表されました。子どもの権利条約で求められる水準に近づけるため、また、改正児童福祉法を具体的に実行に移すためにビジョンが示されました。将来的には児童養護施設の子どもの50%、乳児院の子どもの75%を里親へ委託、施設に暮す期間を就学後は1年以内とするなどの大改革となります。しかし、前提となる里親の数が足りません。皆さん！里親になってください。本当に足りません。

(本多洋実)

民俗学では、染織の歴史と技術について文章が発表されている。日本の伝統文化の一つである染織の技術は、職人によって現代に受け継がれている。障害をもつ人達が、職人達から染めの技術を教わり、製品をつくり、一般価格で販売されている。民俗学と福祉のように、他分野と福祉とのつながりを再考した論文が投稿されることを期待しています。ゴッホと浮世絵の関係性のように。

(塩田公子)

今年度も編集委員のお仕事をさせていただき有難うございました。また査読をしてくださった会員の皆様有難うございました。事情により今年度で編集委員を引かせていただくことになりました。『福祉文化研究』がますます充実した冊子になりますことを陰ながら応援しております。

(杉田穏子)

毎年思うことです。投稿論文を見ながら「福祉文化学会の研究内容は幅広いな」と。人の生活は多くの分野が複合的に絡み合っていることを考えると、日本福祉文化学会のメンバーがつながりながら活動すると、きっと“いろいろな人のために”なるのだろうと感じます。他の学会にはないような多様性と実践の色、もっともっと社会に発信できたら……と思います。

(園川 緑)

学会誌は投稿者・寄稿者をはじめ、会員のなかから選出される査読者の協力の上に成り立っています。本号では、7本の投稿中、4本（原著論文2本、研究ノート2本）を掲載することができました。歴史、外国研究、教育（スクールソーシャルワーク）、防災など、年々、テーマが多様化しています。査読辞退が何件かあったことが遺憾でした。積極的な投稿に加え、学会誌編集にもご理解とご協力賜りますよう、何卒宜しくお願ひいたします。

(中窓 洋)

編集委員長 月田みづえ（昭和女子大学大学院）
編集委員 本多 洋実（日本体育大学）
塩田 公子（一般社団法人 とまりぎ）
杉田 穏子（青山学院女子短期大学）
園川 緑（帝京平成大学）
中嶌 洋（高知県立大学、編集事務局）

福祉文化研究 2018 Vol. 27

2018年（平成30年）3月31日発行

編集・発行 日本福祉文化学会

〒305-0033 茨城県つくば市東新井24-5
特定非営利活動法人茨城YMCA内
日本福祉文化学会『福祉文化研究』編集委員会
TEL&FAX 029-896-9389
E-mail fukushibunka@lagoon.ocn.ne.jp
ホームページ <http://www.fukushibunka.net/>

有限会社 近現代資料刊行会

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1
TEL 03-5369-3832 FAX 03-3358-3217